

参考資料 別冊

仙南地域広域景観計画

令和2年12月

宮城県

目 次

序 章 仙南地域広域景観計画の策定に当たって	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 本計画の体系図	4
第1章 仙南地域の景観特性（仙南地域広域景観マスタープランより）	5
(1) 特性 1 蔵王連峰を中心に広がる雄大かつ象徴的な自然景観	6
(2) 特性 2 仙南の風土とともに生きる人々の営みがつくり出す景観	8
(3) 特性 3 水陸交通の要衝を担った歴史性を継承する都市・町場の景観	10
第2章 景観計画区域.....	12
(1) 景観計画区域の位置図	12
(2) 景観計画区域の地区の一覧.....	12
第3章 仙南地域における共通の基本的な方針 （良好な景観の形成に関する方針）	13
(1) 基本理念	13
(2) 基本方針	13
(3) 地区別の景観形成方針について	15
第4章 地区別の景観計画区域、景観形成方針 （良好な景観の形成に関する方針）及び景観形成基準...	16
1 白石市中心部地区.....	16
(1) 景観計画区域.....	16
(2) 景観形成方針	19
(3) 景観形成基準.....	20
2 小原温泉地区.....	24
(1) 景観計画区域.....	24
(2) 景観形成方針	27
(3) 景観形成基準.....	28
3 鎌先温泉地区.....	32
(1) 景観計画区域.....	32
(2) 景観形成方針	35
(3) 景観形成基準.....	36
4 七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区	39
(1) 景観計画区域.....	39
(2) 景観形成方針	45
(3) 景観形成基準.....	46
5 角田市中心部地区	50
(1) 景観計画区域.....	50
(2) 景観形成方針	53
(3) 景観形成基準.....	54

6 高倉川農村集落地区	5 8
(1) 景観計画区域	5 8
(2) 景観形成方針	6 1
(3) 景観形成基準	6 2
7 遠刈田温泉・農村集落地区	6 6
(1) 景観計画区域	6 6
(2) 景観形成方針	6 9
(3) 景観形成基準	7 0
8 大河原町・柴田町中心部地区	7 4
(1) 景観計画区域	7 4
(2) 景観形成方針	7 7
(3) 景観形成基準	7 8
9 村田町中心部地区	8 2
(1) 景観計画区域	8 2
(2) 景観形成方針	8 5
(3) 景観形成基準	8 6
10 川崎町中心部地区	9 0
(1) 景観計画区域	9 0
(2) 景観形成方針	9 3
(3) 景観形成基準	9 4
11 釜房湖周辺地区	9 8
(1) 景観計画区域	9 8
(2) 景観形成方針	1 0 1
(3) 景観形成基準	1 0 2
12 丸森町中心部地区	1 0 6
(1) 景観計画区域	1 0 6
(2) 景観形成方針	1 0 9
(3) 景観形成基準	1 1 0
第5章 届出対象行為と届出の流れ	1 1 3
(1) 届出が必要な行為（届出対象行為）	1 1 3
(2) 特定届出対象行為	1 1 5
(3) 届出手続きの流れ	1 1 5
(4) 届出の対象外となる主な行為	1 1 5

序 章 仙南地域広域景観計画の策定に当たって

(1) 計画策定の背景と目的

宮城県の南部に位置する仙南地域は、蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川に象徴される雄大な自然に加え、変化に富んだ地形を活かした牧場や果樹園、田園、温泉地などの多様な人々の営み、街道や宿場町、川湊の歴史文化など、自然と人と歴史が一体となって培われた景観を有しています。仙南地域の至るところから眺望できる蔵王連峰に象徴されるように、これらの豊かな景観が、ひとつの市や町を越えて広がっていることで“仙南地域らしさ”を醸し出し、私たちに潤いのある快適な生活環境を与えています。

このような背景の下、宮城県では、景観法運用指針で示された広域的な景観形成の手法を踏まえ、仙南地域の良好な景観の保全や活用を図るための基本事項を定めた「仙南地域広域景観マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」を策定します。マスタープランでは、景観特性、基本理念、基本方針及び景観重点区域を整理したほか、景観まちづくりに取り組んでいくための県と仙南市町^{※1}の役割分担や、その進め方について明らかにしております。

今回、景観形成の実効性を持たせるため、景観法（以下「法」という。）に基づき仙南地域広域景観計画（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は、マスタープランの基本理念及び基本方針を踏襲し、景観重点区域の中でも景観計画による景観の保全・形成が必要な地区を景観計画区域^{※2}に指定し、地区ごとの景観形成方針や行為の制限を定めることで緩やかな景観コントロールを図ります。また、本計画の策定により仙南地域が一体となって景観形成に取り組む契機とし、仙南地域らしさが感じられる良好な景観の形成を図ることを目的とします。

本計画策定後、仙南市町は景観行政団体へ移行し、県と仙南市町との役割分担の下に、本計画に定める行為の制限に係る届出受理事務を担います。県は、届出受理事務について広域調整を図るとともに、本計画を下地とした仙南市町の独自の景観計画策定についても支援を続け、仙南地域における段階的な景観形成を推進していきます。

※1 仙南市町

本計画における仙南市町とは、マスタープランP. 6に記載の白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町の2市7町とします。

※2 景観計画区域

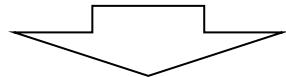
マスタープランでは、広域的な景観特性の地理的まとまりが見られる地域を、本計画や将来的に市町が策定する景観計画において、重点的に景観形成に取り組む区域を見据えて、景観重点区域として16地区を選定しました。本計画では、国定公園特別地域として一定の景観形成が図られている蔵王火山周辺地区、長老湖・横川地区、北原尾地区及び青根温泉地区の4地区を除いた12地区を景観計画区域に位置付け、景観計画による景観形成を図ります。

これは、景観計画区域よりも自然公園法の特別地域における行為の制限が厳格であることから、緩やかな景観コントロールを図る本計画による過度な規制とならないよう配慮するためですが、本計画策定後は、自然公園法の許可の状況を注視しながら、4地区の景観計画による景観形成についても必要性を検討します。

▼仙南地域広域景観マスターplan及び景観計画の位置づけ

(仙南地域広域景観マスターplanより)

宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針
(平成24年3月策定)

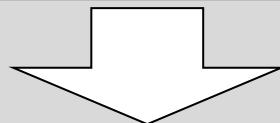
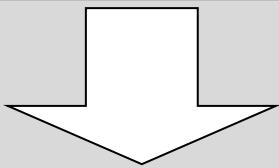


仙南地域における広域景観形成

仙南地域広域景観マスターplan

主な策定項目

- ・仙南地域の「景観特性」、景観形成に係る「基本理念」及び「基本方針」
- ・広域的観点から景観上重要な地域である「景観重点区域」の設定



景観行政団体移行後

(景観法に基づき県が策定する)

仙南地域広域景観計画

【景観法第8条】

- 主な策定項目(対象:仙南地域)
- ・景観計画区域(景観重点区域のうち新たな制限が必要な区域)
 - ・各市町の景観計画区域ごとの景観形成方針
 - ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - ・その他良好な景観形成に必要な事項

権限移譲



継承

(各市町が策定する)

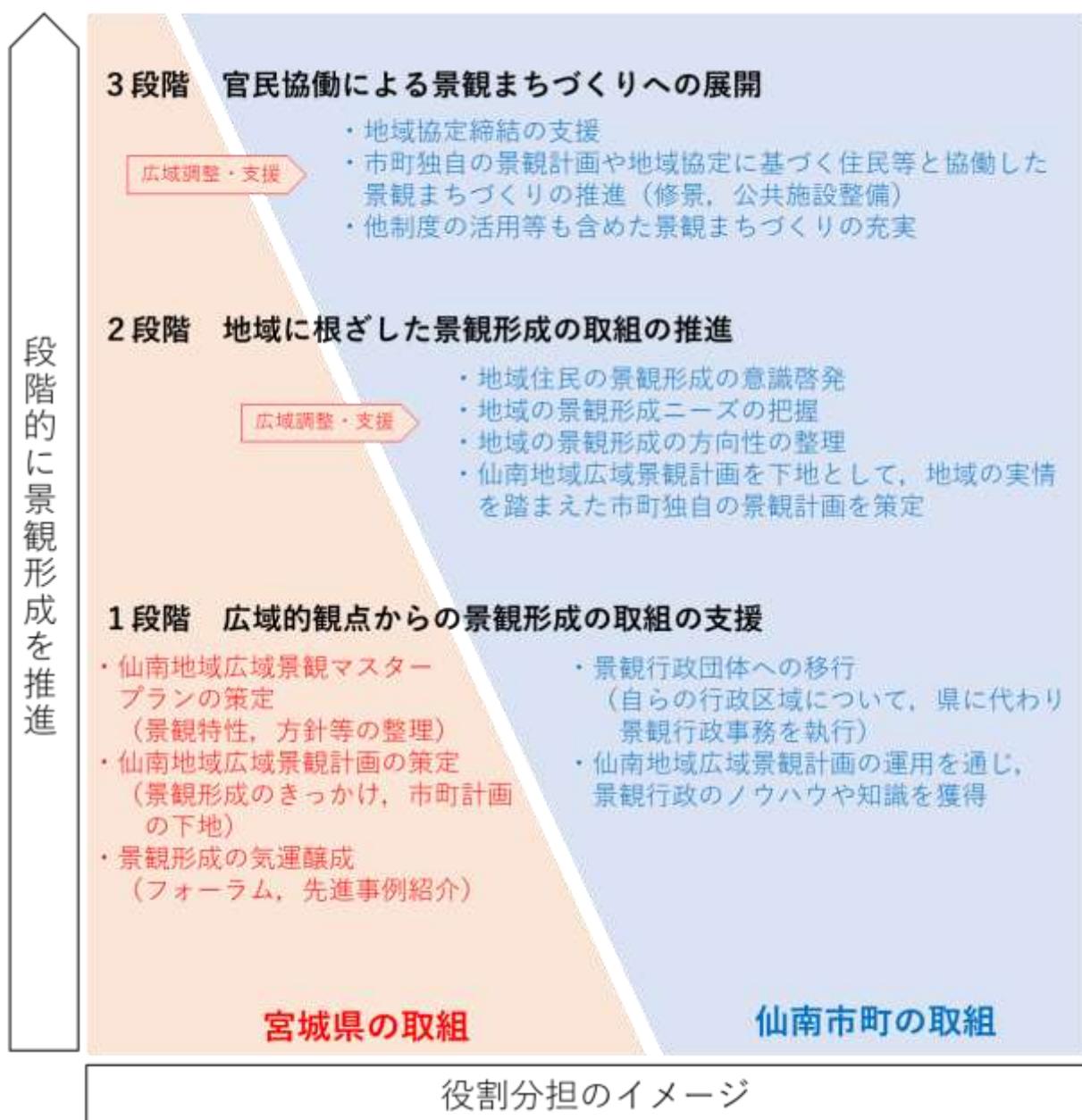
○○市(町)景観計画

【景観法第8条】

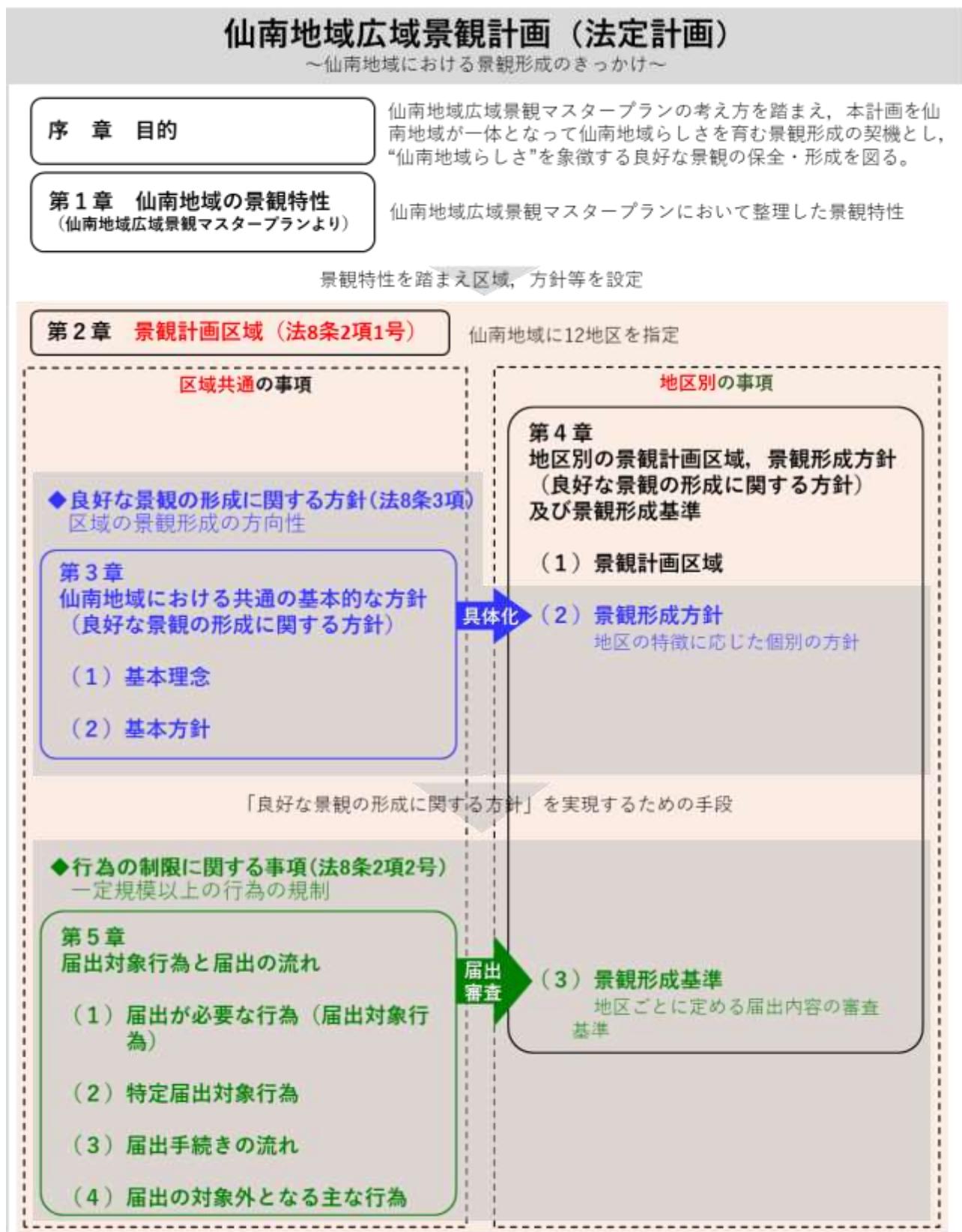
主な策定項目(対象:各市町)

- ・(仙南地域広域景観計画で定めた区域を含む)景観計画区域
- ・自市町の景観計画区域内の景観形成に関する方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・その他良好な景観の形成に必要な事項

▼段階的な景観形成（仙南地域広域景観マスターplanより）



(2) 本計画の体系図



法8条2項3号に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針は、個々の建造物・樹木を指定するための方針であることから本計画では定めず、市町計画を策定する際に検討するものとします。

第1章 仙南地域の景観特性（仙南地域広域景観マスタープランより）

仙南地域の景観は、あらゆる場所からその姿を目にすることができる蔵王連峰の山岳景観を象徴とした山や川が織り成す自然景観と、仙南地域の風土とともに人々が生きてきた営み、歴史・文化が一体となって、“仙南地域らしさ”を醸し出しています。

その蔵王連峰を中心に多様に変化する地形において、仙南地域の人々の知恵と工夫により、その土地に応じた営みが育まれています。高原での牧場やそば畑、山麓での果樹園、広がりのある河川沿いの平野部での田園等は、豊かな恵みをもたらす生業とともにある景観として目にすることができます。古くから湯治場として栄える温泉地も、火山である蔵王連峰の恵みを活かす人々の営みがつくり出す景観です。

市街地は、仙南地域の地理的特性を背景に、中世から近世にかけて国境の要衝として、陸上交通網である街道や水上交通網である河川によりネットワーク化されながら、人や物の交流を育み、形成された都市・町場の景観が、時代とともに少しづつ変化しながら、現在の市街地景観をつくり出しています。

また、仙南地域の人々は、太古から神山として蔵王連峰の山々を敬い、その自然を大切に守ってきました。

広域的な観点からみる仙南地域の景観特性とは、地域の象徴である蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川の豊かな自然を礎に、これら自然とともに暮らしてきた人々の営みが生み出す景観が表れているものであり、これが“仙南地域らしさ”的な醸成につながっていると考えます。



▲仙南地域の景観特性（全体像）

(1) 特性1 蔵王連峰を中心に広がる雄大かつ象徴的な自然景観

- 1) 蔵王火山の活動による雄大かつ特徴的な地形美
- 2) 神宿る地としての象徴性と山容への眺め
- 3) 水資源を支える豊かな自然環境
- 4) 阿武隈川や白石川等による豊かな水を湛える河川景観

1) 蔵王火山の活動による雄大かつ特徴的な地形美

御釜を中心とする地蔵山、熊野岳、刈田岳などからなる蔵王火山は、過去数千回もの噴火を繰り返しながら現在の山体を形成した活火山です。「山の上の火山」と称されるように、蔵王火山は隆起した奥羽山脈の上に載っており、蔵王連峰がつくり出す山岳地は、変化に富んだ地形から構成されています。

五色岳・御釜や、駒草平、馬の背等の数多くの景勝地は、火山活動による噴火や溶岩流により形成された地形、崩壊地形等、さまざまな景観を形成しており、これらは他に類を見ない奥羽山脈と蔵王火山が数万年の時間とともにつくり出した雄大かつ特徴的な地形美を持つ景観です。

これらの特徴ある地形美は、国定公園等の指定により自然環境の保全を図りつつ、多くの来訪者を魅了し、仙南地域を代表する美しい自然景観として地域内外の人々に親しまれています。

2) 神宿る地としての象徴性と山容への眺め

蔵王連峰は、奈良時代に蔵王権現の分霊が勧進された後、噴火の度に神聖化が進み神山として崇められ、平安時代の修験道による山岳信仰（蔵王信仰）の聖地と相まって、神宿る地としての象徴性を持つようになりました。さらに、江戸時代には、大小の溶岩が露出する荒涼とした景観があの世とこの世を結ぶ地として認識され、その地へ赴くことは生まれ変わりによる功德となることから、民衆の間にも蔵王参詣が流行し、多くの人が訪れるようになり、ますますその象徴性が高まりました。

この蔵王連峰が持つ神宿る地としての性質は、蔵王連峰を訪れることや蔵王信仰に関わらず、次第に仙南地域で生きる人々にとっても、その山容への眺めをもって象徴的な存在として感じられるようになっていると言えます。

脈々と人々の心に受け継がれてきた蔵王連峰の象徴性は、仙南地域のどこからでも見える蔵王連峰の山容への眺めを通して、仙南地域らしさとして多くの人々の心に宿る景観となっています。

3) 水資源を支える豊かな自然環境

蔵王連峰を中心とする奥羽山脈は、夏の雨、冬の積雪により豊かな水を湛える山地であり、その水資源は、白石川水系である松川をはじめとした多くの河川や湧水として、仙南

地域に恵みをもたらしています。

これらの水資源は、河川沿いの農地を潤すとともに、白石川上流に整備された七ヶ宿湖や名取川の釜房湖等のダム湖では、水道用水やかんがい用水等に利用され、仙南地域や仙台都市圏の多くの人々の暮らしを潤す貴重な資源を担っています。

この豊かな水の環境は、蔵王連峰をはじめとした山（森）の環境の豊かさ（健全さ）の表れであり、山における森と水がつくり出す自然環境は、仙南地域全体の土地の豊かさを支える自然景観であるといえます。

4) 阿武隈川や白石川等による豊かな水を湛える河川景観

福島県に源流を有する阿武隈川は、宮城県境の丸森町から角田市にかけて、川幅を広げながら緩やかな流れとともに河道が大きく蛇行し、それに合わせて形成される瀬渕とともに変化に富んだ美しい水辺の景観を形成しています。丸森町では、水運とともに栄えた歴史を活かし、この豊かな阿武隈川におけるライン下り観光も行われ、船上（水上）からの川の眺めが多くの人々に楽しめています。

蔵王連峰に源流を有する白石川では、白石市街から一定の川幅を持った穏やかな流れとなり、大河原町から柴田町にかけて土手には多くの桜並木が整備され「一目千本桜」として多くの人に親しまれています。また、角田市街地周辺では、阿武隈川の河川敷において、桜並木と菜の花が整備されるなど、仙南地域を流れる河川には、花や木々と水の流れが織り成す美しい水辺景観が形成され、これらもまた仙南らしさを育む景観となっています。



▲御釜（蔵王町）



▲蔵王連峰の山容（角田市）



▲白石川上流の水芭蕉群生地
(七ヶ宿町)



▲白石川沿いの桜並木（柴田町）

(2) 特性2 仙南の風土とともに生きる人々の営みがつくり出す景観

- 1) 高原から低地まで変化する地形に応じた多様な農の営み
- 2) 火山と水脈を利用した蔵王山麓の歴史ある湯治文化と温泉地
- 3) 屋敷や農地を守る屋敷林や防風林が特徴的な農村景観

1) 高原から低地まで変化する地形に応じた多様な農の営み

仙南地域では、蔵王連峰を中心とした奥羽山脈や阿武隈山系により、仙南地域の地形は変化に富んでいると同時に、標高 1,800mを超える蔵王連峰による標高差から場所により気候風土も大きく異なります。

七ヶ宿町では、高原の気候や地形条件に応じた牧場経営やそば栽培等、特色ある農の営みが育まれ、丸森町の山間地等では斜面地での棚田による稲作の風景も見られます。蔵王山麓に位置する蔵王町では、丘陵地形に沿って果樹園が広がり、栽培される果物は蔵王町の特産品となるなど、変化する地形に応じた農の営みが地域ごとの特色ある景観となっています。また、豊かな水を湛える阿武隈川や白石川等の河川沿いには沖積平野が広がり、豊かな水環境と合わせ、稲作を中心とした広々とした田園景観が見られます。

これら、農の営みがつくり出す景観は、季節によって刻々とその姿を変化させることで季節を感じさせ、それらを生業とする人々が暮らす集落地と一体となって、仙南地域の豊かさを醸し出す景観のひとつとなっています。

2) 火山と水脈を利用した蔵王山麓の歴史ある湯治文化と温泉地

蔵王連峰の火山性の地形と豊かな地下水は、山麓において温泉の恵みをもたらし、古くから各地に湯治場が形成され、多くの人々を癒してきました。近世に始まる蔵王参詣や、近代の蔵王連峰の自然を楽しむ観光も影響し、これらの湯治文化は次第に多くの来訪者を癒し楽しませる温泉地として、今では仙南地域を特徴づける営みのひとつとなっています。

仙南地域の温泉地は、旅館等の数はあまり多くはないものの、蔵王連峰の美しい自然と調和した静かな風情ある景観を形成しているのが特徴のひとつです。また、山間地で生活を始めた木地師による工芸品のひとつであるこけしづくりも相まって、温泉地の土産品として店先に並ぶようになるなど、仙南地域の湯治文化が生み出した特徴ある景観が受け継がれています。

3) 屋敷や農地を守る屋敷林や防風林が特徴的な農村景観

仙南地域では、標高の高い蔵王連峰がもたらす気象現象のひとつとして、冬から春先にかけて強い風が吹き下ろす「蔵王おろし」は、人々の暮らしの中で避けて通れないもののひとつです。

かつて強い風や雨は、時として屋敷や農地に大きな被害をもたらすものであり、先人たちは、屋敷地や農地を守る工夫として、高木を屋敷地の周囲や農地の脇に風向きに応じて配置することで対応をしてきました。このような工夫は、仙南地域の農村集落のあちこちで見られます。

川崎町では、町の中心を通る旧街道に対し、垂直方向に街区ごとに高木が立ち並ぶ防風林の景観が特徴ある農村景観となっています。角田市では、阿武隈川沿いの田園地域において、広がりのある平野部において河川沿いを吹き抜ける風や山からの吹き降ろしの風等を意識した屋敷林を持つ屋敷地が点在し、広がりのある農地とともに特徴ある田園景観となっています。

生活様式の変化と建材・工法の変化により、農家住宅等における屋敷林は減少しているものの、仙南地域の風土とともに生きる人々の営みがつくり出してきた景観として、今でも目にすることができます。



▲春の田園風景（蔵王町）



▲秋の田園風景（蔵王町）



▲鎌先温泉（白石市）



▲旧街道の松並木と屋敷林（川崎町）

(3) 特性3 水陸交通の要衝を担った歴史性を継承する都市・町場の景観

- 1) 地形を活かし整備された城下町の歴史と文化を継承した都市
- 2) 水運・陸運による流通で栄えた商業地
- 3) かつての街道の往来を支えた宿場町の風情を残す町場・集落地

1) 地形を活かし整備された城下町の歴史と文化を継承した都市

中世以降、国境に位置する仙南地域は、関東と東北を結ぶ交通の要衝であったことから、歴史的に重要な役割を担うエリアとして、都市が築かれてきました。

なかでも白石市の市街地は、近世に入り本格的に城下町が築かれ、その際、城山により吹き降ろしの風を弱められる位置に城下町を配するとともに、白石川から水を引き入れ城下には堀や水路を張り巡らしました。この城山や白石川等の自然を巧みに利用した基盤は現在の市街地にも継承され、今でも城下には豊かな水が流れ、武家地由来の低層住宅地や町場由来の商店街等とともに歴史性を継承した景観が見られます。近代に入り鉄道網が整備され、城下の脇に駅が置かれることにより、駅周辺から城下町にかけて白石市の中心を担う市街地の景観が形成されています。

また、柴田町の四保山や村田町、川崎町においても、広域交通の要衝として、丘陵部に山城を配し、ふもとに城下が整備されるなど、地形条件を活かした都市が築かれることにより市街地が形成され、現在でも町割りの名残を示す道筋や町場の景観を通してその歴史性を見ることができます。

2) 水運・陸運による流通で栄えた商業地

仙南地域は、近世には奥州街道、笛谷街道等の広域交通網が交差するとともに、阿武隈川による水運等、水運・陸運の両面から広域交通の利便性の高い地域で、現在でも東北本線等の鉄道網や福島・宮城・山形を結ぶ国県道が充実している地域です。

村田町は、この広域交通の地理的特性を活かし、かつて紅花などの売買による流通で栄えた商家町に由来し、今でも店蔵と門を持つ建物が建ち並ぶ歴史的な街並みが継承されています。近代化に伴い、その周辺に公共施設等の立地が進み、商家町として栄えた歴史性を継承する町場とその周囲により、村田町の中心を担う市街地景観が広がっています。

丸森町や角田市は、阿武隈川の水運による流通上の拠点となる町場や中継地として栄えた歴史を有する町です。現在では、水運の機能は鉄道に代わり失われており、丸森町には川湊の痕跡と、水運に代わるライン舟下りが行われているものの、川との関わりはわずかになっています。しかし、それぞれの市街地内には、水運で栄えた歴史を今に伝える店蔵等の歴史的な建物が残っており、その歴史性を緩やかに継承した市街地景観が形成されています。

3) かつての街道の往来を支えた宿場町の風情を残す町場・集落地

仙南地域には、近世に東北の大動脈である奥州街道、現在の仙台市と山形市を結ぶ笹谷街道（紅花街道・羽前街道も含む）、福島県から宮城県を経由して山形県を結ぶ七ヶ宿街道が整備され、それぞれに数多くの宿場町が形成されました。

なかでも大河原町の中心部は、奥州街道の大河原宿に由来し、今でもかつての街道であった通り沿いには宿場町の名残をとどめる建物等が見られます。大河原町は、この宿場町を中心に、街道が担った交通機能が国道や鉄道へと変わったことに合わせ、駅周辺や国道沿いへと市街地が広がり、現在の市街地景観が形成されています。

その他、奥州街道の宿場町としては、白石市の白石宿や柴田町の槻木宿等も形成されました。いずれも近代化に伴う市街化の過程でその面影を失い、今では景観からその特徴を見つけることは難しくなっています。

七ヶ宿町は、蔵王連峰の山間に位置し、町内をかつては七ヶ宿街道が通り、その名前の通り7つの宿を有していました。街道の道筋は現在の国道へと変わる中、ダム整備に伴いかつて宿場町であった集落1地区は失ってしまうものの、その他の集落は、生活様式等の変化により街並みは緩やかに変化しつつも、街道と点在する集落地の関係は維持され、街道沿いの町らしい景観が継承されています。



▲堀割と武家屋敷地（白石市）



▲街道沿いの宿場町の名残（大河原町）



▲紅花で栄えた蔵の街並み（村田町）



▲阿武隈川ライン下り（丸森町）

第2章 景観計画区域

(1) 景観計画区域の位置図

本計画の対象区域は、広域的観点から見える3つの景観特性を踏まえ、“仙南地域らしさ”を象徴的に目にすることができるエリアのうち、景観まちづくりを意識した12地区を指定します。



▲景観計画区域の位置図

(2) 景観計画区域の地区の一覧

地区番号	地区名	市町
1	白石市中心部地区	白石市
2	小原温泉地区	
3	鎌先温泉地区	
4	七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区	白石市、七ヶ宿町
5	角田市中心部地区	角田市
6	高倉川農村集落地区	角田市
7	遠刈田温泉・農村集落地区	蔵王町
8	大河原町・柴田町中心部地区	大河原町、柴田町
9	村田町中心部地区	村田町
10	川崎町中心部地区	川崎町
11	釜房湖周辺地区	丸森町
12	丸森町中心部地区	丸森町

第3章 仙南地域における共通の基本的な方針（良好な景観の形成に関する方針）

本計画区域における良好な景観形成に関する方針として、区域内で共通する方針として基本理念、基本方針を示すとともに、地区別に具体的な景観形成方針を示します。

（1）基本理念

- 1) 蔵王連峰の山岳景観を象徴とした山や川が織り成す自然景観と、仙南地域の風土とともに人々が生きてきた営み、歴史・文化が一体となってつくり出している景観は、仙南地域らしさを表徴するものであり、その姿が失われないよう保全、継承します。
- 2) 仙南地域の景観は、地域に賑わいをもたらすものであり、その魅力を高めるよう景観づくりを進めるとともに、地域の活性化にも資するようその活用を図ります。
- 3) 蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川とともに育まれた人々の営みがつくり出す景観は、仙南地域らしさを表わすものであるという認識の下、その誇りを受け継ぎながら、景観形成に取り組みます。

（2）基本方針

基本方針1：地域の共有資産である蔵王連峰を中心とする自然景観を保全します

蔵王連峰を中心とする自然景観は、古くから地域の人々の営みとともに大切に守られてきました。その美しく雄大な景観は地域に住む人々だけではなく、訪れる者も魅了するものとなっており、県全体の共有の財産といえます。これら自然景観の保全には、地域全体で共通した認識の下、市町の区域を越えて、景観形成に取り組んでいきます。

基本方針2：地域の人々の営みの中で長きに渡りつづられてきた景観を継承します

山間部の牧場や果樹園、河川周辺の田園などの生業、気候風土に適応した生活など、蔵王連峰の自然環境を土台に、人々の営みがつくりってきた景観は、仙南地域をより魅力的なものにしています。また、地域のどこからでも見ることができる蔵王連峰の姿は、地域の人々の生活の背景として、受け継がれてきました。これらの景観を形づくる人々の生業や営みを仙南地域全体、またはひとまとめの景観を形成する広範囲において一体的に継承していくことが必要であり、そのための支援をしていきます。また、蔵王連峰の美しい姿が望める魅力的な眺望など、仙南地域の特徴が顕著な景観については、景観形成のルールをつくることなどにより保全・継承を図ります。

基本方針3：仙南地域に調和した魅力ある景観を創出します

長い歴史を経て仙南地域に受け継がれてきた自然や街並みは、地域の成り立ちを示す個性的な景観です。これらの景観の魅力を損なうことなく、より一層引き出すことができるよう景観づくりに取り組んでいきます。同時に、蔵王連峰や阿武隈川・白石川、道路等については、一体的な景観づくりを図ることができるよう、そのルールについて考えていきます。また、視点場となる公園、休憩スペース、道路や歩行者路については、視対象となる景観をより魅力的に見ることができるように空間づくりに取り組んでいきます。

景観を構成する上で大きな役割を占める建築物や工作物については、周囲の景観と調和し、また魅力向上につながるよう、整備や管理に取り組むとともに、景観を阻害する要素となる工作物や広告物を抑制するなど、よりよい景観の形成を図っていきます。

基本方針4：景観の魅力を活かし、地域の活性化につながるよう活用します

仙南地域の大切な景観を地域の中で受け継いでいくことはもちろん、来訪者にも喜ばれるよう景観の形成を図ります。そのため、景観の魅力を効果的に発信するとともに、地域住民の考え方を踏まえて景観の活用のための仕かけづくりをするなど、地域が一体となった景観まちづくりに取り組み、交流人口の増加を図っていきます。

また、地域の賑わいを創出するため、景観を活かした地域の行事や祭事等、活性化につながる景観の形成を図ります。

基本方針5：景観価値を認識し、共有の資産であるという社会的意識を育成します

仙南地域の景観を共有財産として受け継いでいくために、地域住民が景観の価値を認識し、誇りを持って景観づくりに関わっていくよう、意識の育成を図ります。

また、ゴミの散乱や周囲に調和しない建造物の設置等、景観阻害要因を发生させないための意識づくりを行っていきます。

基本方針6：景観形成のための体制づくりと気運の醸成を図ります

行政・住民・企業等が連携しながら景観づくりを進めていくために、それぞれの役割を明確にするとともに、景観形成のルールづくりや推進体制の構築、県による継続した景観アドバイザーの派遣、先進事例・景観形成手法の紹介などにより、意識の高揚、気運の醸成を図っていきます。

(3) 地区別の景観形成方針について

6つの基本方針のうち、基本方針1、2、3については、各地区によって対象となる自然景観や農の営み、どのような景観を創出するか等、方針の内容が異なってくることから、地区の特徴に応じて地区別の景観形成方針としてそれぞれの内容を示します。

一方、基本方針4、5、6については、景観計画によって魅力を高めた景観の活用や景観計画による意識の啓発など、各地区共通の方針となるため、各地区共通で基本方針に則り取り組んでいくものとします。

基本方針1：地域の共有資産である蔵王連峰を中心とする自然景観を保全します

基本方針2：地域の人々の営みの中で長きに渡りつづけてきた景観を継承します

基本方針3：仙南地域に調和した魅力ある景観を創出します

基本方針4：景観の魅力を活かし、地域の活性化につながるよう活用します

基本方針5：景観価値を認識し、共有の資産であるという社会的意識を育成します

基本方針6：景観形成のための体制づくりと気運の醸成を図ります

地区別の景観形成方針

基本方針1 → ■自然景観の保全

基本方針2 → ■農の営み等とともにある景観の継承

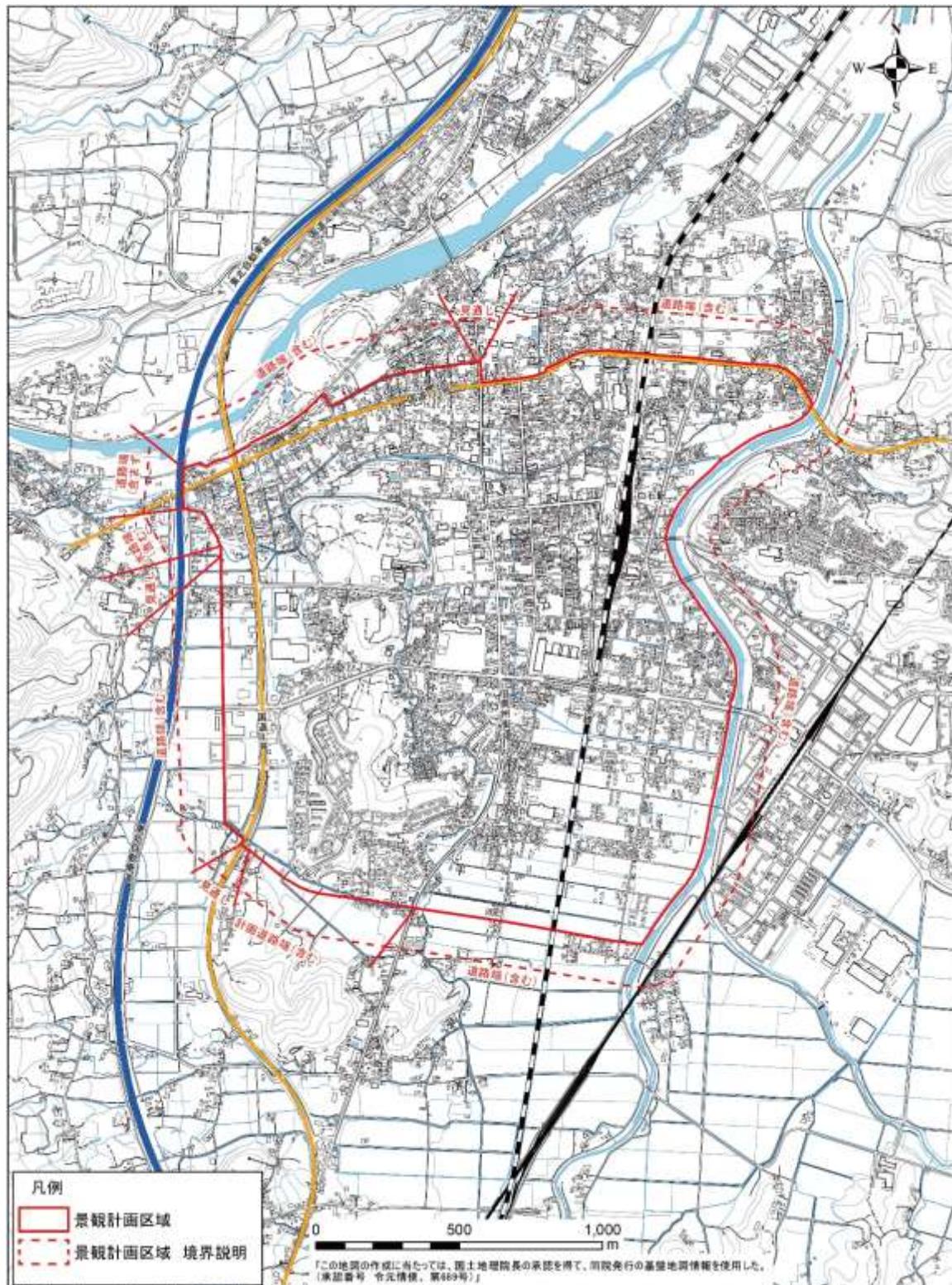
基本方針3 → ■個性を活かす景観の創出

第4章 地区別の景観計画区域、景観形成方針（良好な景観の形成に関する方針） 及び景観形成基準

1 白石市中心部地区

(1) 景観計画区域

白石市中心部地区的区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

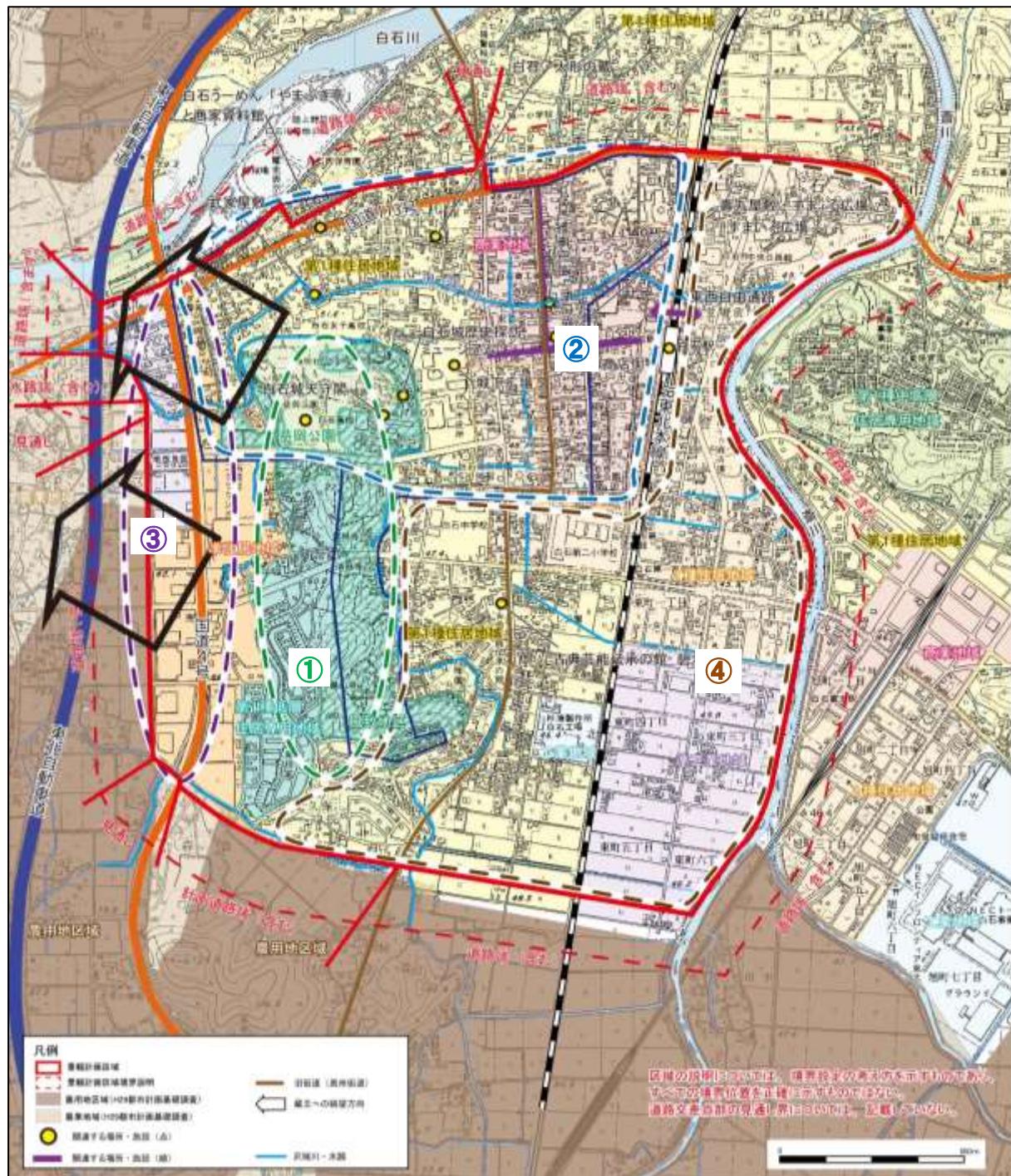
白石市中心部地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的
<ul style="list-style-type: none">・仙南地域を代表する白石城下町としての歴史性を継承するとともに、かつての奥州街道の白石宿の名残を活かし、白石市の中心を担う地域を対象として市街地景観の形成を図ることを目的とする。・白石市の中心部において、官民が協力・連携した景観まちづくりのきっかけにつなげるとともに、白石市の顔づくりにふさわしい、一体性を持った市街地景観の形成を図ることを目的とし、景観計画区域を指定する。
地区内で見られる景観（景観の概況）
<p>■仙南地域らしさを象徴する景観</p> <ul style="list-style-type: none">・白石城の二の丸・三の丸や国道4号からは、蔵王連峰を遠景に望むことができる。・丘陵部には木造建築による白石城が建ち、城下には豊かな水を湛える堀や水路が巡る水辺と市街地が一体となった特徴的な景観が形成されている。・武家地や旧奥州街道沿道の町場由来を残す旧城下町のエリアは、当時の町割りのまま市街地が形成されている。 <p>■地区固有の景観</p> <ul style="list-style-type: none">・益岡公園では、春には白石城天守閣と園内の桜が相まった、白石ならではの趣ある景観が形成されている。・駅前は観光案内所や名産品である温麺の飲食店などがあり、町の玄関口としての景観が形成されている。・国道4号沿いは大型商業店舗が並ぶ沿道景観が見られる。・緑豊かな風致地区の東側では、田畠と住宅地が混在し、閑静な住宅地の景観と田園景観が見られる。
区域設定の考え方
<p>■基本的な考え方</p> <p>仙南地域を代表する歴史的な都市である白石市の核であり、中世からの要衝であった白石城下町を中心に、仙南地域の大動脈である奥州街道の白石宿、また近代に入り鉄道網の整備に合わせ新たな玄関口を担うJR白石駅周辺にかけた白石市の中心部を対象に、景観まちづくりの観点から白石市都市計画マスターplanを踏まえつつ、景観形成を通して一体的な市街地環境の保全・形成を目指した区域を設定する。</p> <p>■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）</p> <p>①城山から南に連続する丘陵地</p> <p>市の中心を担う市街地の背景となる緑を有する風致景観として保全を図る必要があるため、区域に含めた。</p> <p>②白石城下町を中心とした市街地</p> <p>蔵王連峰や白石市内を望むことができる白石城天守閣や一体で特徴的な景観を形成している白石城址公園、水辺と市街地が一体となった特徴的な景観を形成する堀割を含み、当時の町割を残す白石城と旧城下町の範囲は、景観の保全を図る必要があるため、区域に含めた。</p> <p>また、都市の始まりである白石城下町を中心とした近代化の中で玄関口を担う白石駅周辺にかけての商業・住宅系市街地は、中心部における賑わいある市街地として、一体的な取組が必要であるため、区域に含めた。</p> <p>③城山の西を南北に通る国道4号沿い</p> <p>移動に伴い蔵王連峰への眺めを楽しめるエリアとして、沿道での大規模土地利用に対して周囲の景観との調和を求める必要があるため、区域に含めた。</p>

区域設定の考え方（つづき）

④白石駅南部・東部に広がる市街地

白石駅南部・東部に広がる市街地は、旧城下町や駅周辺商業地から連続する既成市街地である一方で、大規模工場跡地の利用や工業系地域における未利用地の計画的な土地利用誘導が求められる市街地である。そこで、白石市の中心部に広がる市街地景観の形成に向けて、旧白石城下町及び白石駅周辺と一体となった景観形成の取組を通して、新たな魅力を創出する市街地環境の創出を目指したまちづくりの実現を目的に、中心部地区の区域に含めることとした。



▲区域設定検討図

(2) 景観形成方針

白石市中心部地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・城山から南に連続する丘陵地の樹林地がつくり出す風致景観の保全を図る。
- ・地区内を流れる沢端川や水路における水辺景観の保全を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・屋敷地や町人地等の土地の歴史性を今に伝える景観を活かした市街地景観の形成を図る。
- ・白石駅周辺では、街の玄関口にふさわしいもてなしを感じさせる景観形成を図る。
- ・遠方にそびえる蔵王連峰への眺望と調和し、魅力ある眺望を活かした景観形成を図る。
- ・周囲に広がる市街地では、中心部と調和しつつ、誰もが心地よく住みやすいと感じられるまちづくりの実現に向け、緑豊かな落ち着きのある景観形成を図る。

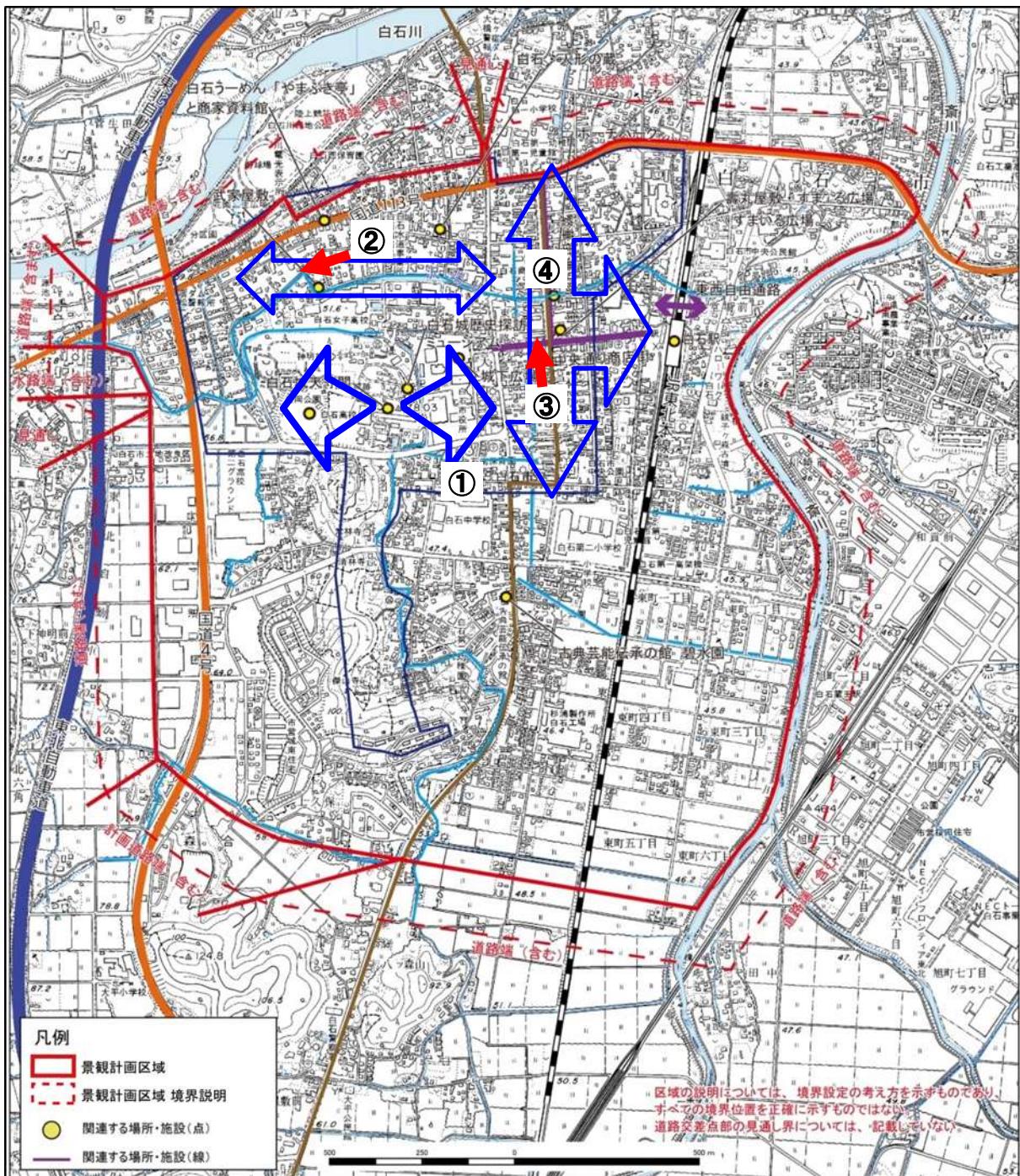
(3) 景観形成基準

白石市中心部地区における景観形成基準を以下に示します。

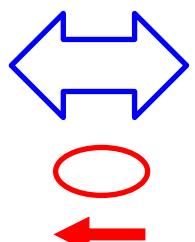
▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■: 地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旧城下町等の歴史を有するエリアでは、周囲との連続性に配慮した配置とする。 □ その他のエリアでは、周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。 □ 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある市街地景観の形成に努める。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旧城下町等の歴史を有するエリアでは、かつての歴史を今に伝える歴史的な風情に配慮し、周囲と調和した高さとする。 ■ 国道沿いからの眺望に配慮し、蔵王連峰の山並みを阻害せず、周囲と調和した高さとする。 □ その他のエリアでは、周囲と調和した高さとする。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商店街や駅周辺等の商業系市街地の通り沿いでは、通りに面して低層部に開口部を設ける等により、遮へい性を低減し、歩行者からの見え方に配慮した賑わいを創出する景観の形成を図る。 □ 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避け、周囲と調和した屋根、外壁等の形態・意匠とする。 ■ 沢端川等の水辺では、水辺を活かし周囲の自然と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 □ 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。 	
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旧城下町等の歴史を有するエリアでは、伝統的な建造物等と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 □ 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 □ 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。 	
	設備類	<ul style="list-style-type: none"> □ 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。 	
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> □ 道路との境界部にオープンスペースを設ける場合には、樹木や花壇等を活用し、潤いある通り景観の創出に配慮する。 □ 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。 ■ 伝統的な様式を有する門・塀や生垣等、旧城下町の風情を伝えるものは、できる限り、保全し、城下町らしさを創出する要素として活用に努める。 	
開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽伐採	造成等	<ul style="list-style-type: none"> □ 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 □ 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。 	
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 □ 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 □ 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。 	

(参考) 区域で見られる景観 (丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応)



凡例



地域を象徴する景観が見られるおおよその範囲
及び向き

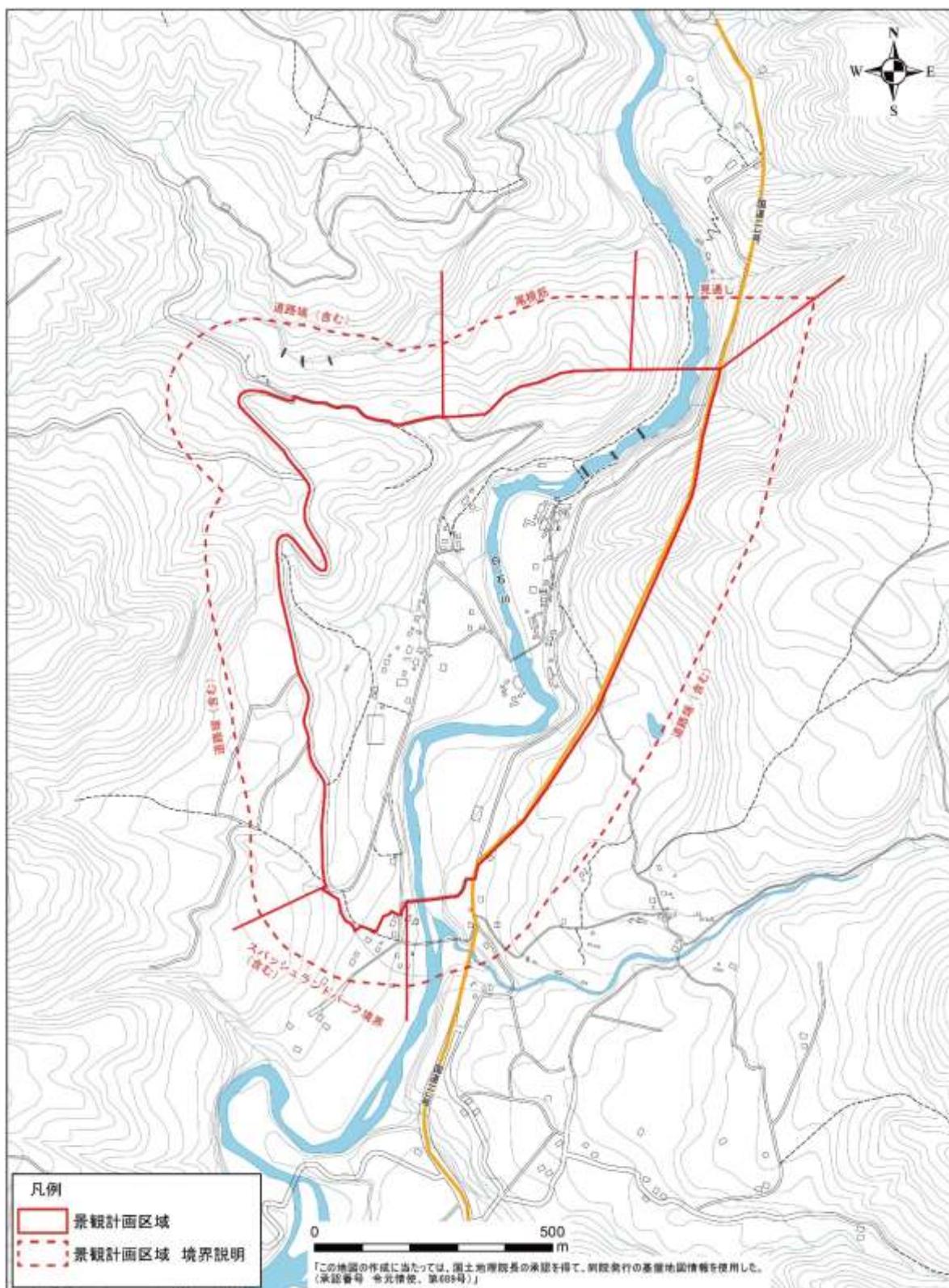
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
 ①白石城天守閣から望む白石市の街並み	<p>●白石城天守閣から望む白石市の街並み</p> <p>白石城天守閣から東側では白石市の市街地を広く望むことができ、白石市と角田市とを隔てる丘陵地を背景に、低層の建築物を中心とした一体的な街並み景観が形成されている。</p>
 ②武家屋敷と堀割（図内赤矢印）	<p>●武家屋敷と堀割がある街並み</p> <p>かつて城下町であった白石市の歴史性は、街なかに残る堀割や武家屋敷から垣間見ることができ、白石市の特徴的な歴史景観を形成している。堀割は今でも住民による清掃や定期的な管理が行われており、街なかに穏やかな水辺景観を形成している。</p>
 ③商店街の様子（図内赤矢印）	<p>●白石市の玄関口である駅前周辺</p> <p>近代化に伴い整備された白石駅は、遠方からの来訪者を迎える玄関口としての役割を担い、白石城下町までの道のりには商店街やイベント広場などがあり、賑わいある街並み景観を形成している。</p>
 ④すまいる広場奥にある壽丸屋敷	

2 小原温泉地区

(1) 景観計画区域

小原温泉地区的区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

小原温泉地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的

- ・県立自然公園に指定されていることを踏まえ、自然公園の環境の保全と湯治場由来の営みを活かした景観まちづくりのきっかけとして、景観の保全・形成を図ることを目的とする。
- ・小原温泉及びその周辺において、人と地域資源がふれあう交流の拠点形成を図ることを目的とし、景観計画区域を指定する。

地区内で見られる景観（景観の概況）

■仙南地域らしさを象徴する景観

- ・蔵王山麓、白石川がつくり出す谷地形の中に形成された湯治場由来の温泉地であり、川と木々が織り成す落ち着きのある景観を形成している。
- ・スパッシュランドパークに設置された吊り橋からは、背景の樹林地、まとまりのある温泉地、白石川の流れを一望することができる。

■地区固有の景観

- ・温泉地の南側では、住宅と畑、水田による穏やかな農村集落景観が見られる。
- ・農村集落の南側に位置するスパッシュランドパークでは、シバザクラをはじめ、四季折々の美しい花による景観が見られる。

区域設定の考え方

■基本的な考え方

小原温泉を中心に、川と木々が織り成す落ち着きのある景観と温泉地の賑わいと農村集落の穏やかな景観が調和した景観形成を図るとともに、レクリエーション施設による一体的な景観の保全・形成を目指した区域を設定する。

■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）

①温泉地

白石市中心部から離れた白石川沿いの渓谷にある落ち着いた温泉地において、まとまりのある景観形成を図るため、区域に含めた。

②温泉地を取り囲む樹林地

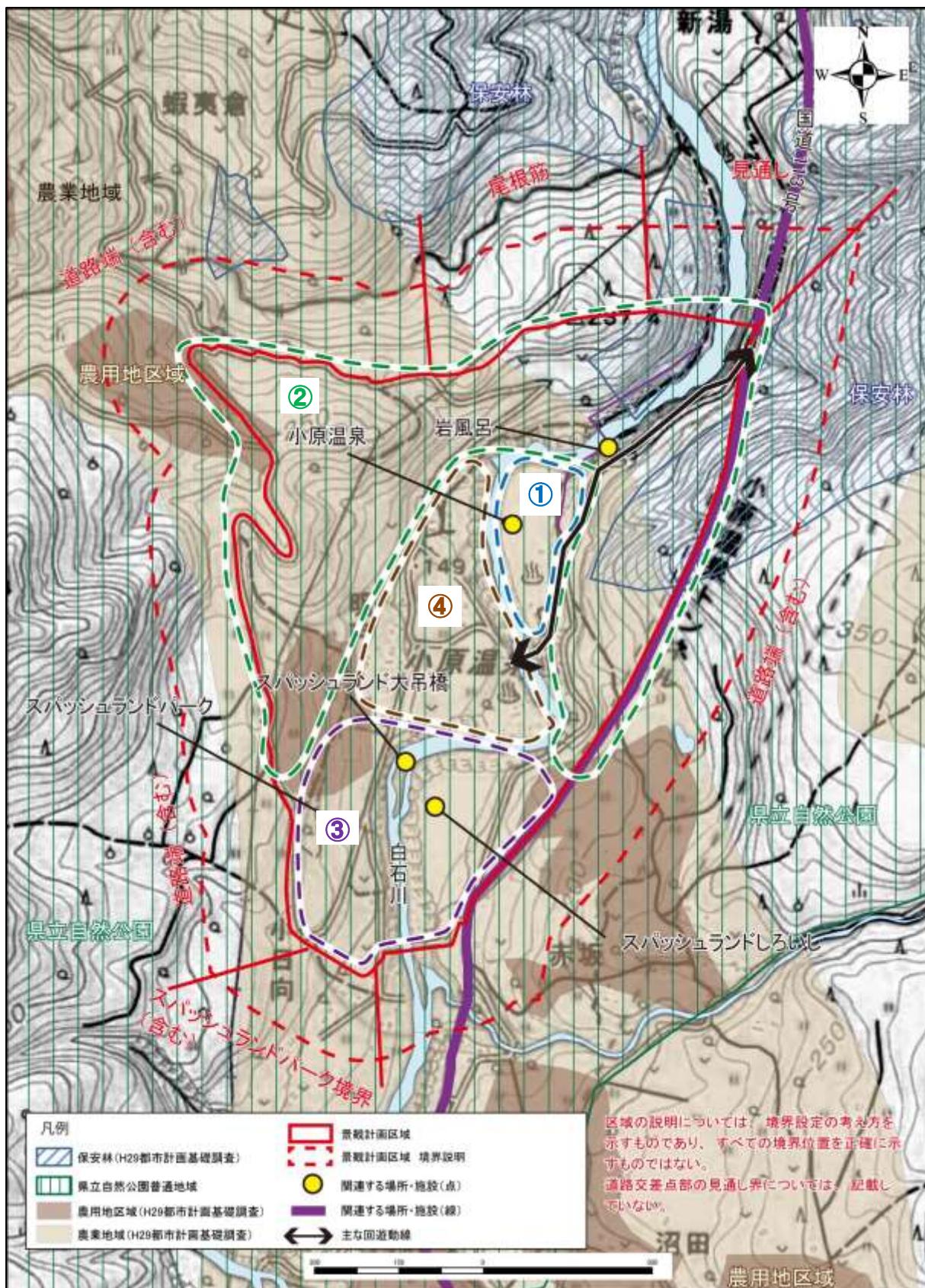
温泉地の背景となる緑の景観として保全を図る必要があるため、区域に含めた。

③温泉地南側に位置するレクリエーション施設

農村集落南側には、レクリエーション施設の「スパッシュランドしろいし」が整備されており、市民や来訪者が多く訪れる事から、小原温泉地や周囲の山林との一体的な景観の調和を図るため、区域に含めた。

④温泉地とレクリエーション施設に囲まれた農村集落

住宅と畑、水田が混在する河川沿いの農村集落は、温泉地とレクリエーション施設の間に位置しており、これらと一体で景観形成を図る必要があるため、区域に含めた。



▲区域設定検討図

(2) 景観形成方針

小原温泉地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・白石川の環境を保全するとともに、水と周囲に広がる樹林地がつくり出す渓谷美を感じさせる貴重な水辺景観の保全を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・山間において木々に囲まれた立地を踏まえ、豊かな自然を活かした潤いと落ち着きのある温泉地の景観形成を図る。

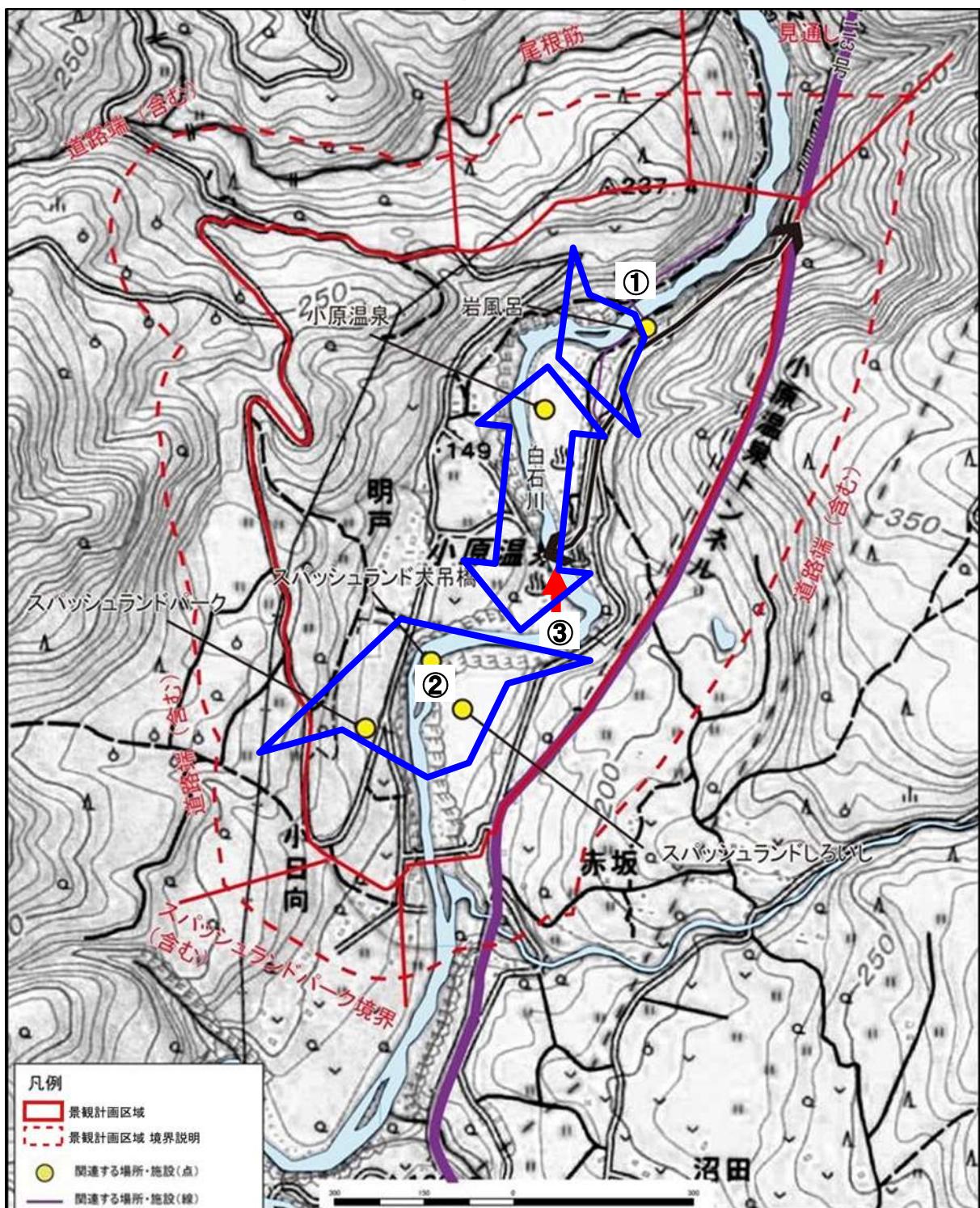
(3) 景観形成基準

小原温泉地区における景観形成基準を以下に示します。

▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形の起伏になじむ配置とする。 ■ 水辺景観や渓谷美からなる自然景観を阻害しない配置とする。 □ 周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。 □ 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある景観の形成に努める。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周囲の自然景観から突出しないよう配慮し、周囲と調和した高さとする。 	
	形態 ・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周囲の自然から突出せず、水辺や樹林地と調和した落ち着きのある形態・意匠となるよう配慮する。 □ 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。 	
	色彩 ・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周囲の自然から突出せず、水辺や樹林地と調和するよう外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 □ 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 □ 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。 	
	設備類	<ul style="list-style-type: none"> □ 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。 	
	外構 ・緑化 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の植生に配慮した緑化に努める。 □ 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。 	
	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> □ 周囲の自然環境、植生等に配慮する。 	
開発行 為・土地 の形質の 変更・木 竹の植栽 伐採	造成等	<ul style="list-style-type: none"> □ 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 □ 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。 	
	既存樹 木・樹 林等の 保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 集落内や通り沿い等で地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 □ 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 □ 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。 	

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）



凡例



地域を象徴する景観が見られるおよその範囲及び向き



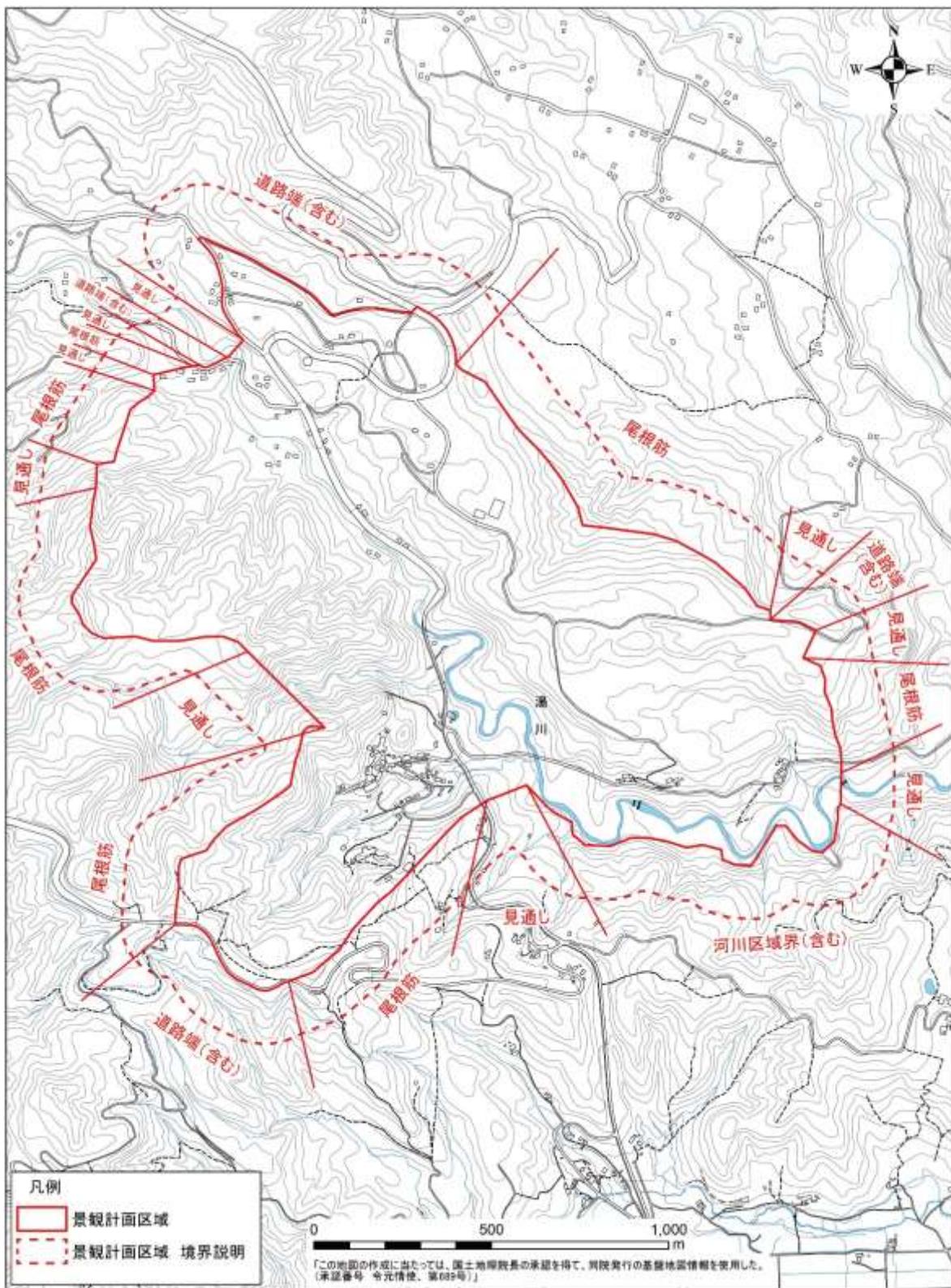
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
 ①白石川と渓谷	<p>●白石川と渓谷の眺め</p> <p>小原温泉の北側には遊歩道があり、白石川を間近に見ることができる。当該地区内では、白石川流域は深い渓谷になっており、川の左右を切り立った山林に囲まれ、白石川の流れが生み出した渓谷と周囲の山林による豊かな自然景観が形成されている。</p>
 ②スパッシュランドパーク	<p>●スパッシュランド白石</p> <p>スパッシュランド白石は、温水プールなどのレクリエーション施設として一体的に整備されている。周囲は山林に囲まれた自然景観が見られ、スパッシュランドつり橋からは白石川や渓谷の木々、小原温泉を望むことができ、自然と温泉地がつくり出す特徴的な景観が見られる。また、スパッシュランドパークは白石川左岸に整備され、季節の花々が咲く彩りある景観を形成している。</p>
 ③温泉地内の様子（図内赤矢印）	<p>●小原温泉地</p> <p>小原温泉は、国道113号から渓谷に下りた場所にある山林に囲まれた温泉地である。温泉宿と民家等がまとまって立ち並び、閑静な温泉地の街並み景観が形成されている。</p>

3 鎌先温泉地区

(1) 景観計画区域

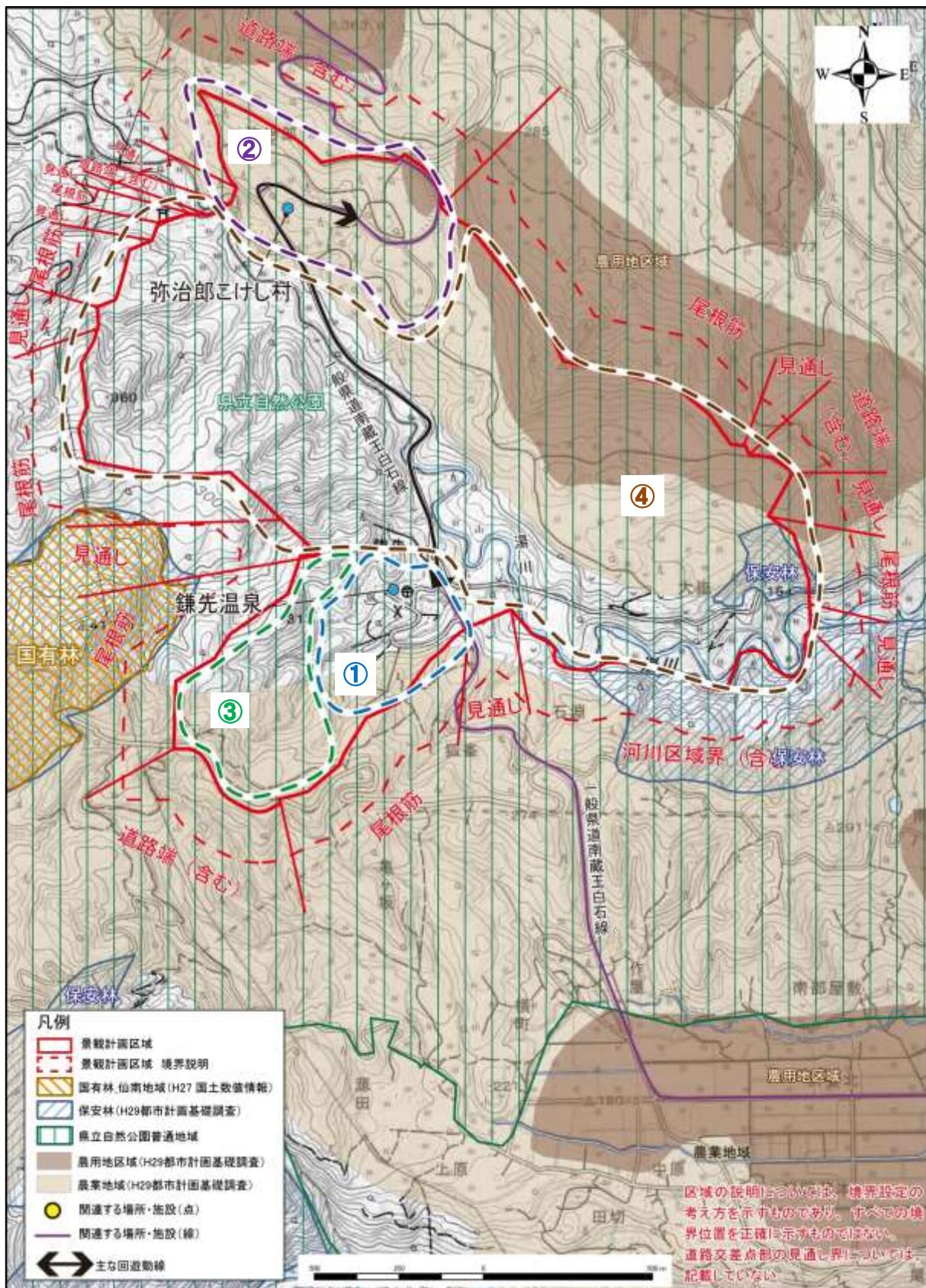
鎌先温泉地区的区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

鎌先温泉地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的
<ul style="list-style-type: none">・県立自然公園に指定されていることを踏まえ、自然公園の環境の保全と湯治場由来の営みを活かした景観まちづくりのきっかけとして、景観の保全・形成を図ることを目的とする。・鎌先温泉及びその周辺において、人と地域資源がふれあう交流の拠点形成を図ることを目的に、景観計画区域を指定する。
地区内で見られる景観（景観の概況）
<p>■仙南地域らしさを象徴する景観</p> <ul style="list-style-type: none">・蔵王山麓で古くから湯治場として栄えた温泉地で、山間の木々の中、路地と旅館が一体となり、かつての湯治場の面影を残す趣深さを感じさせる景観が見られる。・土産物として親しまれているこけし製造の文化の継承による木地師集落の面影を残す集落の景観が見られる。 <p>■地区固有の景観</p> <ul style="list-style-type: none">・一般県道南蔵王白石線の沿道からは、温泉街の東側を流れる湯川の流れにより形成された谷地形による木々に囲まれた囲繞景観が見られる。
区域設定の考え方
<p>■基本的な考え方</p> <p>まとまりのある温泉街を形成されている鎌先温泉を中心に、川と木々が織り成す落ち着きのある景観と温泉街の賑わいと農村集落の穏やかな景観が調和した景観形成を図るとともに、レクリエーション施設による一体的な景観の保全・形成を目指した区域を設定する。</p> <p>■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）</p> <p>①温泉街</p> <p>複数の温泉旅館により、木々に囲まれた情緒のある趣深さを感じさせる温泉街において、まとまりのある景観形成を図るため、区域に含めた。</p> <p>②木地師集落の面影を残す集落と伝承施設</p> <p>かつての木地師集落は、水田を中心とした農地と集落内の建築物による穏やかな農村集落景観を形成しており、こけし文化を活用し、人と地域資源がふれあう交流の拠点形成を図るために、区域に含めた。</p> <p>③温泉街西側の樹林地</p> <p>温泉街の背景となる緑の景観として保全を図る必要があるため、区域に含めた。</p> <p>④湯川沿いの樹林地</p> <p>温泉街と伝承施設である弥治郎こけし村を結ぶ一般県道南蔵王白石線において、沿道の宅地利用における景観への配慮を求めるとともに、湯川沿いの谷地形による樹林地を一体的に保全できるよう区域を設定することにより、温泉街、木地師集落と一体的に景観形成を図るため、区域に含めた。</p>



▲区域設定検討図

(2) 景観形成方針

鎌先温泉地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・湯川の環境を保全するとともに、周囲に広がる樹林地がつくり出す豊かな自然景観の保全を図る。
- ・地区へのアクセス道路である県道等から見渡される山々がつくり出す美しい自然景観の保全を図る。

■農の営み等とともにある景観の継承

- ・木地師集落の面影を残す農村集落では、農地と農家住宅が一体となった山間の農村景観の保全・継承を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・温泉街では、旅館等の建物群がつくり出す通り景観の創出を図るとともに、周囲の木々と調和した山間の静かな環境を保全し、落ち着きとまとまりのある温泉街の景観形成を図る。

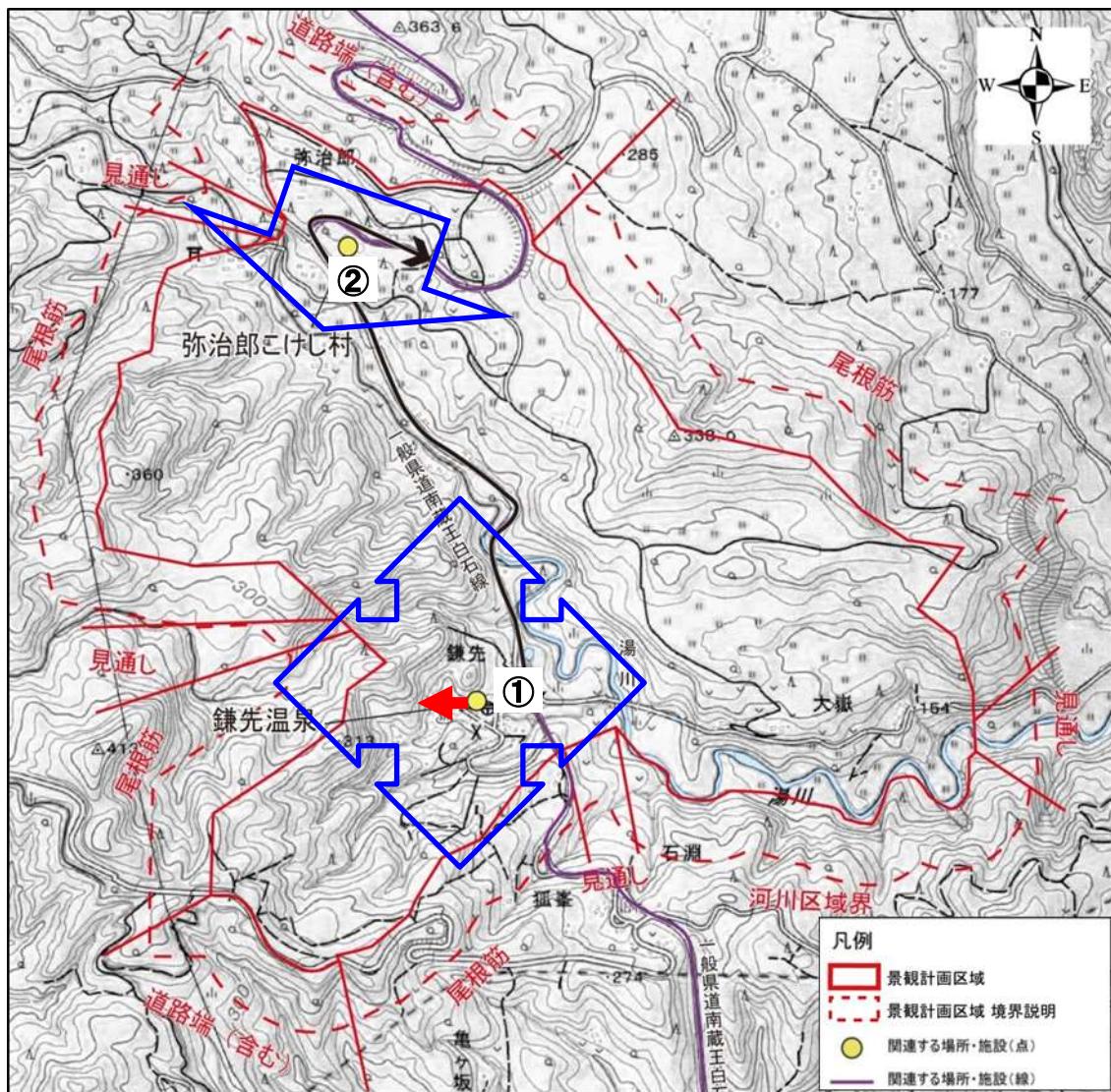
(3) 景観形成基準

鎌先温泉地区における景観形成基準を以下に示します。

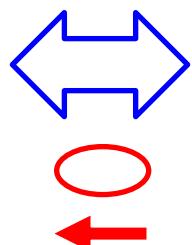
▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■: 地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形の起伏になじむ配置とする。 ■ 温泉街では、周囲との連続性に配慮した配置とする。 □ その他のエリアでは、周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。 □ 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある景観の形成に努める。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> □ 周囲の自然景観から突出しないよう配慮し、周囲と調和した高さとする。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温泉街では、歴史ある旅館等の建造物による街並みと調和した、落ち着きのある形態・意匠となるよう配慮する。 ■ その他のエリアでは、周囲の里山や田園集落と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 □ 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。 	
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温泉街では、既存の建造物と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 ■ その他のエリアでは、既存の集落で多く見られる建造物と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 □ 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 □ 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。 	
	設備類	<ul style="list-style-type: none"> □ 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。 	
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の植生に配慮した緑化に努める。 □ 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。 	
開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽伐採	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> □ 周囲の自然環境、植生等に配慮する。 	
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> □ 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 □ 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。 	
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 集落内や通り沿い等で地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 □ 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 □ 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。 	

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）



凡例



地域を象徴する景観が見られるおおよその範囲
及び向き



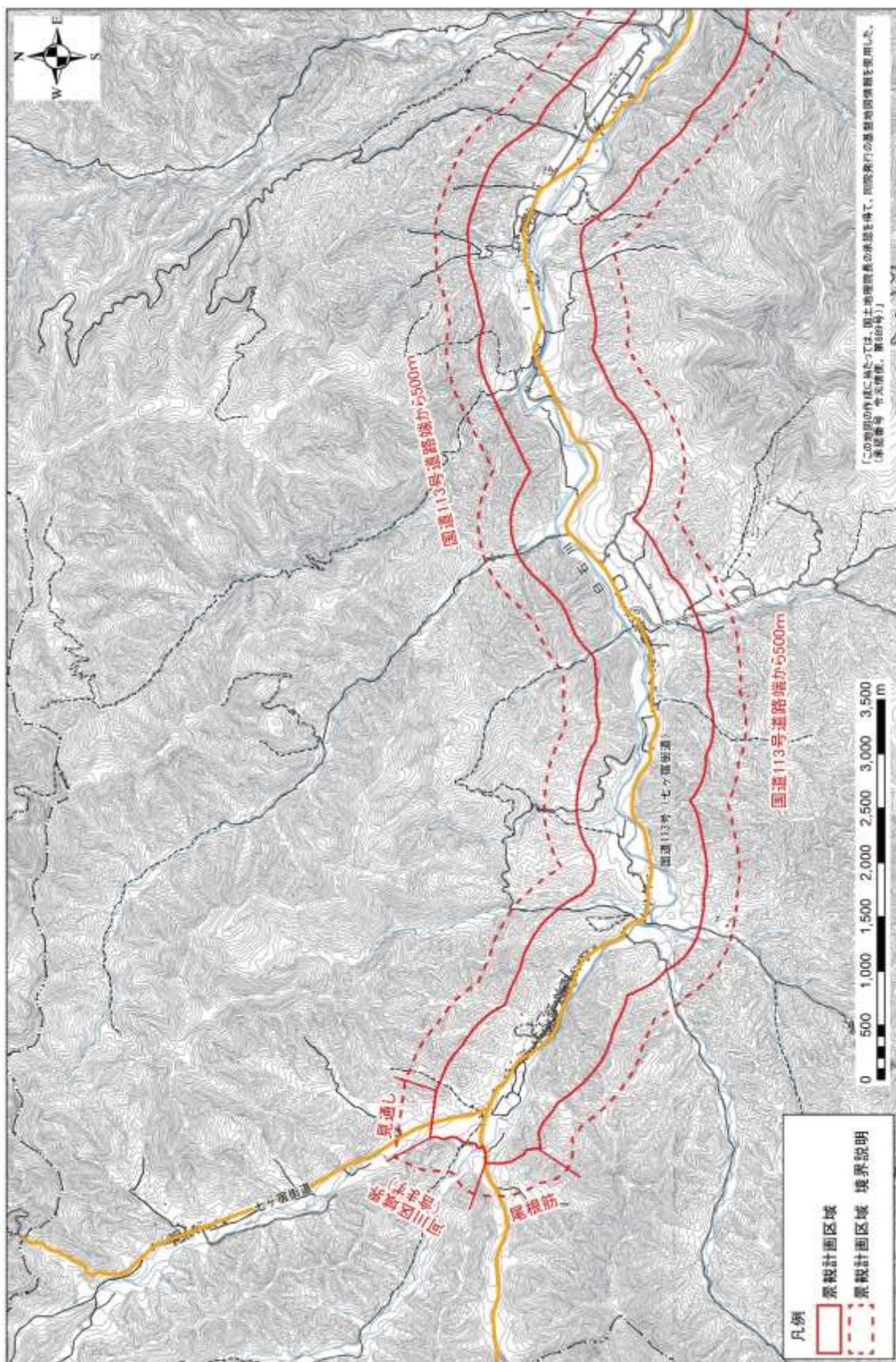
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

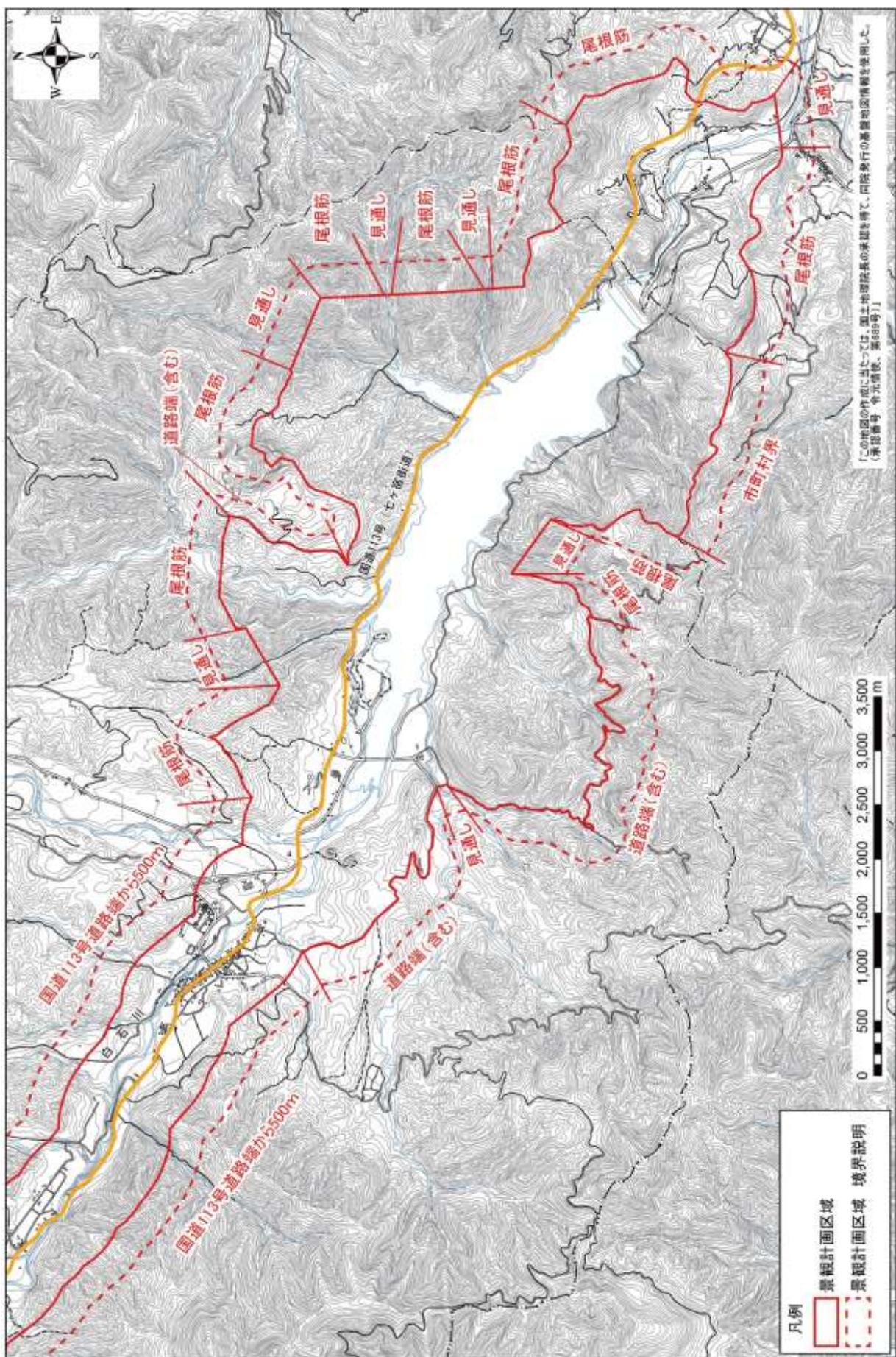
区域で見られる景観	説明
 <p data-bbox="314 664 732 698">①鎌先温泉街の様子（図内赤矢印）</p>	<p data-bbox="917 249 1076 282">●鎌先温泉</p> <p data-bbox="917 294 1400 615">山あいにひっそりと佇む鎌先温泉は、観光地としてのみならず古くから湯治場として人々に親しまれた温泉街である。四方を山林に囲まれた自然豊かな中に、温泉宿が立ち並んだひとまとまりの景観が形成されている。</p>
 <p data-bbox="387 1154 616 1188">②弥治郎こけし村</p>	<p data-bbox="917 734 1149 768">●弥治郎こけし村</p> <p data-bbox="917 779 1400 1051">弥治郎こけし村は、鎌先温泉の北側に位置し、かつての木地師集落とこけしの文化を今に伝える施設である。こけしの初挽きは白石市の年始行事として、弥治郎こけし村の木地師によって行われる。</p> <p data-bbox="917 1062 1400 1237">弥治郎こけし村の周囲には、水田や家屋が点在し、木地師たちが開墾して暮らしてきた集落の文化が残る農村集落の景観が形成されている。</p>

4 七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区

(1) 景観計画区域

七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区の区域図を以下に示します。





【区域の考え方】

七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的
<ul style="list-style-type: none">・県立自然公園として保全・活用が図られている七ヶ宿湖から七ヶ宿町の集落にかけて、白石川の流れをはじめとした自然と、かつての宿場町を担った集落地、それを結ぶ旧街道である国道が連続する。これら自然景観の保全と沿道景観の調和を図ることを目的とする。・また、かつての七ヶ宿街道である国道113号を軸に展開されている景観づくりやまちづくりの取組のきっかけとすることを目的とし、景観計画区域を指定する。
地区内で見られる景観（景観の概況）
<p>■仙南地域らしさを象徴する景観</p> <ul style="list-style-type: none">・白石川の上流に整備された水源地である七ヶ宿湖では、自然休養公園や道の駅等の来訪者施設が整備され、ダム湖の周囲ではレクリエーション施設と広大な水面とそれを取り囲む山並みによる雄大な自然景観が一体となった景観が見られる。・七ヶ宿湖の下流側では、蔵王火山の活動と白石川の流れがつくり出した材木岩を中心とした自然景観が見られる。・七ヶ宿町の中央を通るかつての七ヶ宿街道である国道113号を軸に、宿場町由来の集落が点在する。また、町の西から東へと流れる白石川と木々、集落が一体となった穏やかな景観が見られる。沿道から見ることができる景観は、水田を中心とした農地の広がりや道路まで迫る山地の緑、国道113号と並走する白石川等、場所ごとに変化する多様な景観が見られる。 <p>■地区固有の景観</p> <ul style="list-style-type: none">・湯原宿では、ふるさと体験交流館、民泊施設、直売所等が立地しており、その背後に里山が迫る山間部集落の景観が見られる。・峠田宿では、町場と白石川の距離が特に近く、水と町場による一体的な景観が特に魅力的なものとなっている。・滑津宿では、歴史資源を中心とした街並み景観が形成されている。・関宿では、町役場が立地し、国道113号沿道には店舗が立ち並ぶなど町の中心市街地として賑わいのある景観が見られる。また、住宅地の背後には小規模な畠地が見られ、特徴ある集落景観が見られる。・七ヶ宿町では官民協働で宿場町時代を再現する屋号看板の設置が進められており、これが沿道景観の形成に寄与している。

区域設定の考え方

■基本的な考え方

貴重な水源地である七ヶ宿湖から、七ヶ宿街道である国道113号沿いに点在する集落にかけて形成される七ヶ宿町の中心を担う区域を含めた。

屋号看板再生の取組や、そば街道、七ヶ宿街道を歩くイベントである「わらじで歩こう七ヶ宿」等、街道沿いやその周辺をテーマにしたまちづくり活動が展開されていることから、景観づくりの観点からまちづくり活動を支援するきっかけとして、七ヶ宿街道周辺を連続して区域に含めた。

■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）

①旧宿場町

七ヶ宿街道沿いに形成された4つの宿場町については、白石川の流れと木々、集落が一体となった穏やかな景観が見られる。また、宿場町毎にそれぞれ特徴ある景観を有していることから、それぞれの町の歴史性を伝える特徴を保全・活用したまちづくりの取組も踏まえ、区域に含めた。

②七ヶ宿湖とその周囲

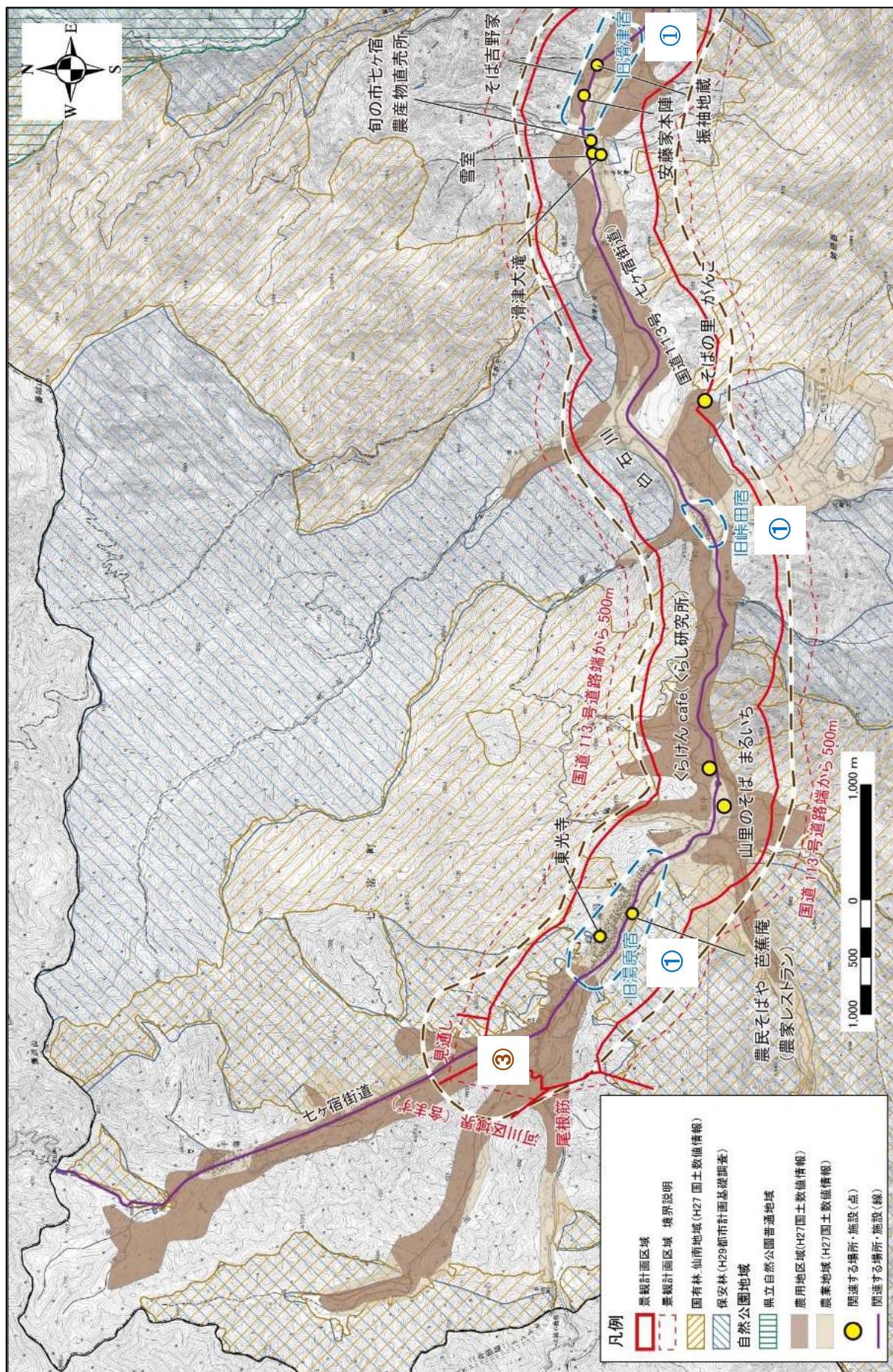
ダム湖である七ヶ宿ダムは、自然休養公園や道の駅等の来訪者施設が整備され、広大な水面とそれを取り囲む山並みによる雄大な自然景観を有している。さらに、下流側では蔵王火山の活動と白石川の流れがつくり出した材木岩を中心とした自然景観が見られ、その周辺でも材木岩公園等が整備されていることから、湖を中心とした景域として、湖面、その周囲を取り囲む山並み、レクリエーション施設を含む範囲を区域に含めた。

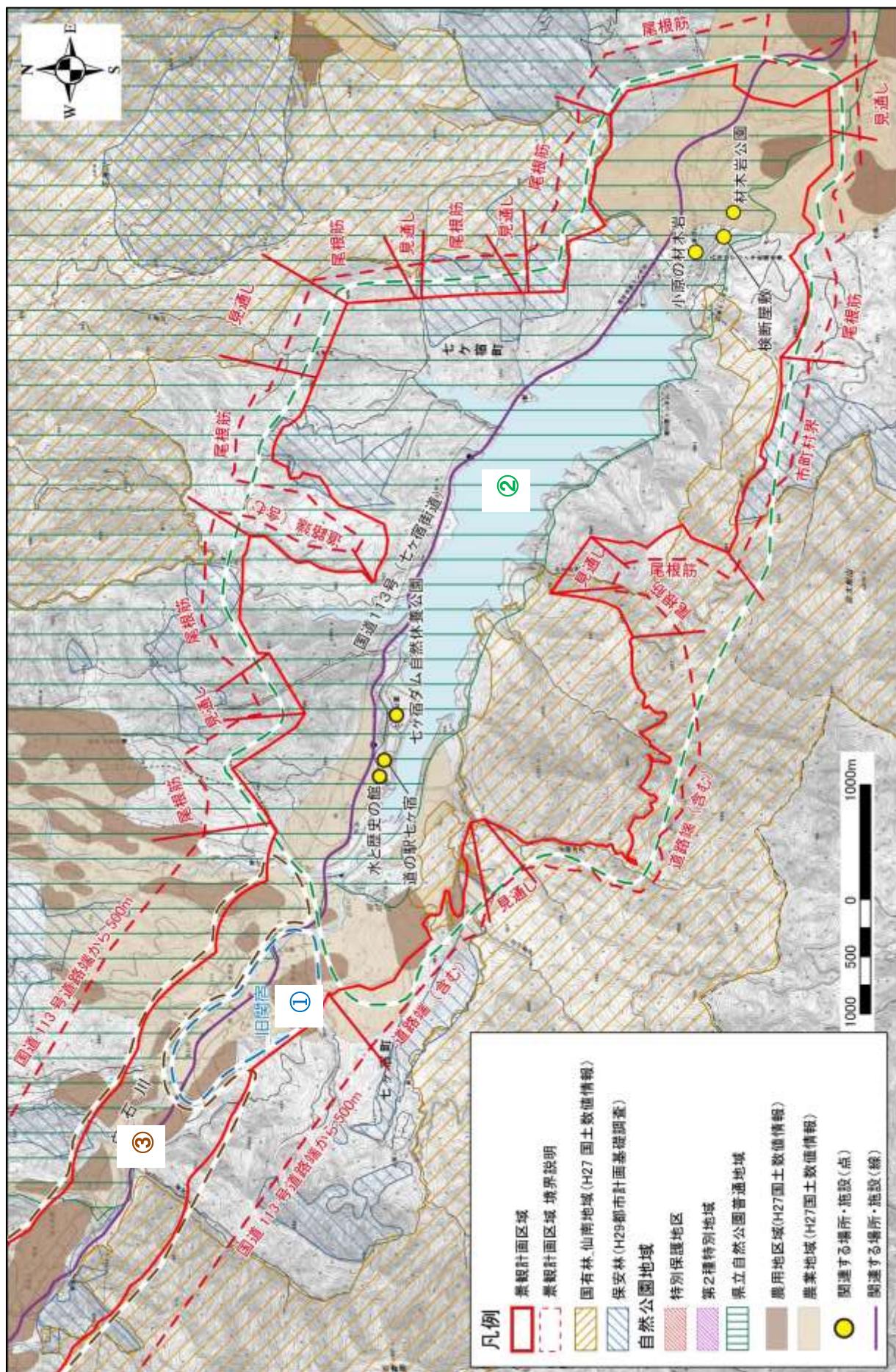
③国道113号（旧七ヶ宿街道沿道）及びその周囲

七ヶ宿湖と各宿場町を結ぶ七ヶ宿街道沿道においては、源流地である鏡清水からの白石川の流れにより形成された地形を土台とした狭い谷地が形成され、両側を山々に囲まれた穏やかな景観を形成している。沿道から見ることができる景観は、水田を中心とした農地の広がりや道路まで迫る山林等による山林景観等、場所により趣の異なる多様な景観が形成されている。この移動に伴い変化する景観に対して、連続して調和を求めるために、沿道から一定距離（近景：500m※）内の範囲を区域に含めた。

※国土技術政策総合研究所資料 道路環境影響評価の技術手法に示される近景の距離。ここでは、近景=対象の要素やディテールが目につきやすい領域とされている。

▲区域設定検討図





▲区域設定検討

(2) 景観形成方針

七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・白石川の水辺や七ヶ宿湖の湖畔と、その周囲に広がる豊かな樹林地からなる水と緑が織り成す自然景観の保全を図る。
- ・白石川では、材木岩等の貴重な資源を始めとした、河川環境を保全するとともに、水と河畔林がつくり出す潤いある水辺景観の保全を図る。

■農の営み等とともにある景観の継承

- ・七ヶ宿街道に分布する旧宿場町の集落では、地域の歴史性を活かしつつ、周囲の農地と調和した、落ち着きある集落景観の継承を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・旧街道沿いに当たる国道沿道では、地域の歴史性を活かしつつ、周囲の自然と調和した沿道景観の保全・形成を図る。
- ・七ヶ宿湖周辺では、豊かな自然を活かしたレクリエーションの場にふさわしい、水と緑を活かした景観形成を図る。

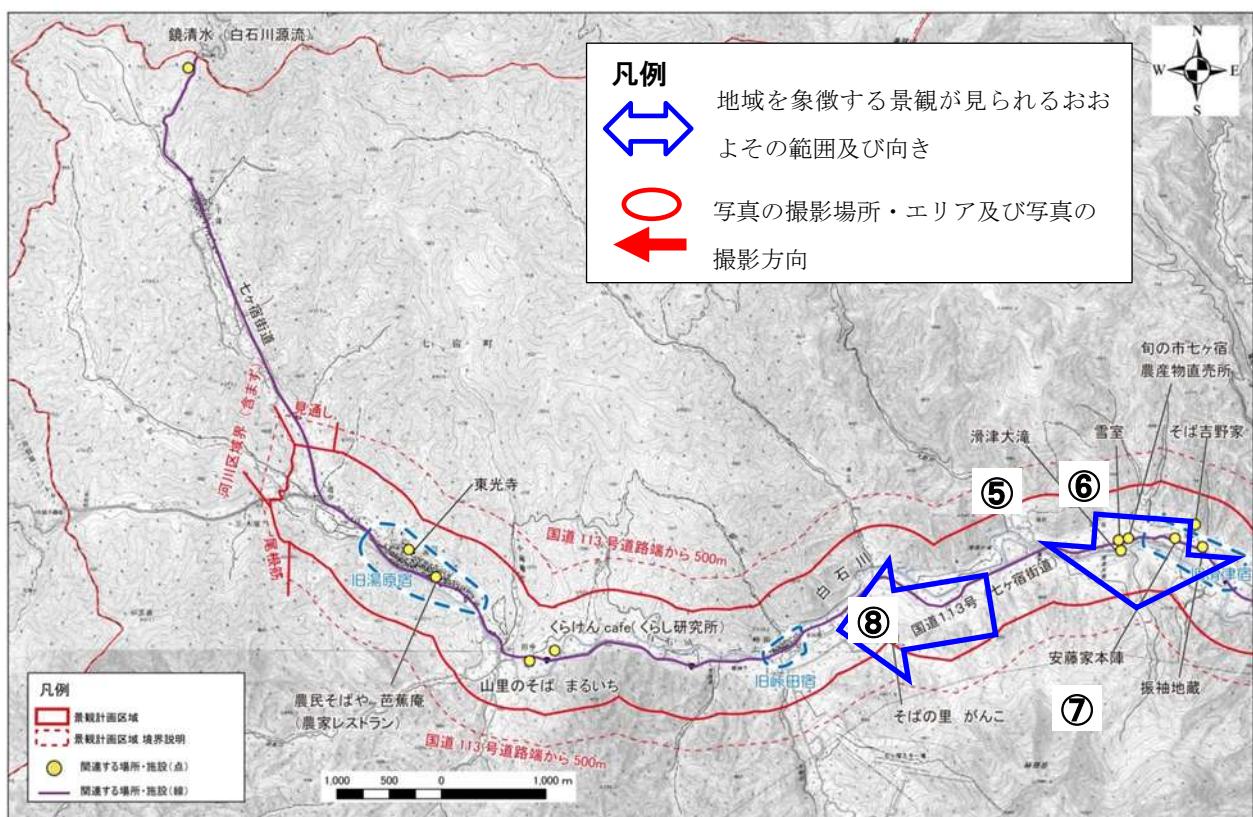
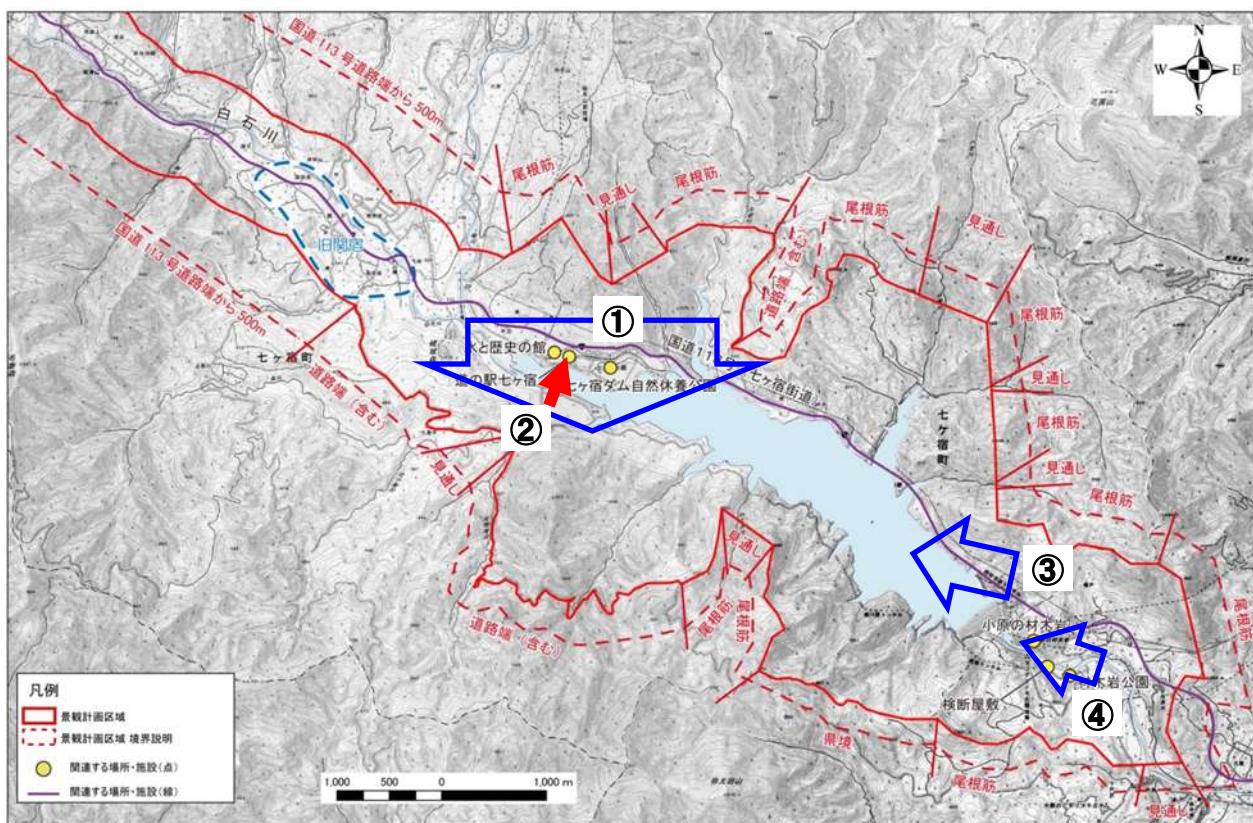
(3) 景観形成基準

七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区における景観形成基準を以下に示します。

▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・位置	<input type="checkbox"/> 周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある景観の形成に努める。	
	高さ	<input type="checkbox"/> 周囲の自然景観から突出しないよう配慮し、周囲と調和した高さとする。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 七ヶ宿湖周辺では、周囲の自然から突出せず、水辺や樹林地と調和した落ち着きのある形態・意匠となるよう配慮する。 □ 周囲の里山や田園集落と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 □ 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。 ■ 旧宿場町の集落及び周辺では、既存の伝統的な建造物等との調和に配慮した形態・意匠とする。 	
	色彩・素材	<input type="checkbox"/> 既存の集落で多く見られる建造物と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。	
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の植生に配慮した緑化に努める。 □ 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。 	
	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。	
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。	
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 七ヶ宿湖周辺の既存樹木及び白石川沿いの河畔林等の樹木は、可能な限り保全、活用する。 □ 集落内や通り沿い等で地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 □ 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 □ 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。 	

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）



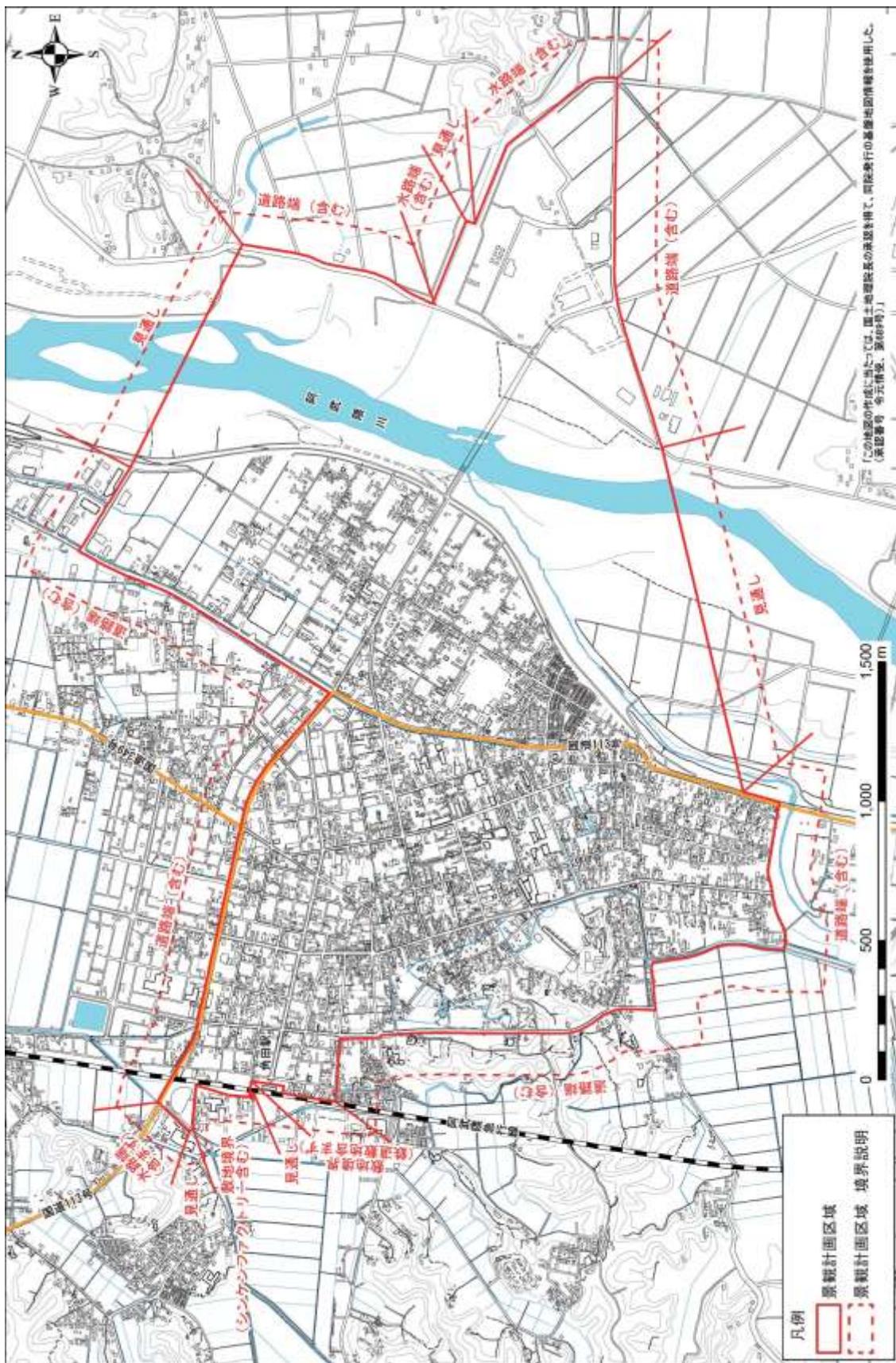
区域で見られる景観	説明
 <p>①自然休養公園からの七ヶ宿ダムの眺め</p>  <p>②七ヶ宿ダム北側からの眺め（図内赤矢印）</p>	<p>●七ヶ宿ダムの眺め(上流)</p> <p>七ヶ宿ダム上流には、道の駅七ヶ宿や水と歴史の館、自然休養公園が整備され、七ヶ宿ダムや周囲の山林とともに穏やかな憩いの景観が形成されている。自然休養公園の駐車場やダムの向こう岸に渡る七ヶ宿大橋からは、ダムの広大な水辺と周囲の山林がつくり出す雄大な自然景観を望むことができる。</p>
 <p>③ダム堤体からの眺め</p>	<p>●七ヶ宿ダムの眺め(下流)</p> <p>ダム下流は、ダムの堤体から七ヶ宿ダムを望むことができ、周囲の山林とともに雄大な水辺と自然の景観を形成している。</p> <p>また、堤体から下流にある材木岩公園も望むことができ、七ヶ宿ダムの雄大で迫力あるダムの景観が見られる。</p>
 <p>④材木岩と白石川の眺め</p>	<p>●小原の材木岩と材木岩公園</p> <p>ダム堤体下には、岩肌が木のように見える材木岩があり、その周辺は材木岩公園として整備され、特徴的な材木岩とダムから放流された水が流れる白石川の自然景観とともに、憩いの場としての景観が形成されている。</p>

区域で見られる景観	説明
 ⑤滑津大滝	<p>●滑津大滝と雪室</p> <p>国道113号沿いに滑津大滝を望める展望台が整備され、上から大滝を見ることができる。また、滝の近くまで降りる道も整備されているため、周囲を囲む山林と雄大な滝がつくり出す自然景観が見られる。</p>
 ⑥雪室	<p>また、展望台付近にある雪室は、雪を活用した農産物の貯蔵庫であり、積雪の多い七ヶ宿の気候風土がうかがえる。</p> <p>安藤家本陣は街道沿いにある大名宿で、宿場町であった旧滑津集落の歴史性を今に残す象徴的な景観の要素となっている。</p>
 ⑦安藤家本陣	
 ⑧沿道の平野に広がる水田地帯	<p>●国道113号(旧七ヶ宿街道沿道)の景観</p> <p>沿道の平坦部には田畠や集落が広がり、その背景に迫る里山との一体的な農村集落景観が見られる。また、国道113号沿いには白石川の流れが近い場所もあり、国道113号を中心とし、自然景観と農村・町場の景観が交互に連続して見られる特徴的な景観が形成されている。</p>

5 角田市中心部地区

(1) 景観計画区域

角田市中心部地区の区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

角田市中心部地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的

- ・旧城下町に由来する基盤を継承した角田市の中心を担う市街地で、かつ阿武隈川の水運の中継地として栄えた歴史性を継承するとともに、阿武隈川沿いに広がる市街地特性を活かし、豊かな水の流れを湛える美しい河川景観や河川沿いからの蔵王連峰への眺望を活かした市街地景観の形成を図ることを目的とする。
- ・角田市の中心部及び阿武隈川沿いにおける官民が協力・連携した景観まちづくりのきっかけにつなげ、角田市らしさを育む市街地景観の形成を図ることを目的とし、景観計画区域を指定する。

地区内で見られる景観（景観の概況）

■仙南地域らしさを象徴する景観

- ・阿武隈川が緩やかに蛇行を繰り返しながら、水面と河川敷、周囲の市街地や農村集落が一体となって穏やかな景観を形成している。特に、角田中央公園から角田橋にかけては、河川敷の菜の花や桜並木が一体となり、春には遠く蔵王連峰が一体となった河川景観を望むことができる。

■地区固有の景観

- ・市街地は河川堤防より低く高低差がほぼ無い平野部に広がり、主に2～3階建ての建物が並ぶ市街地景観となっている。
- ・国道113号及び（都）佐倉裏町線沿いは街路樹が植えられている。
- ・旧城下町のエリアは現在市街地となっており、角田城跡は現在高等学校となっている。
- ・角田宇宙センターには実物大のロケットがあり、堤防などの区域内の高台から見ることができる。

区域設定の考え方

■基本的な考え方

阿武隈川沿いに位置する歴史的な都市である角田市の核を担う中心部を対象に、景観まちづくりの観点から、景観形成を通して一体的な市街地環境の保全・形成を目指した区域を設定する。

■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）

①角田城址・台山公園を中心とした丘陵地

市街地の背景となる緑の景観として保全を図る必要があるため、区域に含めた。

②城址の東に整備された城下町の町割を継承した歴史的な中心部から近代の玄関口を担う角田駅周辺にかけて

角田市の歴史性を継承しつつ、市の中心部としての賑わいある市街地環境の形成を目指した一体的な取組が必要であるため、区域に含めた。

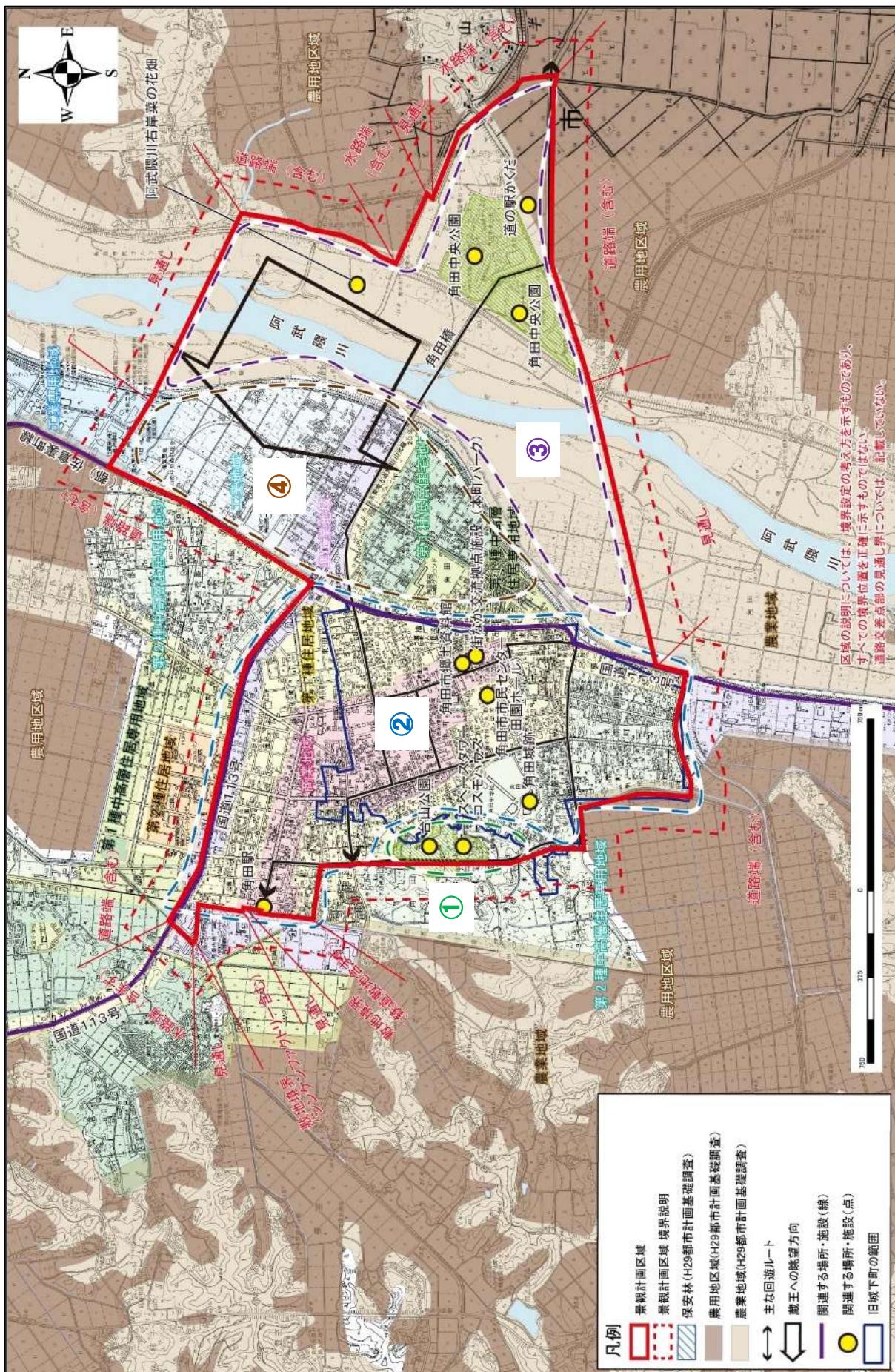
③阿武隈川沿いの良好な景観を活かしたスポーツ・レクリエーション拠点や賑わいの交流拠点を担う角田中央公園周辺

阿武隈川を挟んで中心市街地と一体的に、角田市のまちづくりを牽引するエリアとして、また阿武隈川沿いの菜の花畠などの景観や蔵王連峰への見通しを活かした魅力ある空間づくりを目指し、一体的な景観の保全・形成を図る必要があるため、区域に含めた。

④阿武隈川左岸に位置し、城下町と阿武隈川に挟まれた中島・高畠地区

中心部から連続する市街地で、かつ阿武隈川沿いの景観や蔵王連峰への見通しと調和した市街地環境の形成が必要であるため、①～③と一体で区域に含めた。

▲区域設定検討図



(2) 景観形成方針

角田市中心部地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・角田城址、台山公園を中心とした丘陵地の縁がつくり出す潤いある自然景観の保全を図る。
- ・阿武隈川の環境を保全するとともに、水と桜等の木々がつくり出す潤いある水辺景観の保全を図る。

■農の営み等とともにある景観の継承

- ・河川沿いに広がる農地では、広がりのある農業景観の継承に努めるとともに、遊休農地等では菜の花や蓮華等の景観作物を活かした田園景観の形成を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・中心部では、地域の景観資源を活かし、住む人、訪れる人が心地よく感じられる市街地景観の形成を図る。
- ・阿武隈川沿いに広がる市街地では、河川堤防や橋からの眺めに配慮し、まとまりと潤いを感じさせる景観形成を図る。
- ・遠方にそびえる蔵王連峰への眺望と調和し、魅力ある眺望を活かした景観形成を図る。

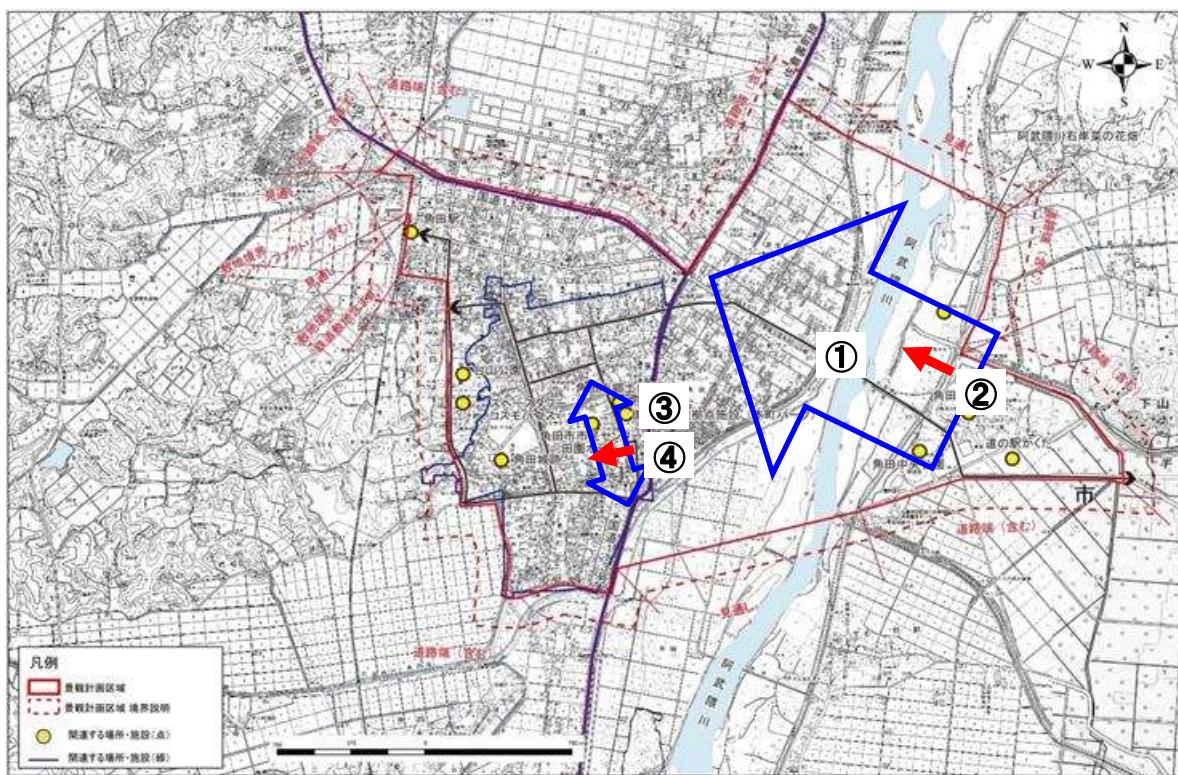
(3) 景観形成基準

角田市中心部地区における景観形成基準を以下に示します。

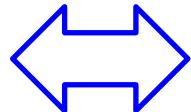
▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置 ・位置	<input type="checkbox"/> 周囲との連続性に配慮した配置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 阿武隈川沿いでは、水辺の自然景観を阻害しない配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある市街地景観の形成に努める。	
	高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 阿武隈川沿いからの眺望に配慮し、蔵王連峰の山並みを阻害せず、周囲と調和した高さとする。 <input type="checkbox"/> その他のエリアでは、周囲と調和した高さとする。	
	形態 ・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 駅周辺等の商業系市街地の通りに面して低層部に開口部を設ける等により、遮へい性を低減し、歩行者からの見え方に配慮した賑わいを創出する景観の形成を図る。 <input type="checkbox"/> その他のエリアでは、周囲から突出する奇抜なものは避け、周囲と調和した屋根、外壁等の形態・意匠とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 阿武隈川沿いから蔵王連峰への眺望に配慮した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。	
	色彩 ・素材	<input type="checkbox"/> 地域の景観資源との調和に配慮し、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。	
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	外構 ・緑化 等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部にオープンスペースを設ける場合には、樹木や花壇等を活用し、潤いある通り景観の創出に配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。	
開発行 為・土地 の形質の 変更・木 竹の植栽 伐採	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。	
	既存樹 木・樹 林等の 保全	<input type="checkbox"/> 地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。	

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）



凡例



地域を象徴する景観が見られるおよその範囲
及び向き



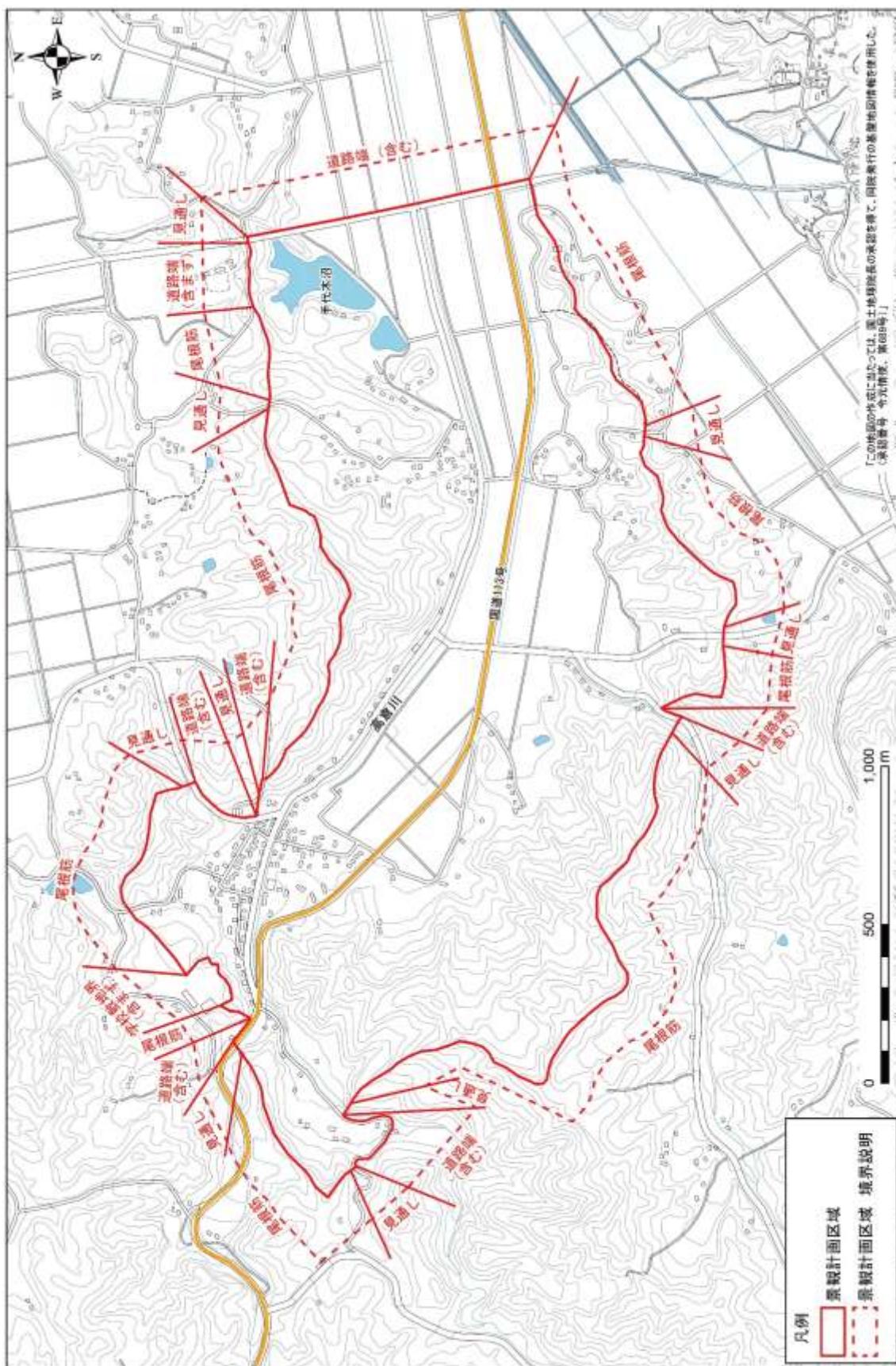
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
	<p>●阿武隈川と菜の花畠</p> <p>当該地区は低平地に低層の建築物を中心とした街並みが広がり、河川堤防や角田橋などの小高い場所から阿武隈川の流れとともに市街地を望むことができる。また、河川敷には菜の花畠が広がり、春には黄色のじゅうたんが広がる。市街地の向こうには角田市と白石市を隔てる丘陵地が南北に伸び、さらにその向こうには蔵王連峰が控えている。</p>
<p>①角田市市街地と蔵王連峰</p> 	<p>天候によっては遠景の蔵王連峰を望むことができ、市街地や丘陵地、阿武隈川、菜の花畠とともに角田市を象徴する代表的な景観を形成している。</p>
	<p>●旧城下町の名残が見られる街並み</p> <p>市街地の中心部は、旧城下町の街割りが残り、縦長の敷地が道路沿いに並んだ街並み景観が形成されている。角田市郷土資料館は、明治から大正にかけて建築された邸宅で、街並みの歴史性を象徴する景観の要素となっている。</p>
<p>③角田市郷土資料館</p> 	<p>④角田市郷土資料館本町パーク（図内赤矢印）</p>

6 高倉川農村集落地区

(1) 景観計画区域

高倉川農村集落地区的区域図を以下に示します。

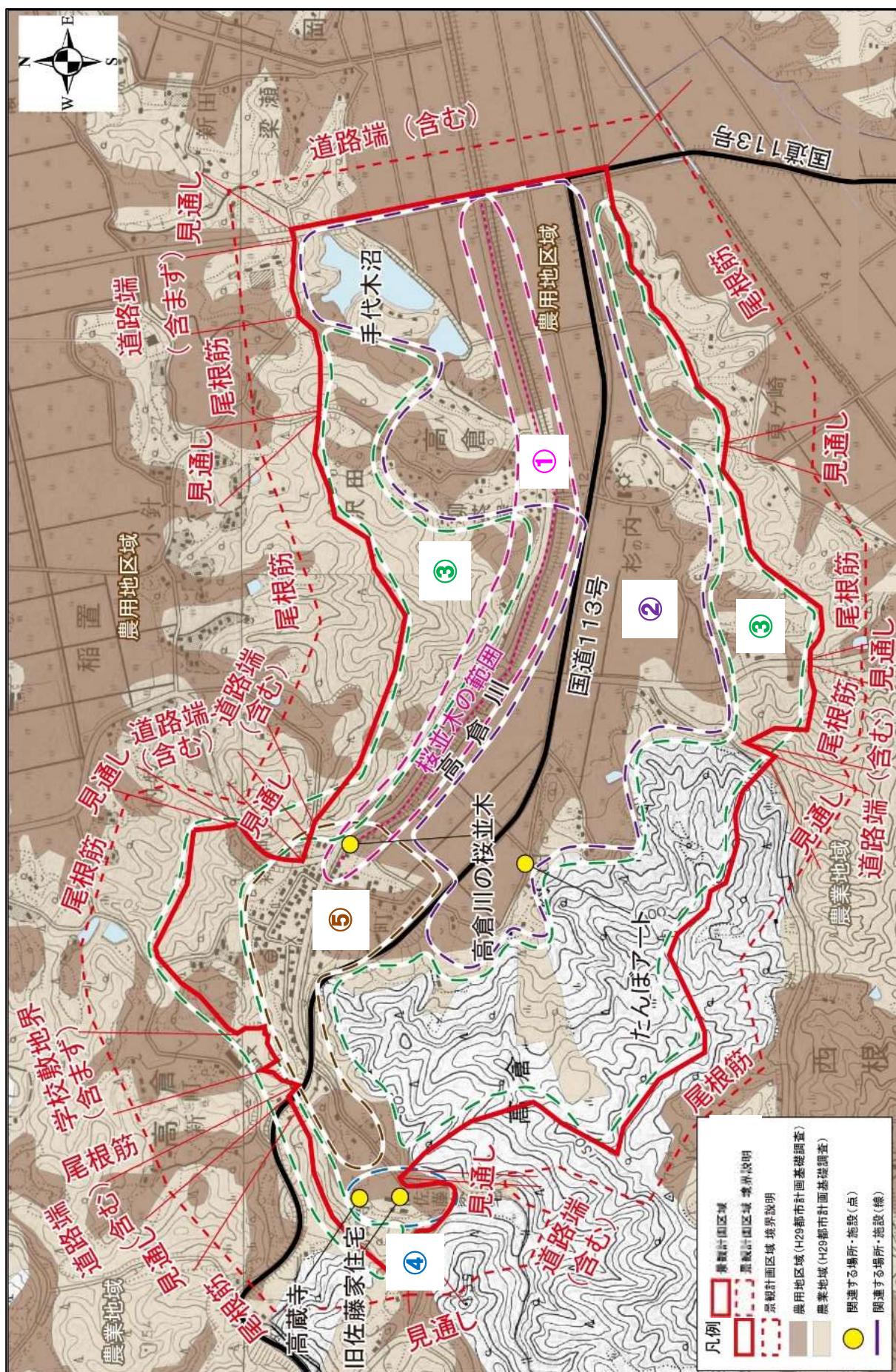


【区域の考え方】

高倉川農村集落地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的
<ul style="list-style-type: none">・高倉川を中心に広がる穏やかな農村・里山景観と、その中で行われている地域住民による取組がつくり出す景観について、これからも大切に守られ、それぞれがさらに魅力的なものとなるような景観まちづくりのきっかけとすることを目的とし、景観計画区域を指定する。
地区内で見られる景観（景観の概況）
<p>■仙南地域らしさを象徴する景観</p> <ul style="list-style-type: none">・高倉川の穏やかな流れと集落の人々が農業の営みを行っている水田地帯、川沿いに植えられた桜並木と集落、里山が一体となった穏やかな農村景観が見られる。・特に、国道113号からは、道路の両側に水田の広がりとその背後の丘陵地の山並みが見え、また道路と並行して流れる高倉川沿いに立ち並ぶ桜並木が一体となった景観が広がっている。・周辺地域には高蔵寺が鎮座し、付近に高倉農村公園が整備され、憩いの場となっているなど、多様な要素による豊かな表情の農村景観が見られる。 <p>■地区固有の景観</p> <ul style="list-style-type: none">・田んぼアートや桜並木の管理等、地元住民の活動による特徴的な景観が見られる。・ため池である手代木沼では、周辺整備が行われ水田と一体となった水辺景観が見られる。
区域設定の考え方
<p>■基本的な考え方</p> <p>農村集落と背後の里山からなる穏やかな農村景観の中に、地元住民による桜並木の管理や田んぼアートの取組といった多様な景観形成の取組が展開する。農村集落による日常の営みと農を活かした景観まちづくりの取組を行っている高倉川沿いの農村集落において、景観のまとまりを有する範囲を対象に保全・形成を目指した区域を設定する。また、高蔵寺や高倉農村集落の中心的な集落地である西根地区も含み、地域振興に寄与する一体的な農村環境の保全・形成を目指した区域を設定する。</p> <p>■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）</p> <p>①桜並木が見られる高倉川</p> <p>高倉川の流れと桜並木は、本地区の景観を特徴づける重要な景観資源であり、景観の保全を図る必要があるため、区域に含めた。</p> <p>②里山に囲まれたまとまった水田と農村集落</p> <p>国道113号から見ることができる水田や農村集落景観に配慮を求めるとともに、水田等の農地、集落地やため池である手代木沼、地元住民が実施する田んぼアートや植栽活動を行っている農地を一体的に保全できるよう区域を設定することにより、地域振興と農業という地域の人々の営みが生み出す景観形成を図るために、区域に含めた。</p> <p>③農村集落背後の里山</p> <p>高倉農村集落の外周を取り囲む丘陵地は、集落の景観の背後に広がる里山の景観として一体的に保全を図る必要があるため、区域に含めた。</p> <p>④高蔵寺周辺</p> <p>高蔵寺が鎮座し、付近に高倉農村公園が整備されており、集落内の大事な歴史的資源として地域の人々に親しまれているものであり、一体的な景観形成を図るために、区域に含めた。</p> <p>⑤西根地区の集落地</p> <p>高倉農村集落の中心的な集落地であり、一体的に景観まちづくりを進める必要があるため、区域に含めた。</p>

▲区域設定検討図



(2) 景観形成方針

高倉川農村集落地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・高倉川の環境を保全するとともに、水と桜並木がつくり出す潤いと彩りある水辺景観の保全を図る。
- ・阿武隈山地から連続する丘陵地は、田園集落の周囲に広がる豊かな里山の景観として保全を図る。

■農の営み等とともにある景観の継承

- ・集落の営みの場である農地、ため池等の持続的な利用により、広がりとまとまりのある田園景観の継承を図る。
- ・集落地では、周囲の自然と調和した落ち着きのある田園景観の継承を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・田んぼアートの取組や、菜の花・蓮華等の景観作物等を活用するなど、農地を活かした農村集落の景観形成を図る。
- ・高藏寺周辺では、歴史的な資源を保全するとともに、周囲に整備された高倉農村公園と一緒に、訪れた人が心地よく感じられる落ち着きある景観形成を図る。

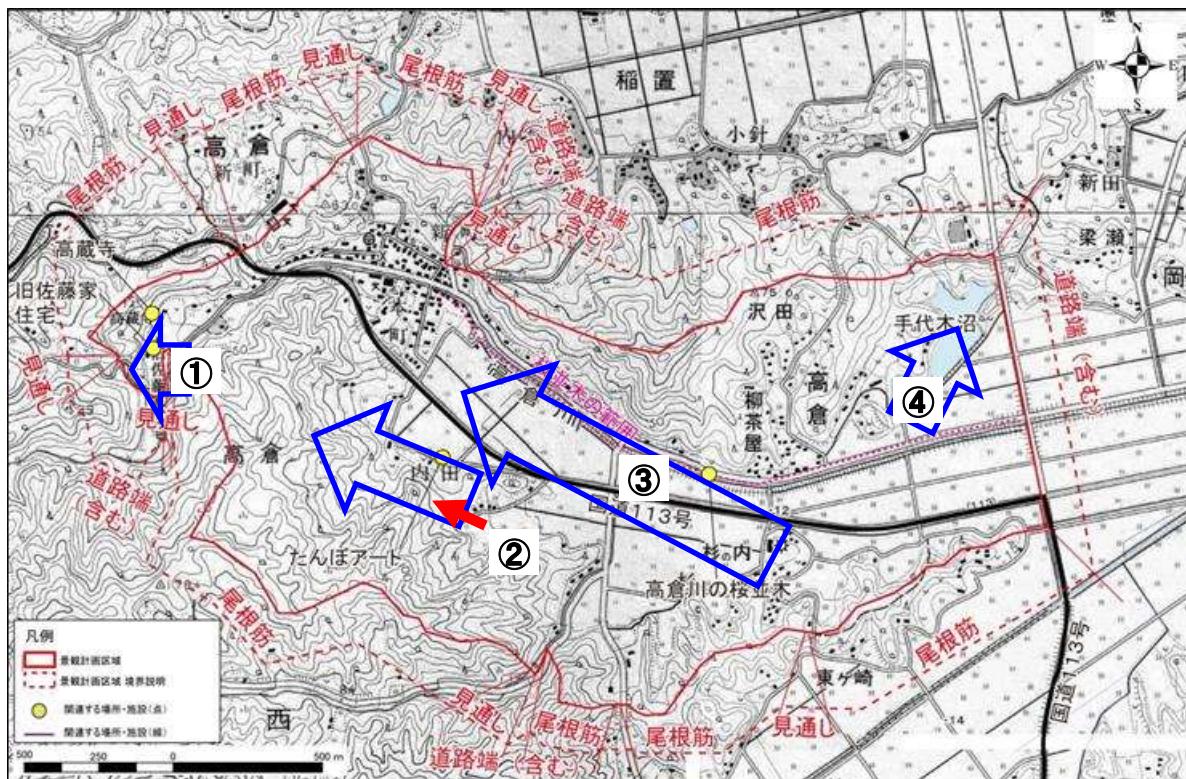
(3) 景観形成基準

高倉川農村集落地区における景観形成基準を以下に示します。

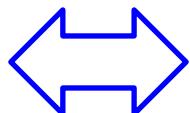
▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物・工作物	配置・位置	<input type="checkbox"/> 周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 桜並木周辺では、並木沿いの自然景観を阻害しない配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある景観の形成に努める。	
	高さ	<input type="checkbox"/> 周囲の山並みを阻害せず、周囲と調和した高さとする。	
	形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 周囲の里山や田園集落と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input checked="" type="checkbox"/> 高倉川の水辺では、桜並木と水辺を活かし周囲の自然と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。	
	色彩・素材	<input type="checkbox"/> 既存の集落で多く見られる建造物と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。	
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 地域の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽伐採等の保全	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。	
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。	

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）



凡例



地域を象徴する景観が見られるおよその範囲
及び向き



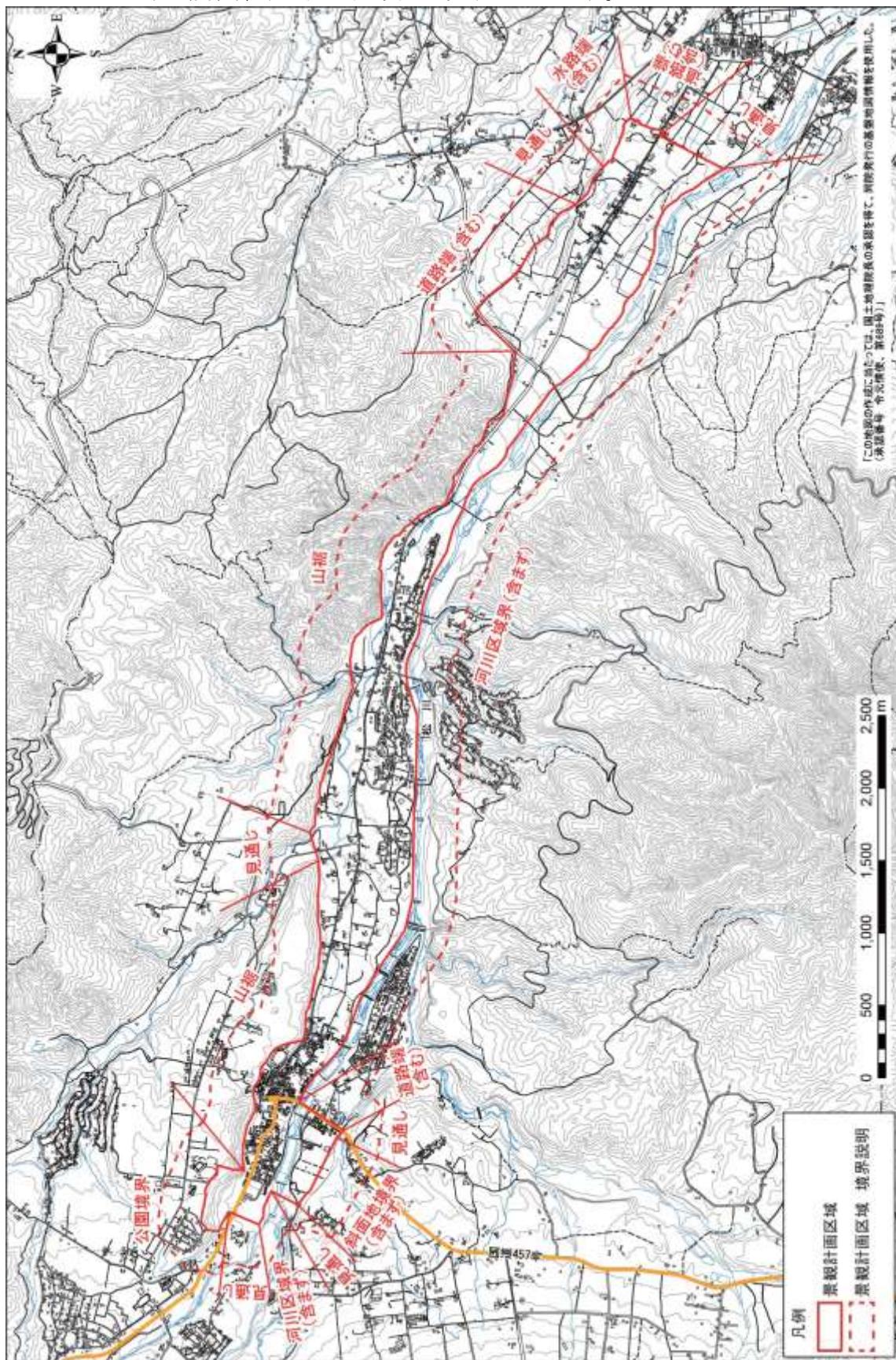
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
 ①高倉農村公園	<p>●高蔵寺と高倉農村公園</p> <p>山あいにひっそりと佇む高蔵寺は集落が誇る歴史的資源であり、付近に整備された高倉農村公園や高倉川、桜並木とともに、憩いの景観を形成している。また、付近を流れる高倉川ではホタルの繁殖にも取り組んでおり、季節の景観が見られる。</p>
 ②田んぼアート（図内赤矢印）	<p>●田んぼアートと里山</p> <p>当該地区の平坦部は水田地帯で、毎年地元住民によって取り組まれている「田んぼアート」と東側の花壇が、広がりのある水田地帯に彩りを添えている。田んぼアート南側には、当該地区をぐるりと囲む里山の麓まで山林が迫っている。向かいの里山とその手前の農村らしい集落が背景となり、一体的な農村景観を形成している。</p>
 ③高倉川沿いの桜並木	<p>●高倉川沿いの桜並木</p> <p>約120本の桜が川沿いに植えられ、高倉川の流れとともに春の農村らしい穏やかな景観が形成されている。高倉川に沿い水田地帯があり、北側は里山と農村集落が迫っており、向かいの里山までの一體的な農村景観を形成している。</p>
 ④手代木沼	<p>●手代木沼</p> <p>周囲の水田への農業用水確保のため、約300年前に整備された人口の沼で、沼の北東側には桜が植えられ、冬は白鳥の飛来地となり、地域住民のみならず観光客も訪れる憩いの場としての穏やかな水辺景観を形成している。</p>

7 遠刈田温泉・農村集落地地区

(1) 景観計画区域

遠刈田温泉・農村集落地地区的区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

遠刈田温泉・農村集落地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的

- ・蔵王観光の拠点を担う遠刈田温泉地区における歴史と賑わい、県立自然公園の環境が調和した景観形成を図るとともに、蔵王観光への往来を支えるネットワークを担う県道白石上山線沿いにおいて、景観形成を通して、周囲の自然や蔵王町の地域産業である果樹園等に代表される農村景観と調和した沿道利用の誘導を図ることを目的とする。
- ・観光業と農業等の一次産業が調和した蔵王町らしい景観まちづくりに向け、官民が協力・連携した取組へのきっかけにつなげるとともに、蔵王町の中心部から蔵王観光の拠点地区である遠刈田温泉にかけて、個性を高める景観の形成を図ることを目的に、景観計画区域を指定する。

地区内で見られる景観（景観の概況）

■仙南地域らしさを象徴する景観

- ・蔵王連峰を源流として流れる松川沿いの段丘地では、果樹栽培が行われており、蔵王町から遠刈田温泉に続く県道沿いにおいて、果樹園と集落が連続する特徴ある農村景観を形成している。
- ・遠刈田温泉の集落では、蔵王詣での拠点として栄えた町場と、旅館や温浴施設が一体となった、蔵王山麓における賑わいある町場の景観が形成されている。中心部に住宅や飲食店、土産屋などがあり、中心に公共浴場「神の湯」がある。神の湯背後には、刈田嶺神社（里宮）が鎮座する。
- ・温泉地を抜けると松川にかかる「こけし橋」が見え、川の流れに沿って開けた先に蔵王連峰を望むことができる。

■地区固有の景観

- ・県道白石上山線沿道は、果物の直売所やドライブインなどがあり、その背後に山地が迫る山間部のやや狭い谷地の景観が見られる。
- ・地区の東側では平地がやや広がり、水田や畑、住宅が見られる。川側では防風林を兼ねた高木のスギ林も点在する。
- ・遠刈田温泉街では、通りの街並みに加え、冬場は温泉の排水によって側溝から湯気が立ち上り、特徴的な景観をつくり出している。

区域設定の考え方

■基本的な考え方

遠刈田温泉としてまとまりある市街地を形成している地区を中心に、歴史ある温泉街としての風情と蔵王観光の拠点にふさわしい賑わいが調和した景観形成を図るとともに、蔵王町の中心部からそこに至る幹線道路沿いの連続した景観の保全・形成を目指した区域を設定する。

■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）

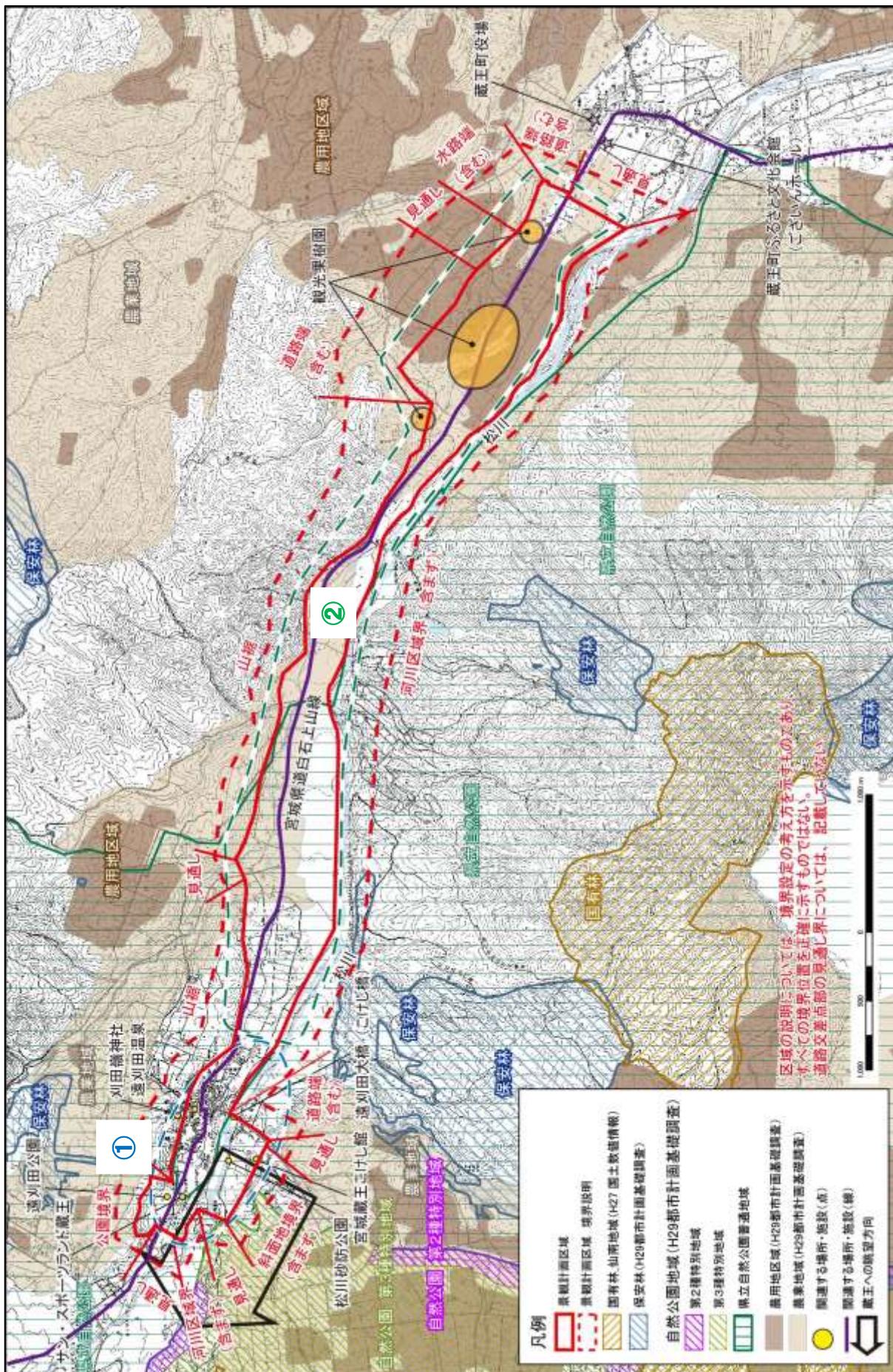
①遠刈田温泉周辺地区

温泉施設や店舗等の市街地が形成されているエリアを対象に、まとまりのある市街地景観の形成を図るために、区域に含めた。

②宮城県道白石上山線沿道の集落

沿道の宅地利用において、周囲の自然や蔵王町らしさを醸し出す果樹園等による特徴ある農村景観と調和した整備を求めることができるよう区域を設定し、観光業と農業という地域の営みが共存する蔵王町らしさを生み出す景観まちづくりへの取組を図るため、区域に含めた。

▲区域設定検討図



(2) 景観形成方針

遠刈田温泉・農村集落地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・遠刈田温泉で見られる松川の環境を保全するとともに、水と河畔林等がつくり出す潤いある水辺景観の保全を図る。

■農の営み等とともにある景観の継承

- ・県道沿いでは、蔵王町らしさを醸し出す果樹園等からなる特徴ある農の営みがつくり出す景観を継承する。
- ・温泉街では、温浴施設や旅館、店舗等を中心に、温泉地の景観資源を活かしたもてなしと賑わいを感じさせる市街地景観の形成を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・遠方にそびえる蔵王連峰への眺望と調和した景観形成を図る。
- ・蔵王観光へのアクセスルートである県道沿いでは、訪れる人にもてなしを感じさせつつ、周囲の自然、田園と調和した落ち着きのある沿道景観の形成を図る。

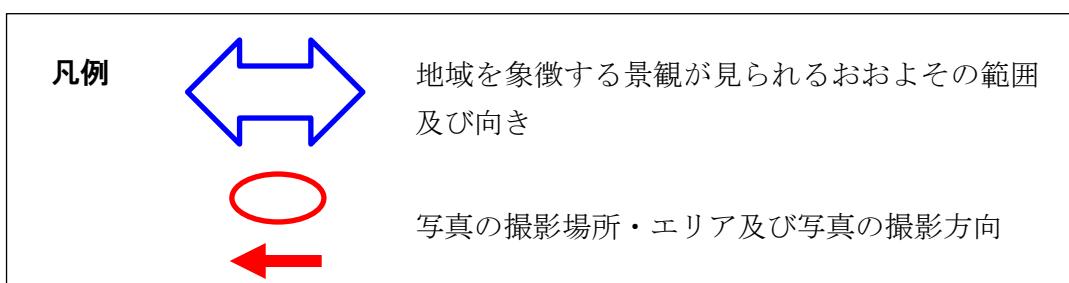
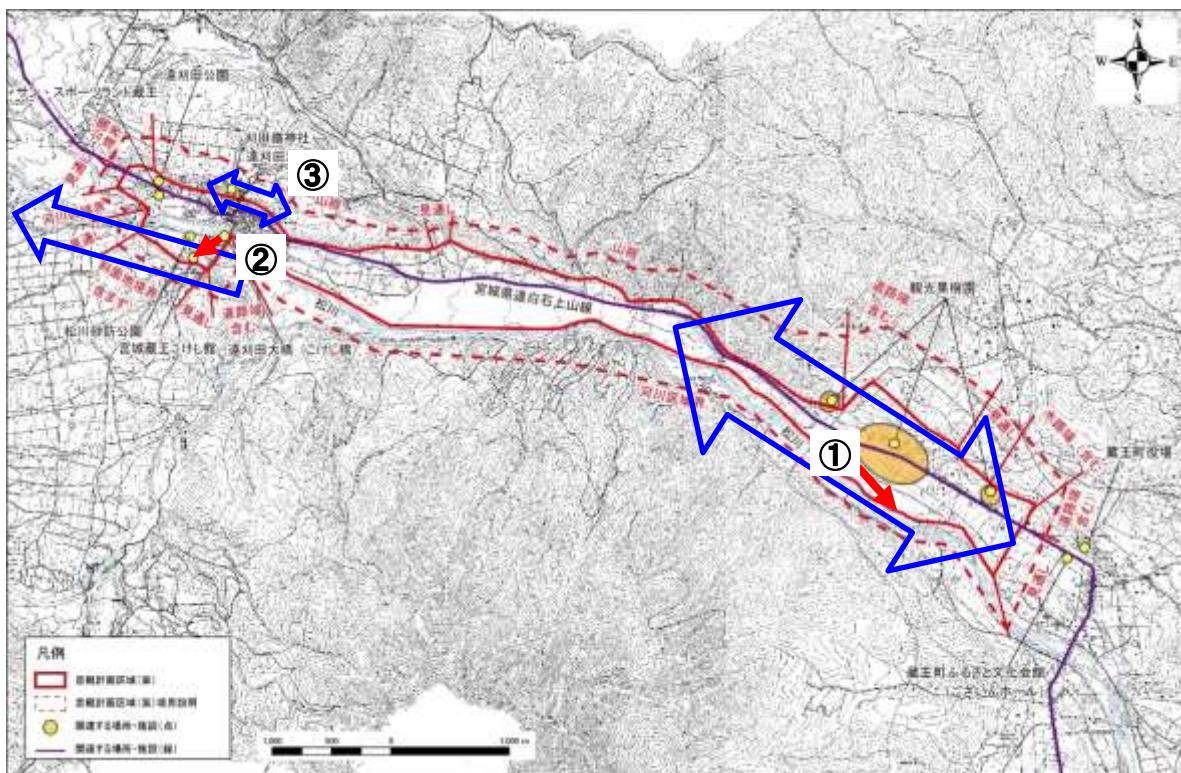
(3) 景観形成基準

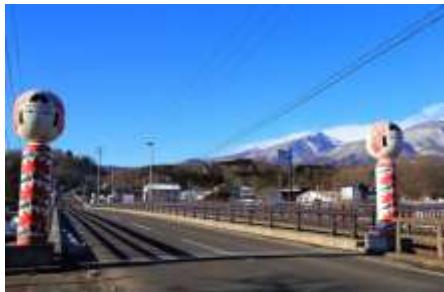
遠刈田温泉・農村集落地区における景観形成基準を以下に示します。

▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■: 地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温泉街では、周囲との連続性に配慮した配置とする。 □ その他のエリアでは、周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。 □ 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある市街地景観の形成に努める。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> □ 周囲の山並みを阻害せず、周囲と調和した高さとする。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温泉街の通り沿いでは、通りに面して低層部に開口部を設ける等により、遮へい性を低減し、歩行者からの見え方に配慮した賑わいを創出する景観の形成を図る。 ■ 松川の水辺では、水辺を活かし周囲の自然と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ■ その他のエリアでは、周囲の里山や果樹園・田園集落と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 □ 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。 	
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温泉街では、既存の建造物等と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 □ その他のエリアでは、既存の集落で多く見られる建造物と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩となるよう配慮する。 □ 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 □ 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。 	
	設備類	<ul style="list-style-type: none"> □ 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。 	
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の植生に配慮した緑化に努める。 □ 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。 	
	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> □ 周囲の自然環境、植生等に配慮する。 	
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> □ 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 □ 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。 	
開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽伐採	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 集落内や通り沿い等で地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 □ 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 □ 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。 	

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）

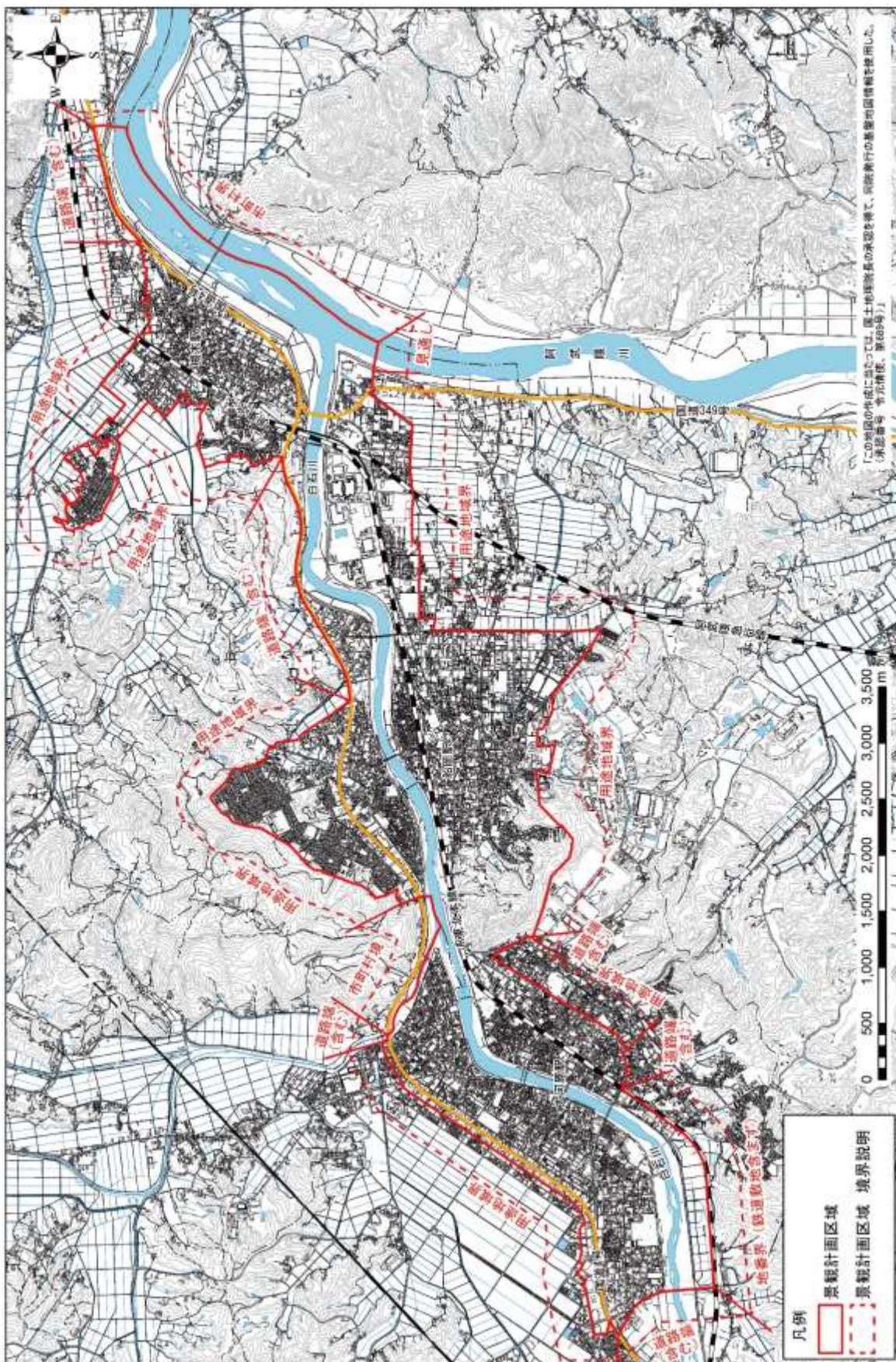


区域で見られる景観	説明
 ①沿道の果樹園（図内赤矢印）	<p>●沿道に広がる果樹園</p> <p>蔵王町の町場から遠刈田温泉街に向かう県道白石上山線沿いは、扇状地の中腹部で果樹園が多く、季節によって花や果実が実る風景が見られる。これらの果樹と周囲の農地や家屋、背景の里山とともに、蔵王町の地形と特産物を象徴する特徴的な農村景観を形成している。</p>
 ②遠刈田大橋と蔵王連峰（図内赤矢印）	<p>●遠刈田大橋と蔵王連峰への眺め</p> <p>遠刈田温泉街を抜け遠刈田大橋まで来ると、河川沿いに空間が開け、遠くに蔵王連峰の山容を望むことができる。遠刈田大橋には橋のたもとに遠刈田温泉の工芸品であるこけしが設置され「こけし橋」とも呼ばれており、遠景に見える蔵王連峰とともに遠刈田温泉を象徴する景観が見られる。</p>
 ③遠刈田温泉街	<p>●遠刈田温泉街</p> <p>かつて蔵王詣での拠点として栄えた町場に大小の温泉宿や商店、土産屋が並び、観光地としての賑わいの景観が見られる。温泉街内は低層の建築物を中心とした街並みが形成され、周囲は山林に囲まれており、一体的な町場景観が形成されている。</p>

8 大河原町・柴田町中心部地区

(1) 景観計画区域

大河原町・柴田町中心部地区の区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

大河原町・柴田町中心部地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的

- ・白石川や街道等、仙南地域の交流の拠点を支えてきた歴史性と、先人たちがつくり出した美しい白石川の風景を継承するとともに、白石川の流れにより形成された平野部で発展してきた市街地を対象として、市街地景観の形成を図ることを目的とする。
- ・白石川沿いの市街地における官民が協力・連携した景観まちづくりのきっかけにつなげるとともに、両町の顔づくりにふさわしい、一体性を持った市街地景観と河川景観の形成を図ることを目的として、景観計画区域を指定する。

地区内で見られる景観（景観の概況）

■仙南地域らしさを象徴する景観

- ・阿武隈川との合流地点よりもやや上流に位置する白石川沿いでは、河川堤防に「一目千本桜」が整備され、広がりのある川の流れと遠くに見える蔵王連峰が一体となった河川景観を形成している。
- ・仙南地域の大動脈であるかつての奥州街道沿いには、宿場町の名残を今に伝える街並み景観が見られる。近代に入り、宿場町の脇には鉄道駅が配され、道筋も国道へと変化し、広がりのある市街地景観が形成されている。四保山の船岡城址公園からは、市街地を一望することができる。
- ・かつて交通の要衝として栄えた船岡城下町のあった柴田町の中心市街地では、城下町自体に形成された町割りによる街並み景観が形成されている。
- ・白石川の流れにより形成された平野部で発展してきた市街地のいたるところから、蔵王連峰を望むことができる。

■地区固有の景観

- ・当該地区内では、白石川を横断する数々の橋があり、白石川と桜並木が連続する美しい景観が見られる。
- ・白石川沿いでは、河川敷を活用した公園が整備されており、白石川の水面や桜並木と一緒に賑わいの景観を形成している。
- ・国道4号や鉄道駅北側に整備された新興住宅地では、整然とした市街地景観が見られる。

区域設定の考え方

■基本的な考え方

交通の要衝として栄えた旧船岡城下町及び仙南地域を貫く大動脈である旧奥州街道、それに変わる鉄道や国道沿いに広がる市街地及び白石川沿いに整備された桜並木が広がる区域において一体的な景観の保全・形成を図るとともに、「一目千本桜」を中心とした両町の顔にふさわしい賑わいが調和した景観の保全・形成を目指した区域を設定する。

■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）

①白石川とその流れにより形成された平野部で発展した市街地

白石川と桜並木、旧奥州街道沿いを中心に、背後に広がる平野部で発展してきた市街地については、一体的に景観の保全・形成を図るとともに、「一目千本桜」を中心とした両町の顔にふさわしい賑わいが調和した景観の保全・形成を図るために、区域に含めた。

②旧奥州街道楢木宿周辺

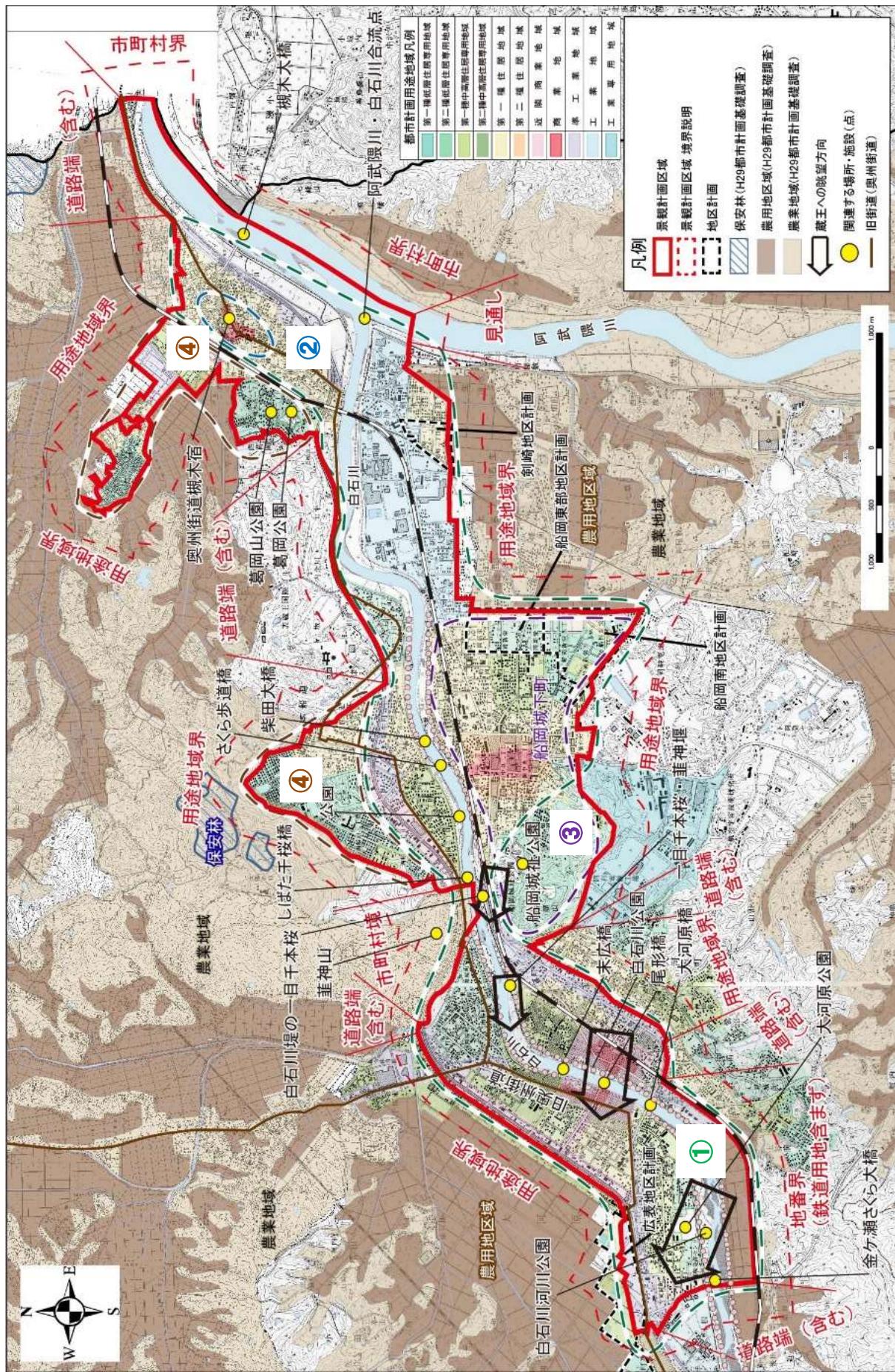
旧奥州街道の宿場町として栄えた楢木宿周辺については、当時の名残を残す町割が形成される範囲を区域に含めた。

③旧船岡城下町

柴田町の中心市街地は、かつて交通の要衝として栄えた旧船岡城下町であり、その町割りを今に伝える重要なエリアであることから、船岡城が立地していた船岡城址公園を中心とした四保山と一緒に景観の保全・形成を図るために、区域に含めた。

④船迫・楢木の住宅団地

近年、丘陵地に整備された住宅団地については、既存の市街地景観や周辺の丘陵地の自然景観との調和を図るために、区域に含めた。



▲区域設定検討図

(2) 景観形成方針

大河原町・柴田町中心部地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・船岡城址公園を中心とした四保山の樹林地がつくり出す緑の景観は、市街地や白石川の背景となる潤いある自然景観として保全を図る。
- ・白石川の環境を保全するとともに、一目千本桜と水辺がつくり出す潤いと彩りある自然景観の保全を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・旧城下町や宿場町等の歴史性を有する市街地では、町の歴史を今に伝える建造物等の保全・活用を図るとともに、歴史性を活かした市街地景観の形成を図る。
- ・遠方にそびえる蔵王連峰への眺望と調和し、魅力ある眺望を活かした景観形成を図る。
- ・国道沿いや鉄道沿いでは、移動に伴い連續して目にする景色を意識し、沿道・沿線景観の創出に努める。
- ・住宅を中心に形成される市街地では、誰もが心地よく住みやすいと感じられるまちづくりの実現に向け、緑豊かな落ち着きのある景観形成を図る。

(3) 景観形成基準

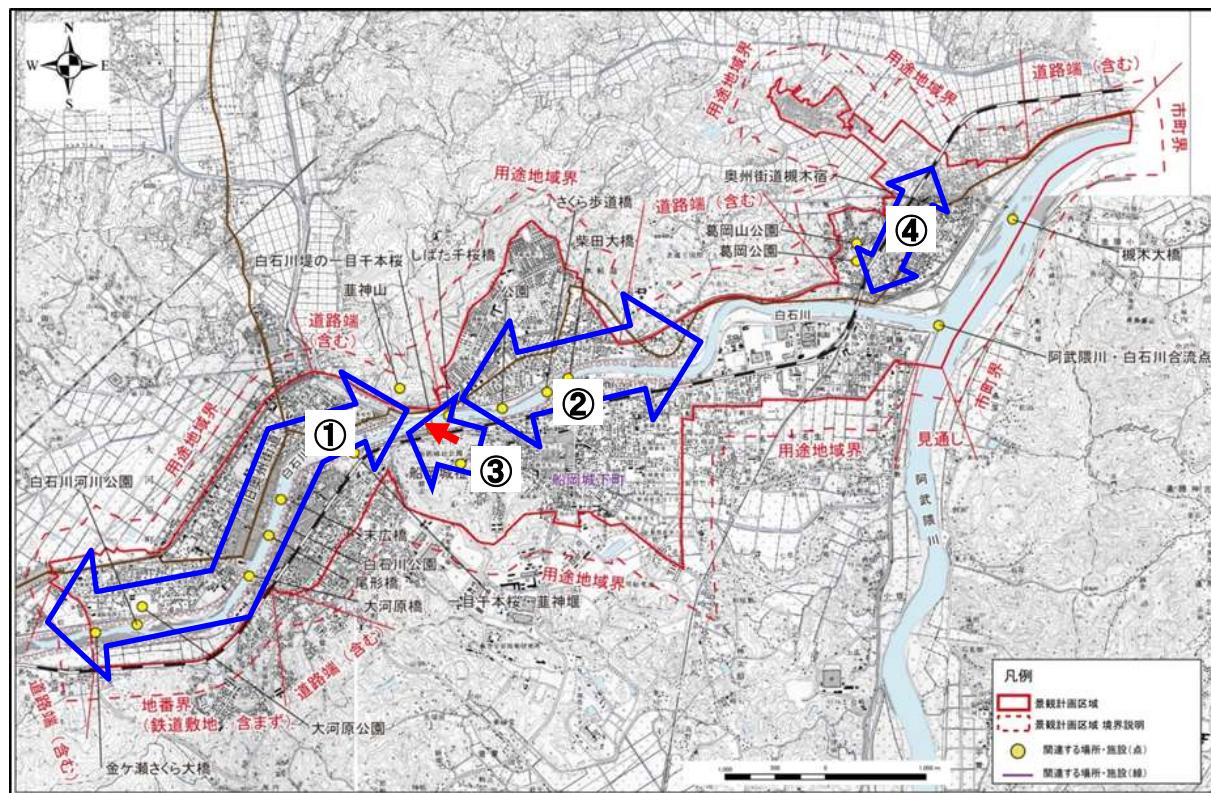
大河原町・柴田町中心部地区における景観形成基準を以下に示します。

▼景観形成基準

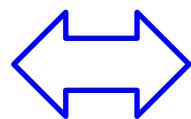
行為	項目	景観形成基準	※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置 ・位置	<input type="checkbox"/> 周囲との連続性に配慮した配置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 白石川沿いでは、水辺の自然景観を阻害しない配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある市街地景観の形成に努める。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 白石川沿いからの眺望に配慮し、蔵王連峰の山並みを阻害せず、周囲と調和した高さとする。 <input type="checkbox"/> その他のエリアでは、周囲と調和した高さとする。	
	形態 ・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 駅周辺等の商業系市街地の通り沿いでは、通りに面して低層部に開口部を設ける等により、遮へい性を低減し、歩行者からの見え方に配慮した賑わいを創出する景観の形成を図る。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避け、周囲と調和した屋根、外壁等の形態・意匠とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 白石川沿いから蔵王連峰への眺望に配慮した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。	
		<input type="checkbox"/> 地域の景観資源等との調和を配慮し、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。	
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	外構 ・緑化 等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部にオープンスペースを設ける場合には、樹木や花壇等を活用し、潤いある通り景観の創出に配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。	
		<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。	

※地区整備計画に基づき景観コントロールが図られている地区計画の区域においては、景観法第16条第7項第10号の規定により、景観計画に基づく届出に関する規定が適用されないことから、上記の景観形成基準も適用しない。

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）



凡例



地域を象徴する景観が見られるおよその範囲
及び向き



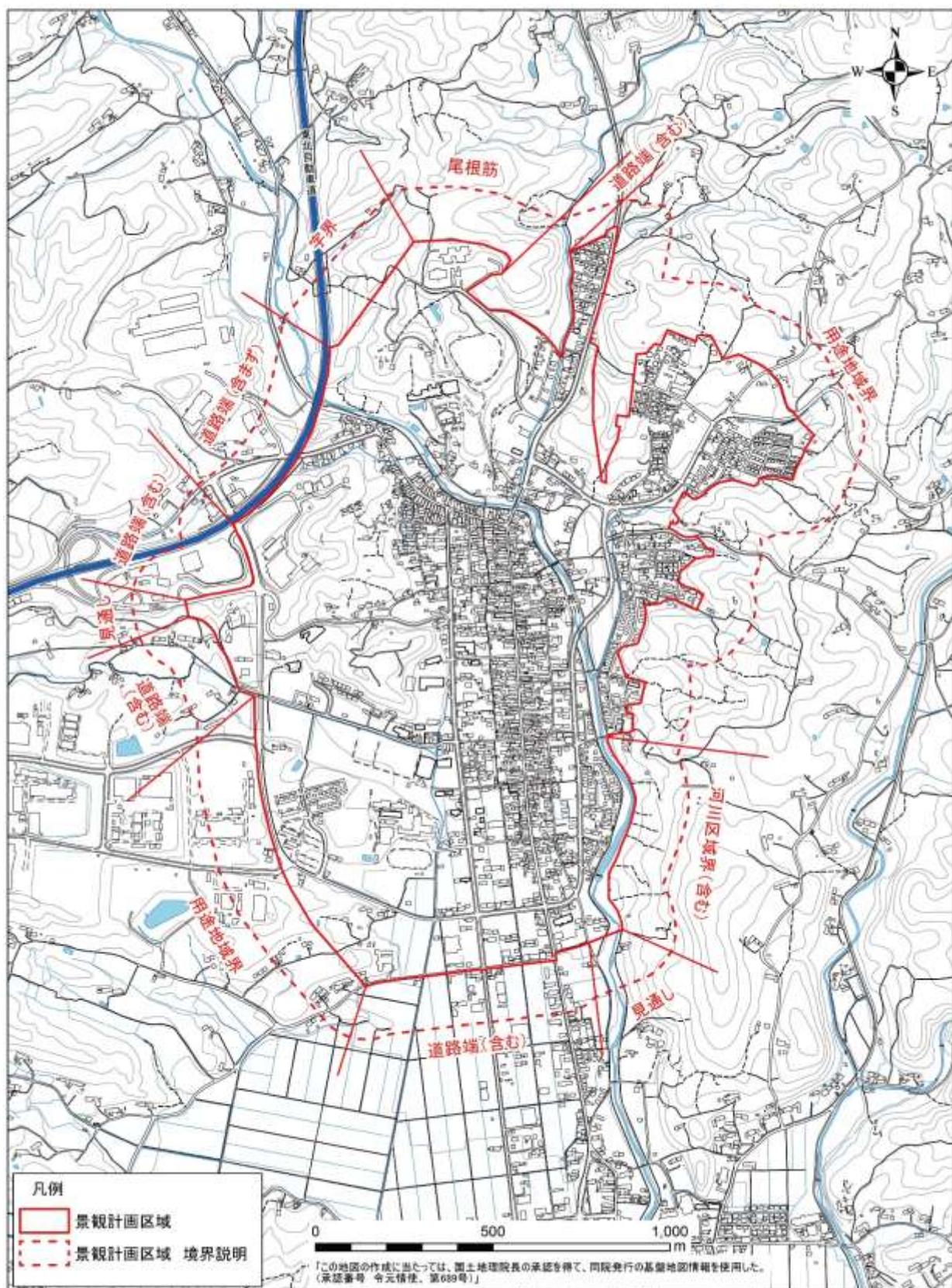
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
 ① 芽神堰から見る蔵王連峰	<p>●白石川と一目千本桜</p> <p>大河原町の中心を流れる白石川は、豊かな水の流れにより穏やかな水辺景観を形成している。また、春には一目千本桜と遠景に望む蔵王連峰とともに、大河原町を代表する雄大な自然景観を形成し、桜まつりでは町内外の来訪者により賑わいある景観も形成されている。</p>
 ② さくら歩道橋から見た一目千本桜と蔵王連峰	<p>●さくら歩道橋と一目千本桜</p> <p>さくら歩道橋は、JR 東北本線を跨いで桜を見渡せるよう整備された歩道橋で、白石川の水面と桜、JR 東北本線が川沿いに走る様子、遠景に望む蔵王連峰を眺望することができる。また、川沿いに桜並木が続き、柴田町を代表する桜の名所として、憩いや賑わいの景観を形成している。</p>
 ③ 柴田町（船岡城址公園）から見た一目千本桜と蔵王連峰（図内赤矢印）	<p>●船岡城址公園からの眺め</p> <p>船岡城址公園には、柴田町のシンボルである「船岡平和観音」が鎮座しており、白石川や大河原町・柴田町を見下ろすことができ、遠景に蔵王連峰を望むことができる。桜の名所でもあり春には町内外の大勢の来訪者によって賑わいある景観が見られる。</p>
 ④ 槻木宿の名残を伝える建物	<p>●旧奥州街道と槻木宿</p> <p>旧奥州街道が通る槻木は、旧街道沿いには飲食店や商店などが点在し、低層の建築物を中心とした街並みが形成されている。宿場町だった名残がうかがえる建築物や間口に対して奥行きがある町割など、地域の歴史性を今に伝える重要な街並み景観を形成している。</p>

9 村田町中心部地区

(1) 景観計画区域

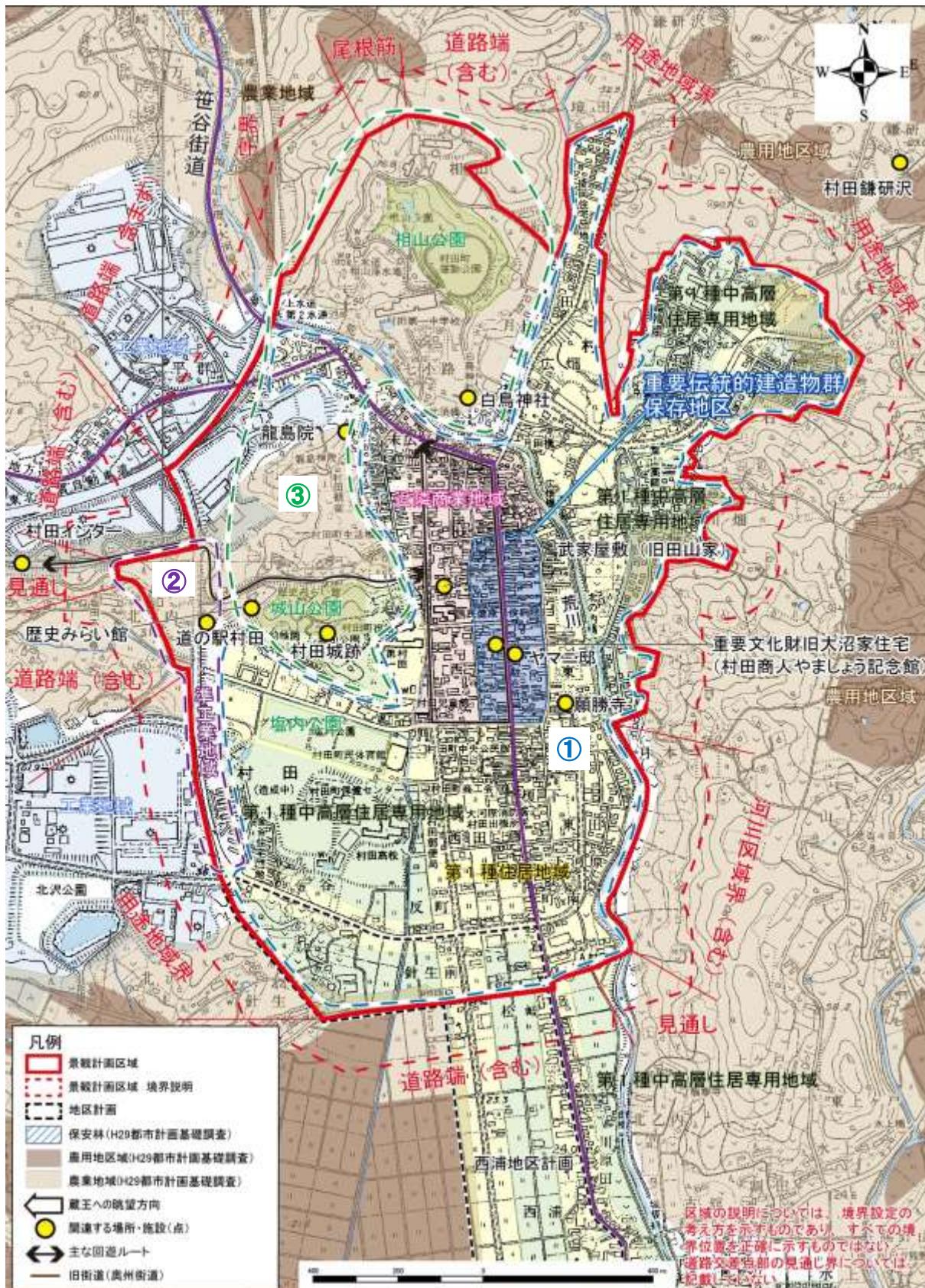
村田町中心部地区の区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

村田町中心部地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的
・村田城跡東の街道沿いに形成された商業地として栄えた歴史を今に伝える、中心部の重要な伝統的建造物群保存地区を核に、近代化とともに広がりながら形成されてきた現在の中心部及び周辺の住居系市街地を対象に、村田の歴史と伝統を活かした市街地景観の形成を図ることを目的とし、景観計画区域を指定する。
地区内で見られる景観（景観の概況）
■仙南地域らしさを象徴する景観 <ul style="list-style-type: none">重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「蔵の街並み」は、紅花や藍の交易で栄えた商業都市に由来し、店蔵と門が連続する特徴ある歴史的な街並みが維持されている。重要伝統的建造物群保存地区を含む地区中心部には古い町割りや住宅が残り、一体的な街並み景観を形成している。 ■地区固有の景観 <ul style="list-style-type: none">蔵のある通り沿いは南北に長い街区となっており、建物の間から背後に迫る里山までを見通すことができる。重要伝統的建造物群保存地区外には住宅や店舗が見られる。地区中心部は平坦だが、周囲は起伏が多い地形となっており、周辺を里山に囲まれた盆地となっている。地区中心部から外れると、北東の方向に近年住宅地として造成された住宅街が見られる。
区域設定の考え方
■基本的な考え方 <p>歴史的な商業都市である重要伝統的建造物群保存地区を中心に、村田町の人々が暮らす市街地（工業団地等の工業エリアを除く）を対象に、歴史的な地区と調和した市街地景観の形成を図る必要がある。</p> ■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応） <p>①歴史的な街並みの残る地区の周囲に広がる既成市街地 村田町の歴史的な特性を伝えつつ、それらと調和した快適かつ潤いある住環境の形成を目指し、歴史的な街並みと周囲に広がる丘陵地の緑や河川と調和した市街地景観の形成に向け、中心部と一体的に景観形成を図る必要があるため、区域に含めた。</p> <p>②村田インターチェンジ周辺及びインターと中心部を結ぶ幹線道路沿い 村田インターチェンジ周辺及びインターと中心部を結ぶ幹線道路沿いは、広域的な交通ネットワークである東北自動車道からの来訪者を迎える玄関口としての役割を担っており、歴史的な街並みを有する市街地へとつながる景観形成を目指し落ち着きのある景観形成に向けた配慮を求める必要があることから、区域に含めた。</p> <p>③城山公園から龍島院、相山公園等からなる丘陵地 城址である城山公園から龍島院、相山公園等からなる丘陵地は、歴史と自然が調和した緑豊かな環境として、地域の人々に親しまれている場であることを踏まえ、市街地と一体的に利用される自然地として、自然環境の保全と市街地景観との調和を図る必要があるため、区域に含めた。</p>



▲区域設定検討図

(2) 景観形成方針

村田町中心部地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・公園等の丘陵地の樹林地がつくり出す緑の景観は、市街地の背景となる潤いある自然景観として保全を図る。
- ・荒川の環境を保全するとともに、水と河畔林等がつくり出す潤いある水辺景観の保全を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・商家町として栄えた歴史的な街並みの保全を図る。
- ・歴史的な街並みを持つ中心部と調和した市街地景観の形成を図るとともに、周囲を取り囲む山々の緑と調和した落ち着きある市街地景観の形成を図る。
- ・東北自動車道村田インターチェンジ周辺やインターへのアクセス道路沿いでは、歴史を継承した市街地へ続く町の玄関口にふさわしい町の魅力を感じさせる落ち着きある景観形成を図る。

(3) 景観形成基準

村田町中心部地区における景観形成基準を以下に示します。

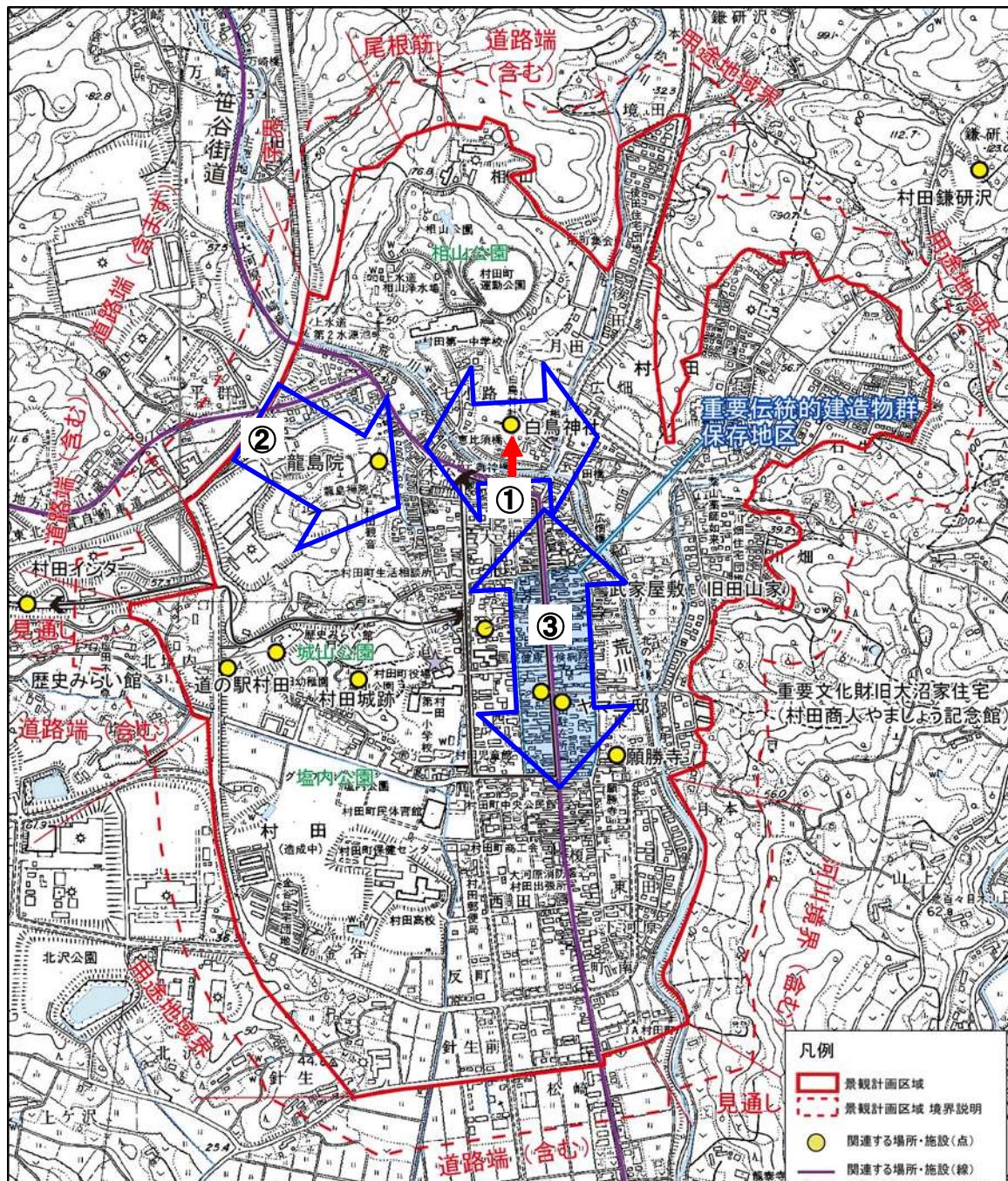
▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■: 地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置 ・位置	<input type="checkbox"/> 周囲との調和に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある市街地景観の形成に努める。	
	高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 歴史的な街並みとの連続性に配慮し、周囲と調和した高さとする。	
	形態 ・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 歴史的な市街地及び周辺では、伝統的な建造物による街並みと調和するよう落ち着きのある形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避け、周囲と調和した屋根、外壁等の形態・意匠とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 荒川等の水辺では、水辺を活かし周囲の自然と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。	
	色彩 ・素材	<input checked="" type="checkbox"/> 歴史的な市街地及びその周辺では、伝統的な建造物等と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。	
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	外構 ・緑化 等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部にオープンスペースを設ける場合には、樹木や花壇等を活用し、潤いある通り景観の創出を工夫する。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。	
開発行 為・土地 の形質の 変更・木 竹の植栽 伐採	周辺へ の配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。	
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。	
	既存樹 木・樹 林等の 保全	<input type="checkbox"/> 地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。	

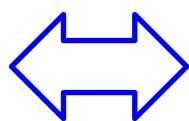
※地区整備計画に基づき景観コントロールが図られている地区計画の区域においては、景観法第16条第7項第10号の規定により、景観計画に基づく届出に関する規定が適用されないことから、上記の景観形成基準も適用しない。

※文化財保護法に基づき景観コントロールが図られている伝統的建造物群保存地区の区域においては、景観法施行令第10条第3号の規定により、景観計画に基づく届出に関する規定が適用されないことから、上記の景観形成基準も適用しない。

(参考) 区域で見られる景観 (丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応)



凡例



地域を象徴する景観が見られるおおよその範囲
及び向き



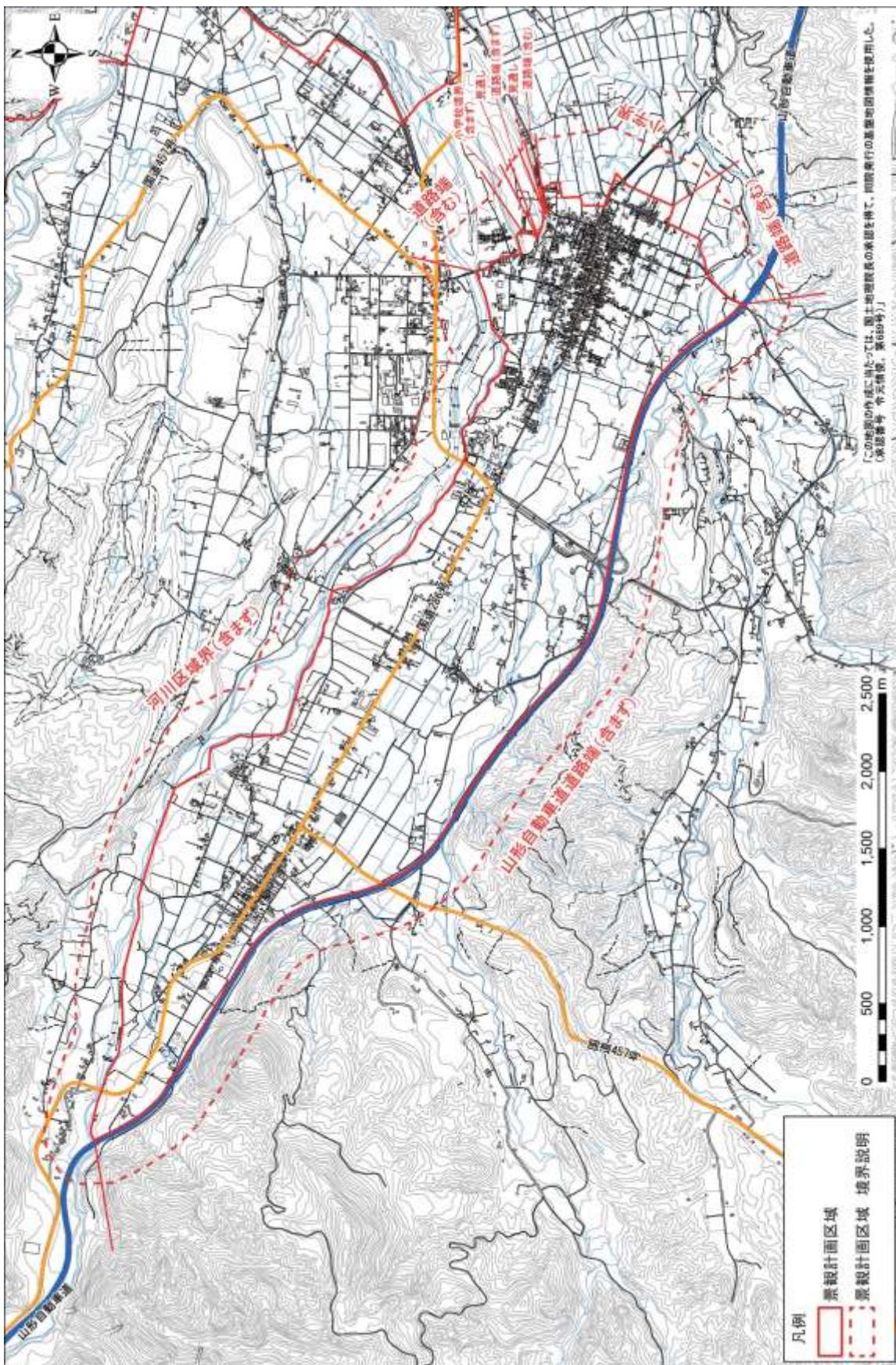
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
 ①白鳥神社（図内赤矢印）	<p>●白鳥神社と周囲の街並み</p> <p>白鳥神社は、仙南地域に広く信仰されている白鳥信仰に基づいた神社で、地域の信仰を伝える重要な要素となっている。</p> <p>また、周囲の街並みは低層の建築物を中心とした街並みが広がり、街道に向かって南北に奥行きがある町割りが残り、街道沿いに発展した街並みの名残がうかがえる。</p>
 ②龍島院から市街地を望む	<p>●丘陵地及びそこからの眺め</p> <p>当該地区の周囲は、城山公園、龍島院、相山公園などの丘陵地に囲まれており、緑豊かな景観が見られる。龍島院からは市街地を望むことができ、低層の建築物を中心とした村田町の中心部と、その向こうに広がる里山が調和した穏やかな街並み景観を望むことができる。</p>
 ③村田蔵の街並み	<p>●蔵の街並み</p> <p>かつて紅花などの流通で栄えた村田町は、商家の蔵が立ち並ぶ街並みが重要伝統的建造物群保存地区に指定され、その歴史性を伝える景観を形成している。</p> <p>町割りは東西に奥行きがあり、やましう記念館では道沿いにある蔵のみならず中庭や奥の蔵を見学することができ、街並みの景観を形づくる由来を伝える重要な要素となっている。</p>

10 川崎町中心部地区

(1) 景観計画区域

川崎町中心部地区的区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

川崎町中心部地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的

- かつての川崎城下町として形成された町の中心部と、旧笛谷街道である国道286号沿いに広がる農村景観と街道の名残を今に伝える松並木等が一体となって形成されている川崎町らしさを育む景観について、その特性を継承した、地域の個性を高める景観づくりやまちづくりの取組のきっかけとする目的とし、景観計画区域を指定する。

地区内で見られる景観（景観の概況）

■仙南地域らしさを象徴する景観

- 川崎町の中央を貫くかつての笛谷街道である国道286号には、街道であった歴史を伝える松並木が連続する特徴ある通り景観が形成されている。
- 旧街道沿いに広がる農村集落では、一定の間隔で防風林が立ち並ぶことにより、農地や集落を守っている特徴ある農村景観が形成されている。
- 川崎城址である城山公園からは、落葉樹の葉が落ちた冬には、木々の間から旧城下町や農村集落を一望することができ、蔵王連峰を遠景に望むことができる。

■地区固有の景観

- 旧川崎城下町に由来する川崎町の中心部の旧街道筋に当たる地区では、商店街が形成され、賑わいの景観が見られ、その周囲には低層住宅を中心とした市街地が広がる。
- 旧川崎城下町の周辺部では、病院、学校、住宅等が立地し、建築物と農地が混在する景観が見られる。
- 笛谷街道南側には、まとまった水田が広がり、穏やかな農業の景観が見られる。

区域設定の考え方

■基本的な考え方

かつての笛谷街道である国道286号周辺に広がる防風林が特徴的な沿道の農村集落において、その特徴的な景観の保全と調和を求める。また川崎町の中心部である旧城下町由来の市街地においては、長期総合計画に示された計画的な土地利用推進（住環境の保護を第一に、住・商・工の都市機能がバランスよく集積したコンパクトな中心市街地の形成）と併せて計画的な市街地環境の保全・形成を図りつつ、町の歴史性を活かす景観形成を目指した区域を設定する。

■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）

①松並木や防風林による特徴的な景観を有する農村集落

かつての笛谷街道から北側に広がる農村集落は、松並木や防風林による特徴的な農村集落景観の保全と調和を図るために、区域に含めた。

②旧川崎城下町に由来する川崎町中心部

旧川崎城下町に由来する当時の町割を残す川崎町の中心部は、歴史的な町割や街道筋を活かした通り景観や商店街による賑わい景観の保全・形成を図るために、区域に含めた。

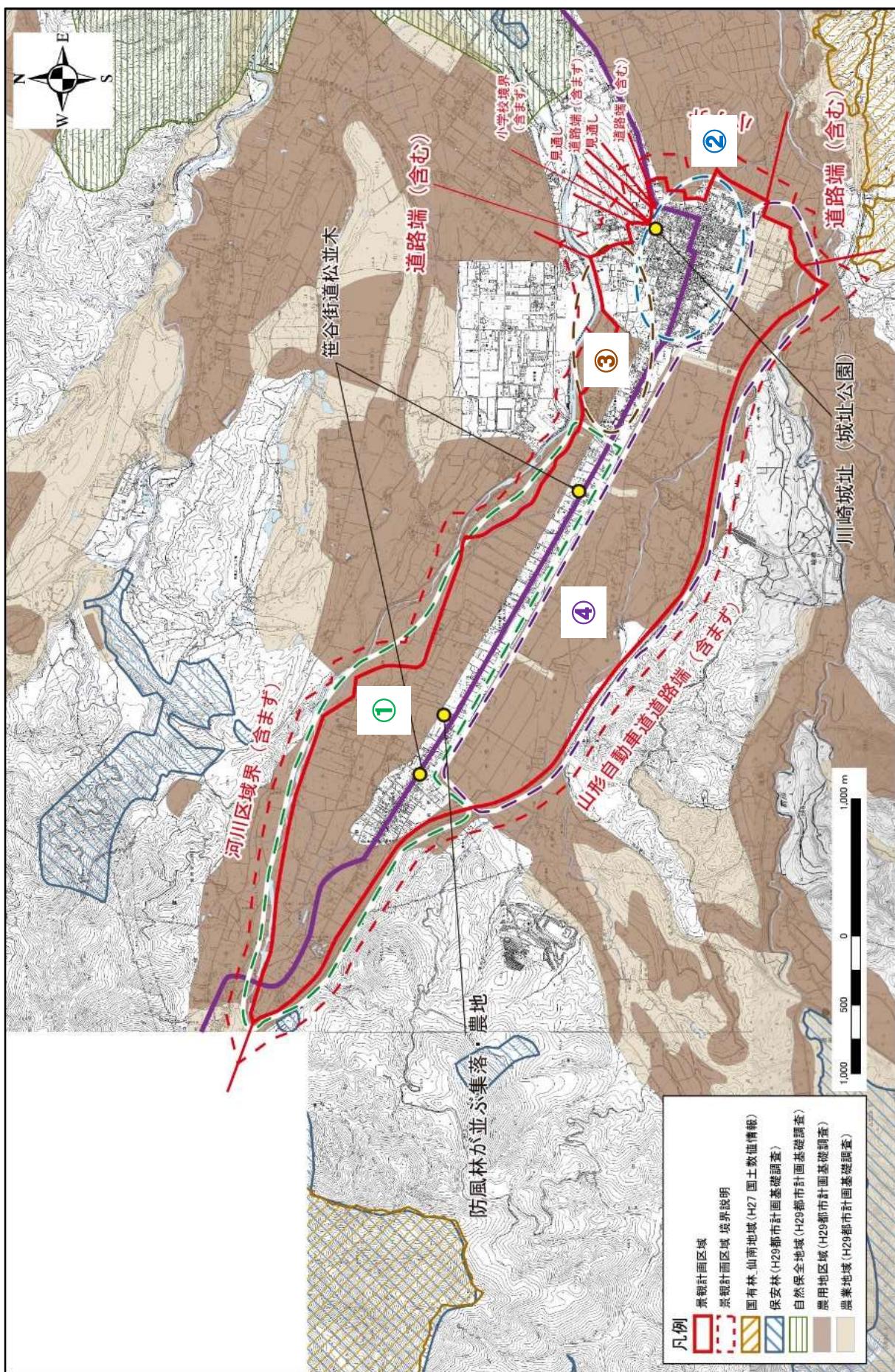
③旧川崎城下町周辺の市街地

旧川崎城下町と連携して中心部を形成する市街地は、計画的な土地利用推進とともに、景観形成の取組を通じて良好な市街地環境の保全・形成を目指したまちづくりの実現に向け、区域に含めた。

④旧笛谷街道南側の水田地帯

かつての笛谷街道南側の水田地帯は、山間の平地における農業の営みがつくり出す景観を形成しており、北側の特徴的な景観を有する農村集落や、市街地と一体的な景観のまとまりを形成していることから、これらと一体で区域に含めた。

▲区域設定検討図



(2) 景観形成方針

川崎町中心部地区における景観形成方針を以下に示します。

■ 農の営み等とともにある景観の継承

- ・旧街道の歴史を今に伝える松並木の保全を図るとともに、沿道では周囲に広がる田園景観と調和した景観の保全・継承を図る。
- ・農村集落内に分布する防風林の保全・継承を図る。
- ・遠方にそびえる蔵王連峰への眺望と調和した景観形成を図る。

■ 個性を活かす景観の創出

- ・中心部では、地域の景観資源を活かし、住む人、訪れる人が心地よく感じられる市街地景観の形成を図る。
- ・旧城址である城山公園から眺望される、背後に連なる山並みと調和したまとまりある市街地景観の形成を図る。

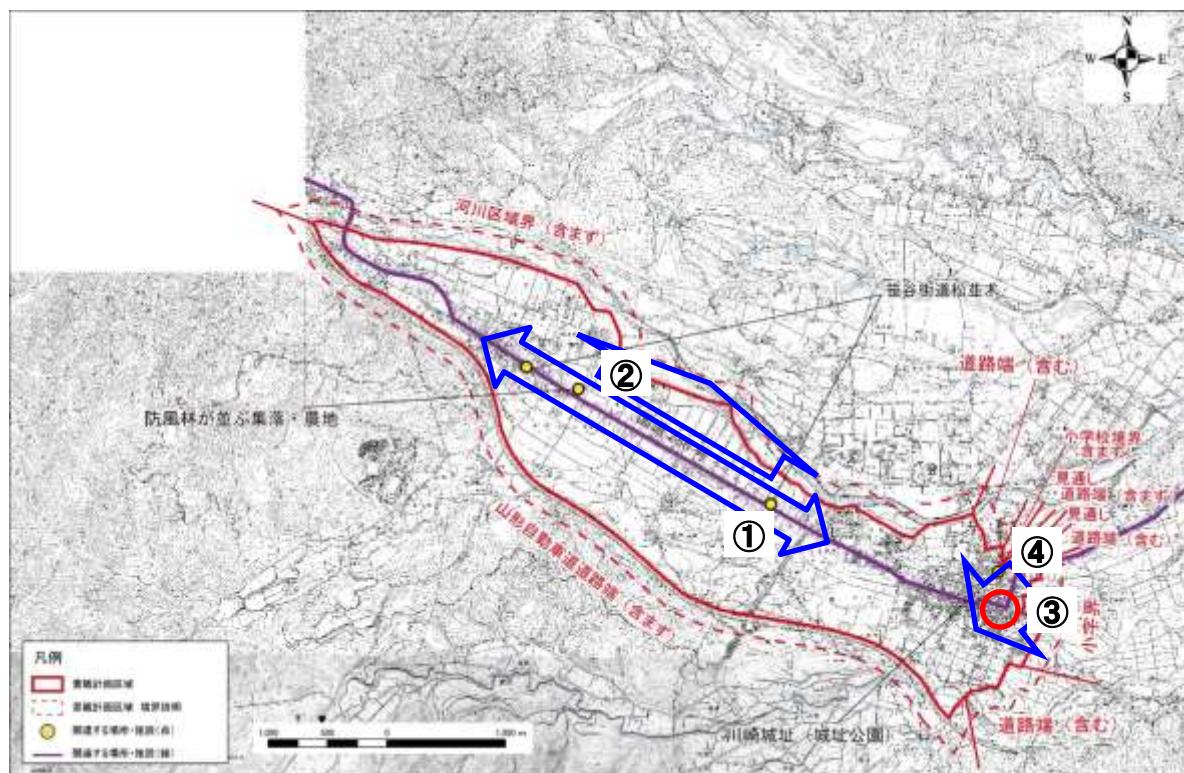
(3) 景観形成基準

川崎町中心部地区における景観形成基準を以下に示します。

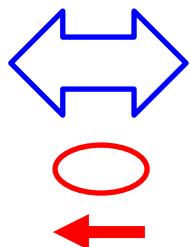
▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・位置	<input type="checkbox"/> 市街地では、周囲との連続性に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> その他のエリアでは、周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある景観の形成に努める。	
	高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 旧城址等の高台からの眺望や藏王連峰への眺望に配慮し、周囲の山並みを阻害せず、周囲と調和した高さとする。	
	形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 旧街道沿いでは、松並木がつくる街道景観を阻害せず、周囲の田園景観と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避け、周囲と調和した屋根、外壁等の形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。	
	色彩・素材	<input type="checkbox"/> 地域の景観資源との調和を配慮し、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。	
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	外構・緑化等	<input checked="" type="checkbox"/> 屋敷林等による特徴ある田園景観と調和した植栽となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽伐採	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。	
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。	

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）



凡例



地域を象徴する景観が見られるおよその範囲
及び向き

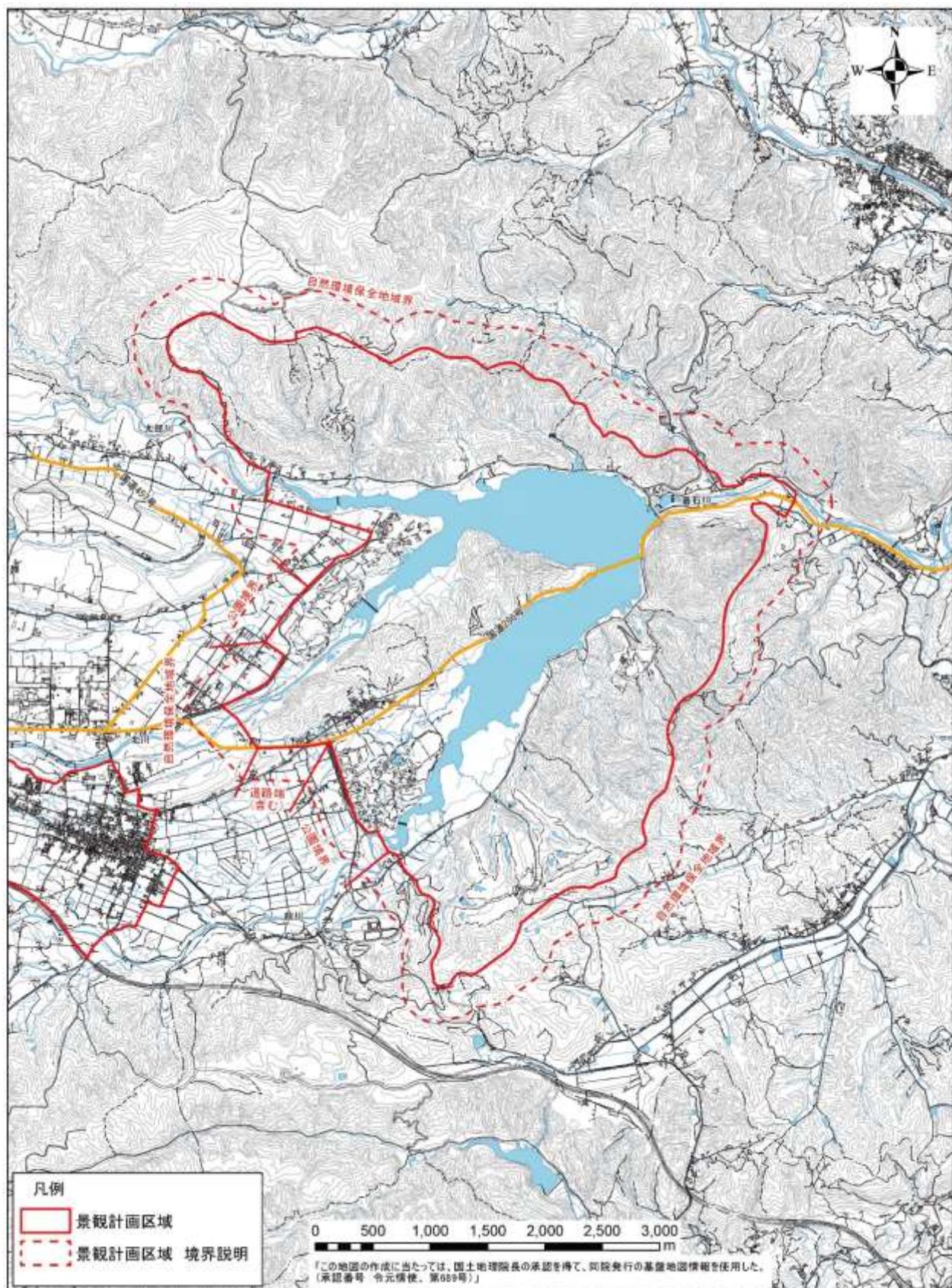
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
 ①街道沿いの松並木	<p>● 笹谷街道沿いの松並木</p> <p>かつて街道沿いには、風避けや日避け、積雪時の道標となるよう並木が植えられた。旧笹谷街道である国道286号沿いにも松並木が残り、街道筋であったことがわかる。</p>
 ②家屋・農地を守る防風林	<p>● 蔵王おろしと防風林</p> <p>蔵王おろしから家屋や農地を守るために防風林が道路に対して垂直に並んでいる様子は、川崎町の気候風土を表す特徴的な景観要素である。傍らに走る国道286号沿いの松並木や合間の農地・水田とあわせ、川崎町独自の特徴的な景観を形成している。</p>
 ③町中心部のクランク道路（図内赤丸部分）	<p>● 旧川崎城と城下町の名残が見られる町場</p> <p>旧川崎城は、城山公園として整備され、小高いところから低層の建物が並ぶ町場を望むことができる。また、旧川崎城下町だった川崎町の中心部では、城攻めに備えクランクした道がそのまま道路となっている場所や入り組んだ町割りなどが今に残り、特徴的な町場景観を形成している。</p>
 ④城山公園からの眺望（冬）	

1.1 釜房湖周辺地区

(1) 景観計画区域

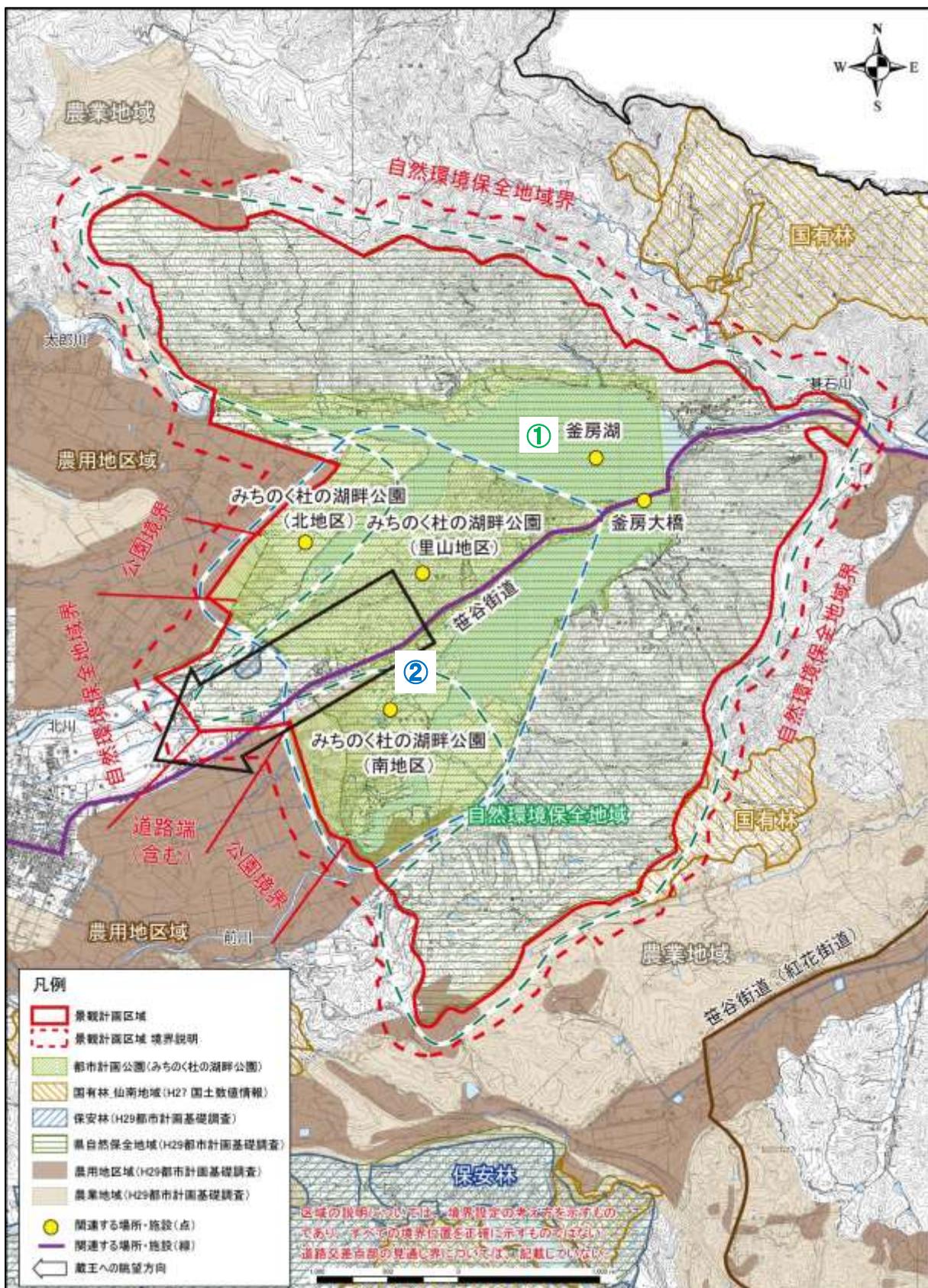
釜房湖周辺地区的区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

釜房湖周辺地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的
<ul style="list-style-type: none">貴重な水源地であり、広大な水面が広がる釜房湖や湖を取り囲む丘陵地の緑、湖の周囲に整備されたみちのく杜の湖畔公園による雄大な自然景観と、レクリエーションと共に楽しめる景観地について、県自然環境保全地域の保全を図るとともに、湖及び周辺の樹林地による一体的な自然景観の形成を図ることを目的とし、景観計画区域を指定する。
地区内で見られる景観（景観の概況）
<p>■仙南地域らしさを象徴する景観</p> <ul style="list-style-type: none">ダム湖である釜房湖を丘陵地が囲み、広大な水面と緑による雄大な自然景観が形成されている。湖の中央に丘陵地が入り込んだ地形となっており、湖の中央を横断する釜房大橋からは、前方に緑を中心にして両側に水面、その外側にまた丘陵地の緑が見られる特徴的な自然景観を形成している。釜房湖湖畔やみちのく杜の湖畔公園南地区からは、水面や公園の花々を前景に、蔵王連峰を遠くに望むことができる。 <p>■地区固有の景観</p> <ul style="list-style-type: none">みちのく杜の湖畔公園南地区では、色とりどりの花による景観や、多目的広場を中心とした賑わいの景観が見られる。みちのく杜の湖畔公園里山地区では、かつての薪炭林である雑木林や100年ほど前に植えられたスギ林、谷合いのため池や棚田の跡等、かつての里地里山の姿を伝える景観が見られる。みちのく杜の湖畔公園北地区では、水田、畑、放牧場等の草地を中心とした牧歌的な景観が見られる。
区域設定の考え方
<p>■基本的な考え方</p> <p>湖と丘陵地が形成する雄大な自然景観の保全と調和を図るとともに、みちのく杜の湖畔公園においては、湖や丘陵地と一体的な景観形成を目指した区域を設定する。</p> <p>■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）</p> <p>①ダム湖の水面と丘陵部</p> <p>釜房湖の水面とそれを取り囲み、湖の中央に入り組んでいる丘陵部は、一体で雄大な自然景観を形成していることから、景観の保全・形成を図るために、区域に含めた。</p> <p>②みちのく杜の湖畔公園</p> <p>みちのく杜の湖畔公園は、色とりどりの花々による多彩な景観、かつての里地里山の姿を伝える景観、草地による牧歌的な景観が、ダム湖の水面や丘陵部の緑、遠景の蔵王連峰と一緒に多様な景観を形成していることから、周辺の自然景観と一緒に景観形成を図るために、区域に含めた。</p>



▲区域設定検討図

(2) 景観形成方針

釜房湖周辺地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・釜房湖の湖畔とその周囲に広がる豊かな樹林地からなる水と緑が織り成す自然景観の保全を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・みちのく杜の湖畔公園では、自然を活かし、楽しむ景観地につながる魅力ある景観形成を図る。

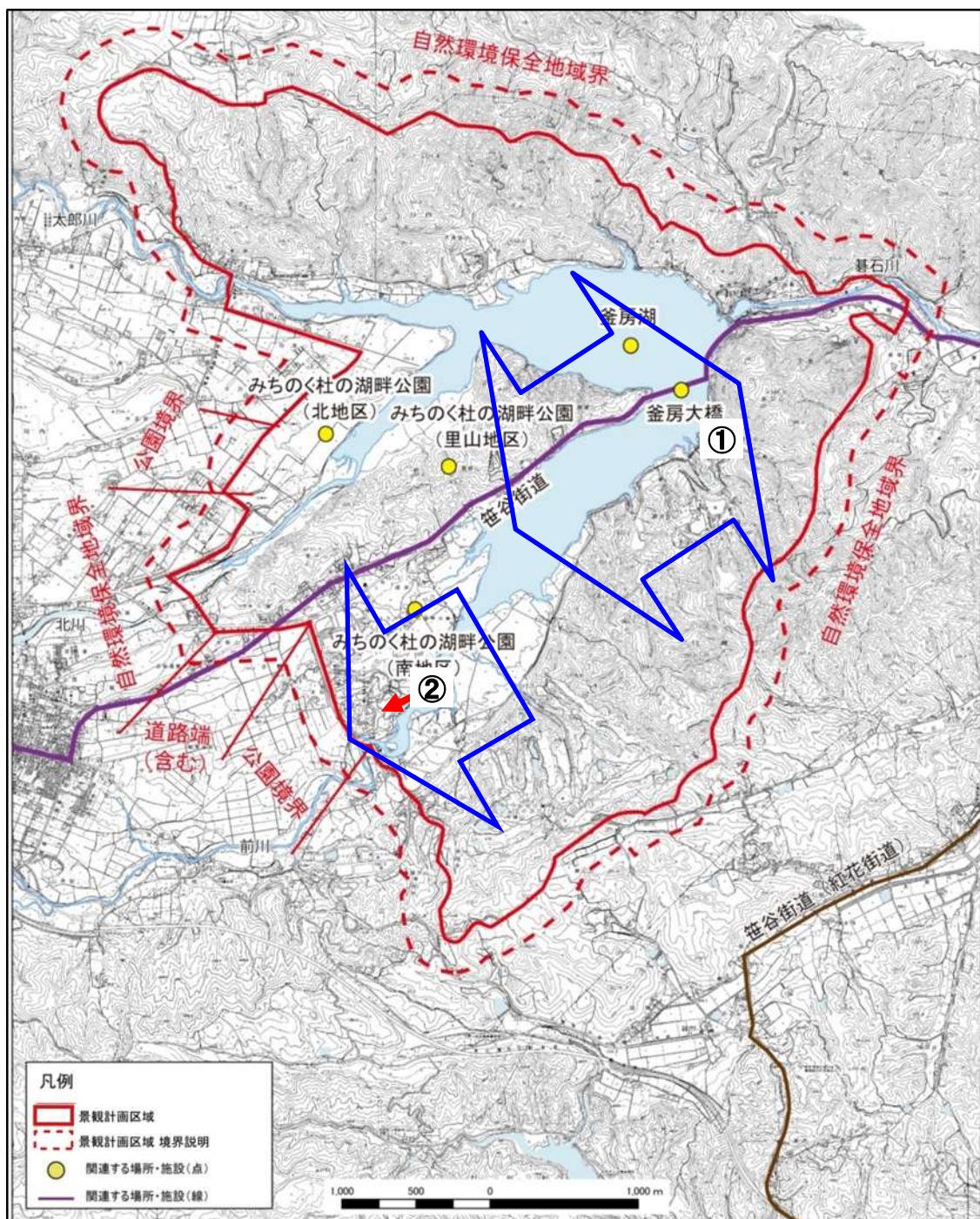
(3) 景観形成基準

釜房湖周辺地区における景観形成基準を以下に示します。

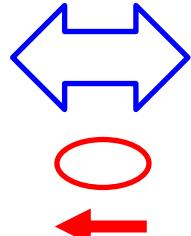
▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・位置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏になじむ配置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 周囲の自然環境に配慮したゆとりある配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある景観の形成に努める。	
	高さ	<input type="checkbox"/> 周囲の自然景観から突出しないよう配慮し、周囲と調和した高さとする。	
	形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 周囲の自然から突出せず、水辺や樹林地と調和した落ち着きのある形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。	
	色彩・素材	<input checked="" type="checkbox"/> 周囲の自然から突出せず、水辺や樹林地と調和するよう外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。	
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 地域の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽伐採	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。	
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input checked="" type="checkbox"/> 釜房湖周辺の既存樹木は可能な限り保全、活用する。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。	

(参考) 区域で見られる景観（丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応）



凡例



地域を象徴する景観が見られるおよその範囲
及び向き

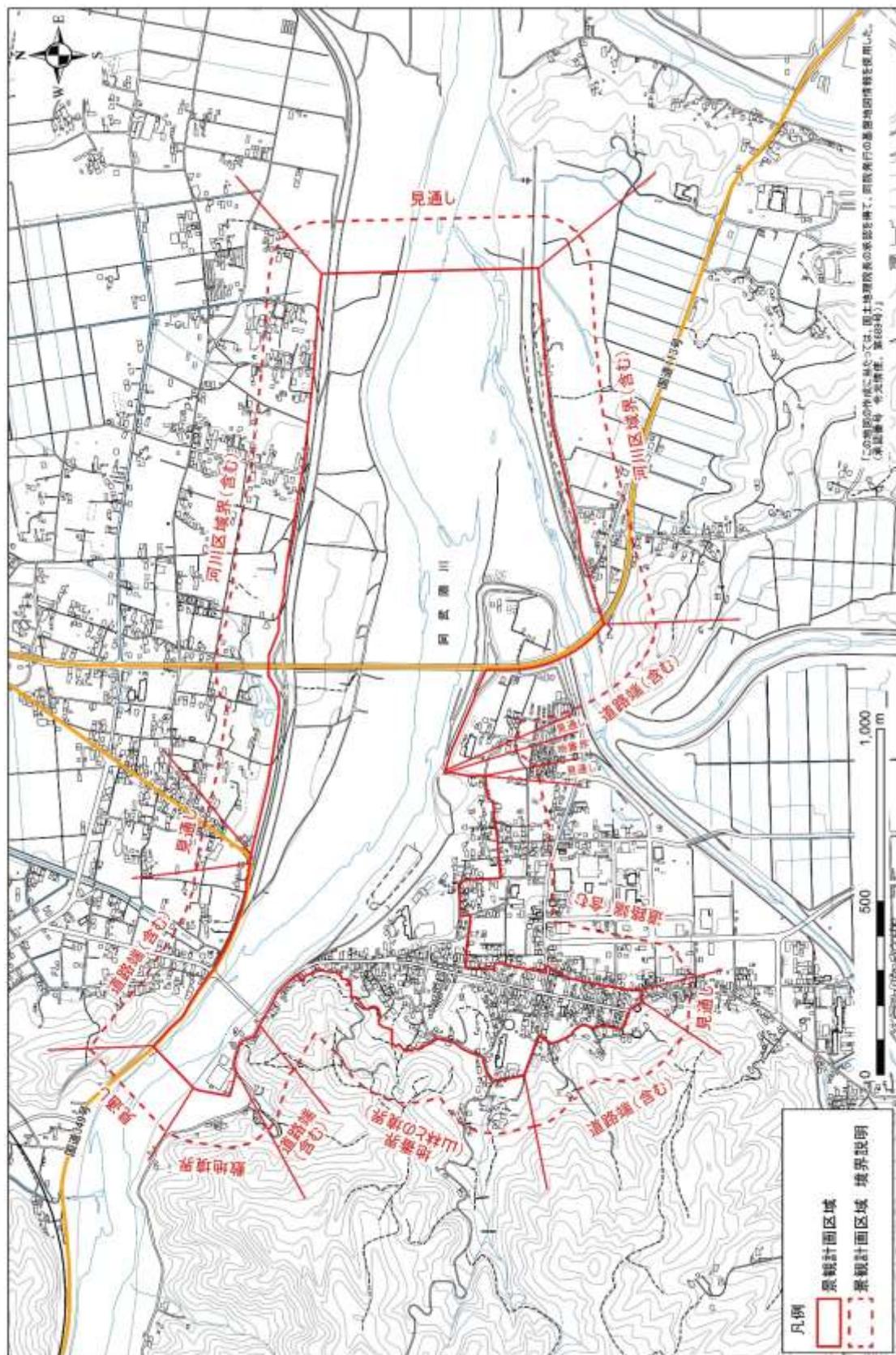
写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
 ①金房湖・金房大橋と丘陵地の緑	<p>●金房湖の水辺を望む景観</p> <p>金房湖周辺は、中心部を笹谷街道、北側に県道、南側に町道が通っており、道路を移動しながら広大な水辺と丘陵地の緑が組み合わさった自然景観が見られる。天候によっては遠くに蔵王連峰を望むことができ、来訪者にとって、川崎町、ひいては仙南地域の玄関口となる特徴的な景観を形成している。</p>
 ②みちのく杜の湖畔公園と蔵王連峰 (図内赤矢印)	<p>●みちのく杜の湖畔公園</p> <p>みちのく杜の湖畔公園は、3地区に分かれた広大な公園であり、キャンプやイベントなどのレクリエーションの場として親しまれている。適正に管理された公園内で見られる様々な景観は、遠景に見える蔵王連峰や金房湖、周囲の丘陵地などと組み合さり、多様な自然景観を形成している。</p>

1.2 丸森町中心部地区

(1) 景観計画区域

丸森町中心部地区の区域図を以下に示します。



【区域の考え方】

丸森町中心部地区の区域は、以下の考え方を踏まえて設定しました。

当該区域を指定する目的

- ・仙南地域を代表する水運の町場としての歴史性や阿武隈川との関係性を継承する景観形成を図ることを目的とする。
- ・丸森町の中心部における官民が協力・連携した景観まちづくりのきっかけを目的とし、景観計画区域を指定する。

地区内で見られる景観（景観の概況）

■仙南地域らしさを象徴する景観

- ・蛇行する阿武隈川により形成される広がりのある水面、蛇行とともに形成される瀬渕、両岸を結ぶ橋と、周囲の市街地が一体となって穏やかな河川景観を形成している。
- ・阿武隈川の水運で栄えた商業都市に由来する歴史的な市街地の名残を残す、かつての豪商の店舗を活用した商店や水運に代わるライン下り等、歴史を活かした景観まちづくりが展開されており、町内で賑わいの景観が見られる。
- ・丸森・金山・小斎阿武隈川南岸からは、阿武隈川の水面を前景に藏王連峰を望むことができる。
- ・阿武隈川の氾濫により移転する以前の市街地の中心に鎮座していた鳥屋嶺神社は、かつての市街地の名残を今に伝える景観要素となっている。

区域設定の考え方

■基本的な考え方

阿武隈川と水運により栄えた古くからの市街地が形成する歴史的な景観の保全と調和を図るとともに、阿武隈川の雄大な水面や周辺の緑との一体的な景観の形成を目指した区域を設定する。

■個別の考え方（丸数字は、次ページの図中の丸数字に対応）

①蛇行しながら阿武隈山地から平野部へ流れる阿武隈川

阿武隈川の雄大な水面や周辺の緑は、本地区の雄大な自然景観を形成するとともに、阿武隈川ライン下りが行われるなど、まちづくりの上でも重要な役割を担っていることから、景観の保全・形成を図る必要があるため、区域に含めた。

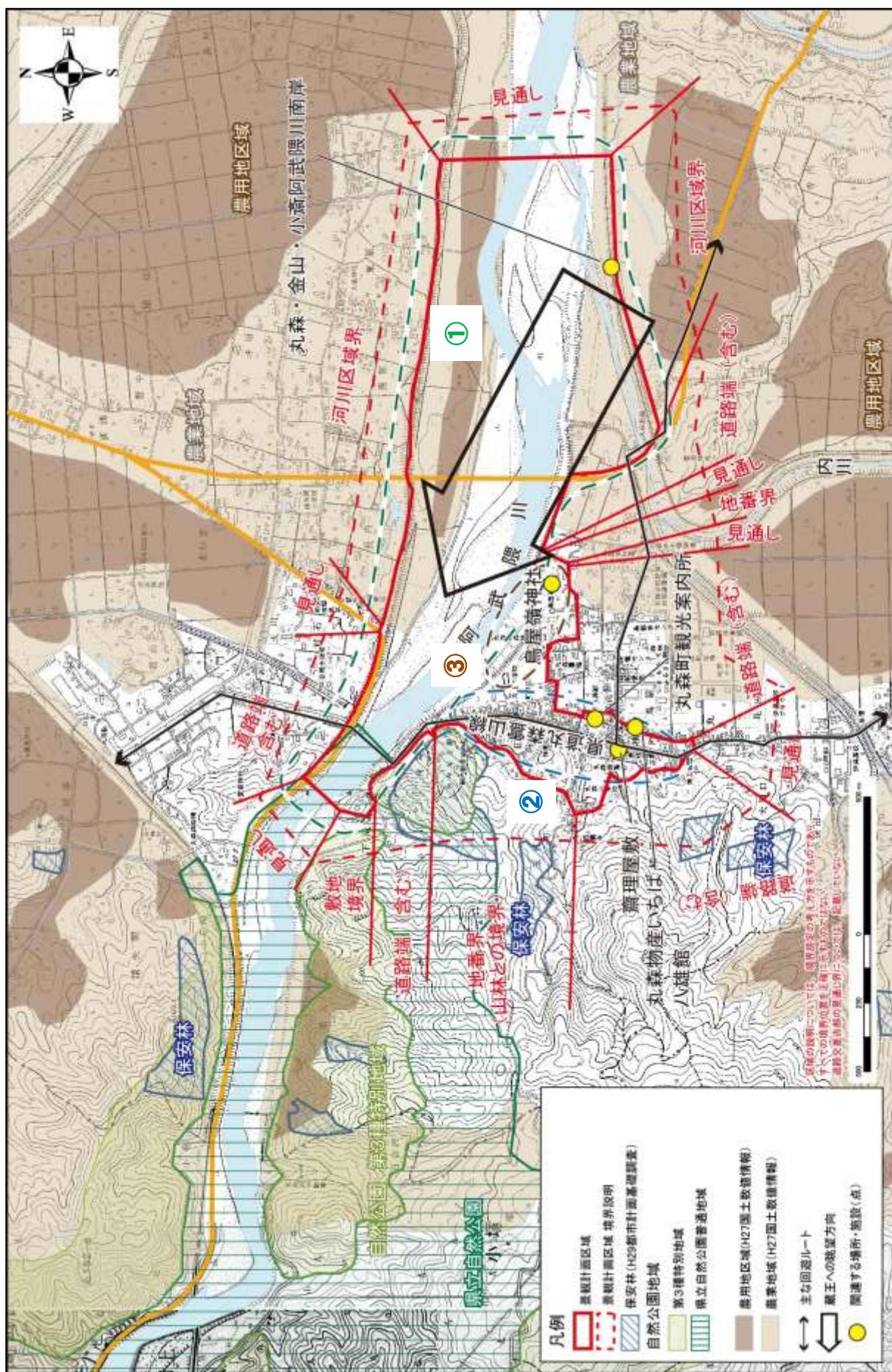
②かつての商業都市の名残が見られる古くからの町場

かつての豪商の店舗を活用した商業店舗をはじめ、商業都市の町割りを残す県道丸森霊山線沿道や西側の山裾部については、景観の保全・形成を図るために、区域に含めた。

③かつての町場周辺の市街地

かつて阿武隈川のほとりにあった町場は、水害を避けるために内陸部へと町の中心部を移転した経緯があり、今ではかつての水運の町の名残を伝える重要なエリアである。また、当該エリアは周辺の市街地や河川堤防、周辺の山林などによって、落ち着きのある街並みと自然の景観を形成していることから、丸森町中心部や阿武隈川との一体的な景観の保全・形成を図る必要があるため、区域に含めた。

▲区域設定検討図



(2) 景観形成方針

丸森町中心部地区における景観形成方針を以下に示します。

■自然景観の保全

- ・阿武隈川の環境を保全するとともに、阿武隈川ライン下りのルートにおける水上からの景観に配慮した河川環境及び周囲の自然景観の保全を図る。

■個性を活かす景観の創出

- ・川湊として栄えた歴史を今に伝える建築物等の保全・活用を図るとともに、その歴史性を活かした市街地景観の形成を図る。
- ・中心部では、周囲の自然と調和した市街地景観の形成を図る。

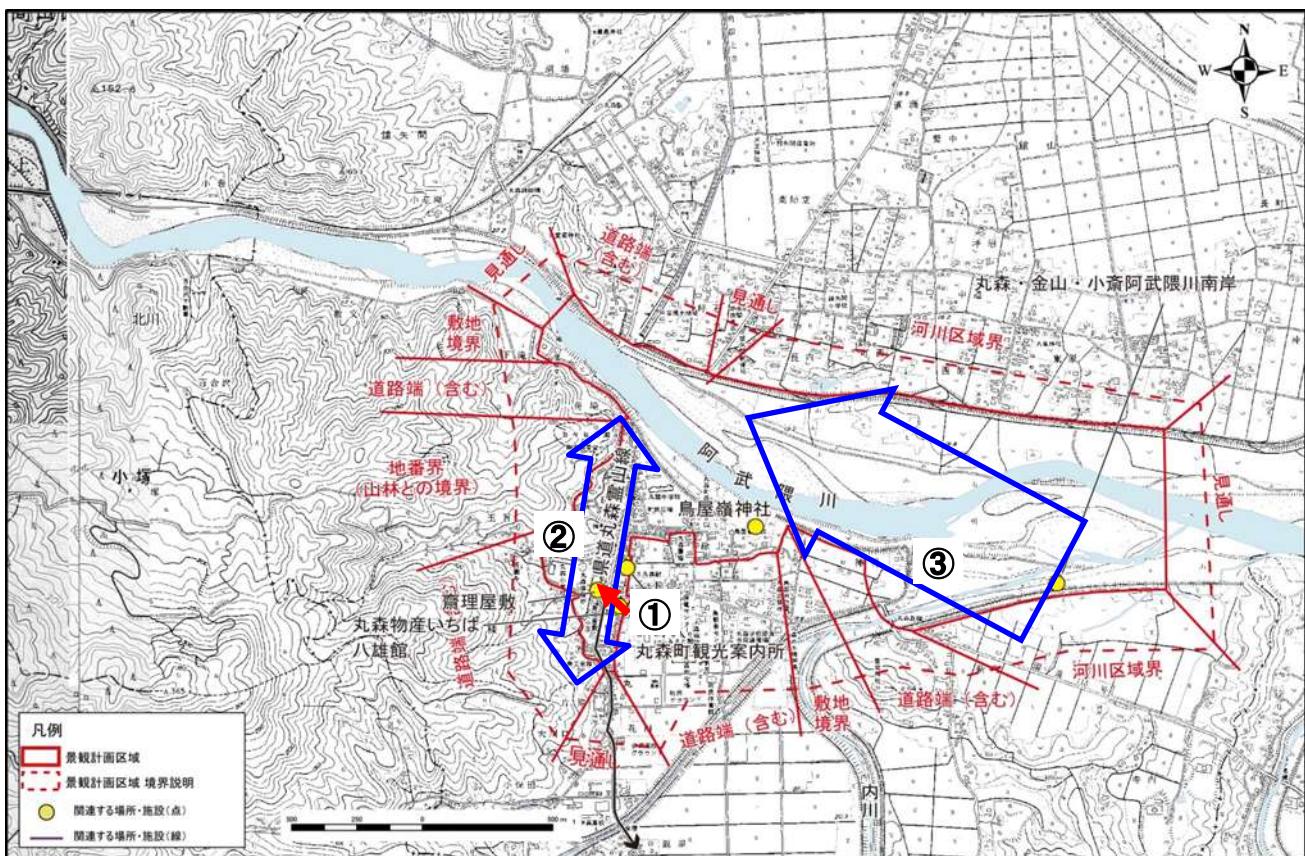
(3) 景観形成基準

丸森町中心部地区における景観形成基準を以下に示します。

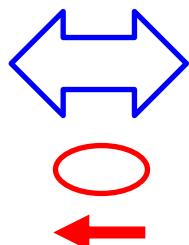
▼景観形成基準

行為	項目	景観形成基準	※■:地域の特徴を踏まえた基準
建築物 ・工作物	配置・位置	<input type="checkbox"/> 周囲との連続性に配慮した配置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 阿武隈川沿いでは、水辺の自然景観を阻害しない配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある市街地景観の形成に努める。	
	高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 阿武隈川及び川沿いからの眺望に配慮し、周囲と調和した高さとする。 <input type="checkbox"/> その他のエリアでは、周囲と調和した高さとする。	
	形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 中心部等の通り沿いでは、通りに面して低層部に開口部を設ける等により、遮へい性を低減し、歩行者からの見え方に配慮した賑わいを創出する景観の形成を図る。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避け、周囲と調和した屋根、外壁等の形態・意匠とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 阿武隈川からの眺望に配慮した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。	
	色彩・素材	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の歴史を伝える資源等との調和を配慮し、外壁や屋根における素材や色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。	
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部にオープンスペースを設ける場合には、樹木や花壇等を活用し、潤いある通り景観の創出に配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽伐採	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。	
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。	

(参考) 区域で見られる景観 (丸数字は、次ページの表中の丸数字に対応)



凡例



地域を象徴する景観が見られるおよそその範囲
及び向き

写真の撮影場所・エリア及び写真の撮影方向

区域で見られる景観	説明
 ①斎理屋敷周辺の街並み（図内赤矢印）	<p>●かつての商業都市の街並み</p> <p>角田市方面から阿武隈川を渡り丸森町の中心部に入ると、県道沿いに低層の建築物を中心とした商店が立ち並ぶ街並み景観が見られる。川湊として栄えた町場は、町割りにその名残が見られる。</p> <p>街並みの中には、かつて水運で栄えた豪商の屋敷である「斎理屋敷」が今に残り、観光地やコミュニティの中心としてだけでなく、丸森町の歴史的な町場景観を形成する重要な要素となっている。</p>
 ②古くからの町場	<p>●雄大な阿武隈川の流れ</p> <p>阿武隈川は、本地区に入る辺りから川幅が広がり、雄大で穏やかな河川景観が形成される。周辺には平地が広がり、農地や低い丘陵地などが点在し、雄大な阿武隈川の流れとともに穏やかな自然景観を形成している。</p> <p>天候によっては遠方に蔵王連峰を望むことができ、みやぎ蔵王三十六景にも選ばれる丸森町の象徴的な自然景観を見ることができる。</p>

第5章 届出対象行為と届出の流れ

(1) 届出が必要な行為（届出対象行為）

景観計画区域内において、良好な景観形成に影響を及ぼす恐れのある以下の行為を行う場合は、届出が必要になります。なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、届出に代わり通知が必要になります。

▼届出が必要な行為と規模

届出が必要な行為	規模
1) 建築物 ^{*1} の建築等 新築 ^{*2} 、増築 ^{*3} 、改築 ^{*4} 若しくは移転 ^{*5} 外観を変更することとなる修繕 ^{*6} 若しくは模様替 ^{*7} 又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 高さ ^{*8} 10m以上 又は 建築面積 ^{*9} 500 m ² 以上
	<input type="checkbox"/> 高さ 10m以上 又は 建築面積 500 m ² 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積 ^{*10} の合計が全体見付面積の1／2以上のもの
2) 工作物（※）の建設等 新設 ^{*2} 、増築、改築若しくは移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 高さ 10m以上（擁壁類は2m以上）又は築造面積 ^{*11} 500 m ² 以上のもの
	<input type="checkbox"/> 工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1／2以上のもの
3) 開発行為 ^{*12}	<input type="checkbox"/> 区域面積 1,000 m ² 以上
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 行為地面積 1,000 m ² 以上
5) 木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 行為地面積 1,000 m ² 以上

※対象となる工作物は、次に挙げるもの

- (1) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (3) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 擁壁類
- (5) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (6) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (7) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、碎石プラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する工作物
- (11) 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの

【用語の解説】

1	建築物	建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」。
2	新築 (新設)	建築物(工作物)の存しない敷地(更地)に建築物(工作物)を造ること。
3	増築	1の敷地内にある既存の建築物(工作物)の延床面積又は高さを増加させること。
4	改築	建築物(工作物)の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てるることをいう。従前のものと著しく異なるときは、新築(新設)又は増築となる。なお、使用材料の新旧を問わない。
5	移転	同一敷地内で建築物(工作物)を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築(新設)又は増築扱いとなる。
6	修繕	既存の建築物(工作物)の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
7	模様替	既存の建築物(工作物)の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。
8	高さ	地盤面(地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面)から建築物又は工作物の上端までの最高高さ。
9	建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する「建築面積」。
10	見付面積	建築物(工作物)の張り間方向又はけた行き方向の鉛直投影面積(建築基準法施行令第46条第4項)。
11	築造面積	建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する「築造面積」。
12	開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」。

【届出の対象となる規模のイメージ】

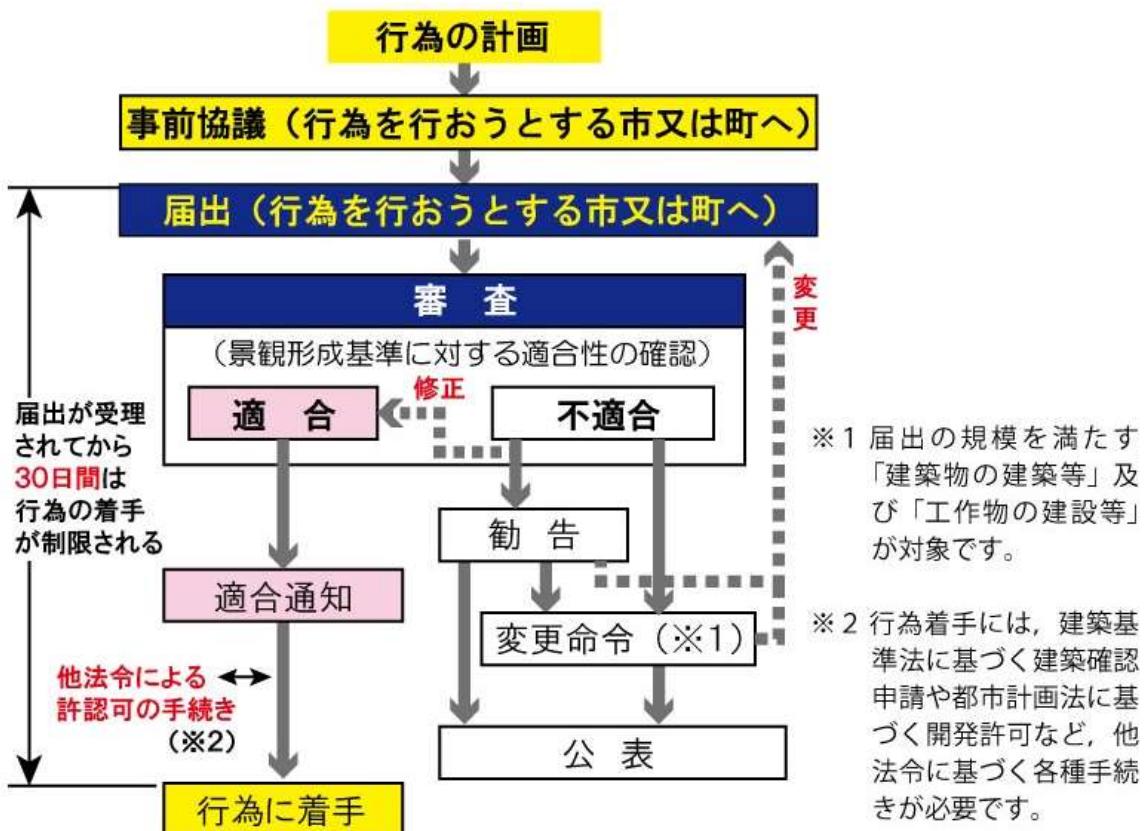


(2) 特定届出対象行為

届出が必要な行為のうち、形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対しては、特定届出対象行為として、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることができます。

本計画の特定届出対象行為については、「(1) 届出が必要な行為」の建築物の建築等及び工作物の建設等のすべてとします。

(3) 届出手続きの流れ



(4) 届出の対象外となる主な行為

以下の行為については、本計画に定める届出が必要な行為の対象外となります。

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号）
 - ※その他の行為：地下に設ける建築物または工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為（法施行令第8条で定めるもの）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更
(法第16条第7項第10号)
- 文化財保護法に基づく許可若しくは届出又は協議を行うことが規定されている行為
 - ※伝統的建造物群保存地区で行う行為など (法施行令第10条第3号)
- 宮城県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示または設置